

新！ひのっ子すくすくプラン

～第2期日野市子ども・子育て支援事業計画～

令和2年度～令和6年度



令和2(2020)年3月
日野市

この計画に記載された施策に対してご意見がある方は、お気軽に下記アドレスまでメールをお送りください。
日野市子ども部子育て課 jidouf@city.hino.lg.jp

はじめに

第5次日野市基本構想・基本計画（2020プラン）後期基本計画では、まちづくりの柱の一つとして、「子どもが輝くまち」を掲げています。また、平成24年8月に制定された子ども・子育て支援法をはじめとする関連3法に基づき、平成27年度から5年間の計画として、「新！ひのっ子すくすくプラン（日野市子ども・子育て支援事業計画）」を策定し、市民ニーズに基づく幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上の取り組みを進めてきました。



主な成果として、平成29年4月1日現在252人であった保育園の待機児童数は、平成31年4月1日現在46人となりました。平成29・30年度の2年間で保育施設の定員数を864人分増員する緊急対策により、大幅な待機数の減少を図りました。子どもの居場所づくりでは、滝合小の学童クラブ受入枠の拡大と放課後子ども教室「ひのっち」の活動場所を確保するため、一体型施設を建設し運営を開始するとともに、2か所の学童クラブでは、民間活力を導入し育成時間の拡大を図りました。また、放課後子ども教室「ひのっち」事業における夏季休業中の「なつひの」は、平成27年度当初4校より始め、令和元年度は12校で実施しました。

昨今、急速な少子化による家族形態の変化や地域コミュニティの弱体化などによって、子育てにおける不安や孤立感を抱える人が増え、児童虐待や子どもの貧困問題が深刻化しています。また、女性の就労意欲の向上等により保育園の待機児童も増加しており、子どもとその家庭を取り巻く状況は大きく変化しています。

このたび、現行の計画期間が終了することに伴い、今後の社会動向を見据え、計画の見直しを行い、新たに「新！ひのっ子すくすくプラン（第2期 日野市子ども・子育て支援事業計画）」を策定することとなりました。

次期計画では、すべての子どものすこやかな成長を切れ目なく支援する体制を強化するため、子ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点となる「(仮称)子ども包括支援センター」を設置します。また、学童クラブ希望者の全員入所を堅持しながら、育成時間延長等のニーズに応えるための民間活力導入や放課後子ども教室「ひのっち」事業の「なつひの」の全校実施等を目指してまいります。保育の量的確保については、児童人口や保育需要等の状況を見ながら慎重に対応を検討してまいります。また、保育の質的確保のため市独自の検査実施に向けた訪問指導を行ってまいります。

これらの事業を実施するために、地域社会全体が連携・協働しながら、日野市の将来を担う子どもたちとその子育て家庭に向き合い、子どもたちが元気で健やかに育つことができるまちづくりに努めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、活発なご議論・ご提言を賜りました日野市子ども・子育て支援会議委員の皆様、ならびに市民意向調査やパブリックコメント等において多大なご協力と貴重なご意見をいただきました市民の皆様に心より感謝申し上げます。

令和2年3月

日野市長 大坪 冬彦

目 次

第 1 章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景	2
2	計画策定の趣旨	3
3	計画の位置付け	4
4	計画の期間と対象	5
5	計画の策定体制	5
第 2 章	日野市の現状	7
1	日野市の状況	8
2	アンケート調査結果からみえる現状	15
3	第 2 期計画に向けた現状と課題	24
第 3 章	計画の基本理念、基本目標	27
1	基本理念	28
2	基本的な視点	29
3	基本目標	30
4	施策の体系	32
第 4 章	施策の展開	33
基本目標Ⅰ	子どもの育ちと子育ての楽しさの発見	34
基本目標Ⅱ	切れ目なく一人ひとりを大切にする支援の充実	63
基本目標Ⅲ	共に生き、互いに育てあうまち	85
基本目標Ⅳ	命を慈しむ心を育て、次の世代の親を育てる	97

第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策 103

- 1 量の見込みと確保方策の考え方 104
- 2 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育 106
- 3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項 111

第6章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策. 113

- 1 量の見込みと確保方策の考え方 114
- 2 量の見込みと提供体制の確保方策 115

第7章 計画の推進に向けて 127

- 1 施策の実施状況の点検 128
- 2 計画の進捗状況の公表 128
- 3 市民・企業・関係機関との連携 128

資料編 129

- 1 子ども・子育て支援会議議事一覧 130
- 2 子ども・子育て支援会議委員名簿 131
- 3 子ども・子育て支援会議事務局名簿 132
- 4 日野市子ども・子育て支援会議条例 133
- 5 日野市子ども・子育て支援会議条例施行規則 135



第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。



また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、IoT（Internet of Things：インターネットにつながっていなかったモノをつなぐこと）、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術の進展が進んできており、学校や学びの在り

方など新たな局面を迎えています。

こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子育て・子育てを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

このような社会情勢の変化の中、これまで国では、平成 24 年 8 月に『子ども・子育て支援法』をはじめとする子ども・子育て関連 3 法を成立させ、平成 27 年 4 月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める『子ども・子育て支援新制度』をスタートさせました。

しかしながら、25 歳から 44 歳の女性就業率の上昇や、それに伴う保育の申込者数の増加などにより、平成 30 年 4 月時点の全国の待機児童数は 1 万 9,895 人と以前に比べれば減少傾向となっているものの、保育を必要とするすべての子ども・家庭が利用できていない状況です。

待機児童の解消は待ったなしの課題であり、国では平成 29 年 6 月に『子育て安心プラン』を公表し、平成 30 年度から令和 4 年度末までに女性の就業率 80%にも対応できる約 32 万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

また、就学児童においても、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成 30 年 9 月には、『新・放課後子ども総合プラン』を策定し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

2 計画策定の趣旨

本市においては、『子ども・子育て支援法』に基づき、平成27年3月に『新！ひのっ子すくすくプラン（日野市子ども・子育て支援事業計画）』を策定しました。

このような中、平成27年度に策定した第5次日野市基本構想・基本計画（2020プラン）後期基本計画では、将来都市像「ともに創ろう 心つながる 夢のまち 日野」の実現に向けて「市民が主役のまち」、「水とみどりのまち」、「つながりを大切にすするまち」、「持続可能なまち」の4つの基本理念のもと、7つのまちづくりの柱「参画と協働のまち」、「子どもが輝くまち」、「健やかでともに支えあうまち」、「日野人・日野文化を育てるまち」、「自然と調和した環境に優しいまち」、「安全で安心して暮らせるまち」、「地域の魅力を活かした活力あるまち」を掲げました。

まちづくりの柱の一つ「子どもが輝くまち」では家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む、また妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える事を重点目標として取り組みを進めています。

本市では、これまでも子どもの健やかな成長と子育て家庭を支援するため、保育の量的拡充や多様な保育サービスの提供、地域における子ども・子育て支援などに取り組み、次代を担う子どもたちが強く、たくましく生き抜けるよう、生まれる前から進学や就労まで、切れ目ない施策の一層の充実を図ってきました。

教育・保育事業、地域子ども子育て支援事業について、現状ではニーズに対し提供体制が確保されていますが、今後においては、提供内容の質の向上に向けて、さらなる追求を行い、子育て支援事業の充実を図っていくことが必要です。

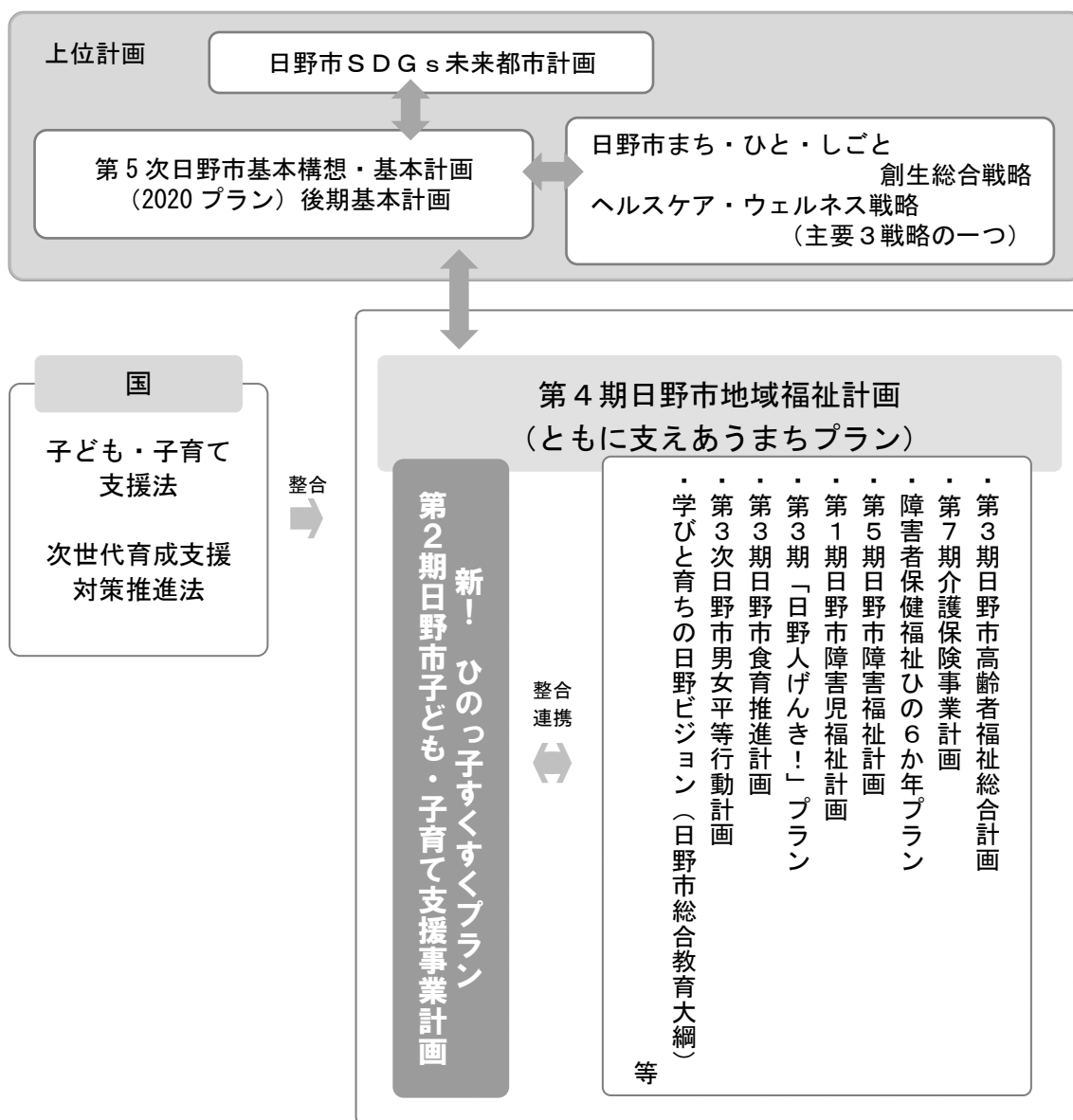
この度、『新！ひのっ子すくすくプラン（日野市子ども・子育て支援事業計画）』が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため『新！ひのっ子すくすくプラン 第2期日野市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。



3 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく子ども・子育て支援事業計画として、すべての子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」として策定するとともに、第 5 次日野市基本構想・基本計画（2020 プラン）後期基本計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけ、日野市 SDGs※未来都市計画等とも整合を図り将来を見据えた計画とします。



※SDGs：国連が決議した世界が 2030 年までに目指す持続可能な開発目標

4 計画の期間と対象

【計画の期間】

「子ども・子育て支援法」において、市町村は5年を1期とする計画を定めるものとなっており、5年ごとに策定するものとされていることから、日野市における本計画は令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新！ ひのっ子すくすくプラン 第2期日野市子ども・子育て支援事業計画				

【計画の対象】

本計画は、日野市に生活する18歳未満の子どもとその育成に関わりのあるすべての人々・関係する機関等を対象としています。

※本計画においては「人々」と表現します。

5 計画の策定体制

(1) 市民ニーズ調査の実施

本市では、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「新！ ひのっ子すくすくプラン 第2期日野市子ども・子育て支援事業計画」の策定に伴い、この事業計画に必要な子育て世帯の保護者の就労状況や教育・保育施設等の利用に関する意向、その他の実状を把握するため「日野市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

① 調査区分と主な調査目的

未就学児童保護者：教育・保育及び地域子育て支援事業量のニーズ量を把握する。

小学生本人：放課後の居場所など、生活実態と意識を把握する。

小学校児童保護者：地域子育て支援事業量のニーズ量（学童クラブ）を把握する。

中学生：子ども本人の生活状況と意識、将来に対する意識を把握する。

高校生：子ども本人の生活状況と意識、将来に対する意識を把握する。

成人男女：将来のライフコース、ワーク・ライフ・バランスの現状を把握する。

関連事業者・団体：子育てに関する担い手の現状を把握する。

市内の企業：子育て支援策の実施状況を把握する。

② 調査期間

平成 30 年 10 月から平成 30 年 12 月

③ 回収状況

区分	調査対象	配布数	回収数	回収率
未就学児童保護者	0～5 歳の子どもの保護者	1,600 通	990 通	61.9%
小学生本人	5 年生の子ども	1,529 通	1,409 通	92.2%
小学校児童保護者	1～6 年生の子どもの保護者	1,200 通	740 通	61.7%
中学生	中学 1～3 年生の本人	400 通	209 通	52.3%
高校生	高校 1 年生の本人	320 通	319 通	99.7%
成人男女	子どものいない 18～30 代の成人	400 通	100 通	25.0%
関連事業者・団体	保育園、幼稚園、子育て活動グループ、NPO など	67 通	48 通	71.7%
市内の企業	日野市商工会加入事業所	100 通	33 通	33.0%

(2) 日野市子ども・子育て支援会議による審議

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちを取りまく環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業主、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「日野市子ども・子育て支援会議」を設置し、計画の内容について協議しました。

(3) パブリックコメントの実施

令和 2 年（2020 年）1 月 1 日～1 月 31 日に、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。



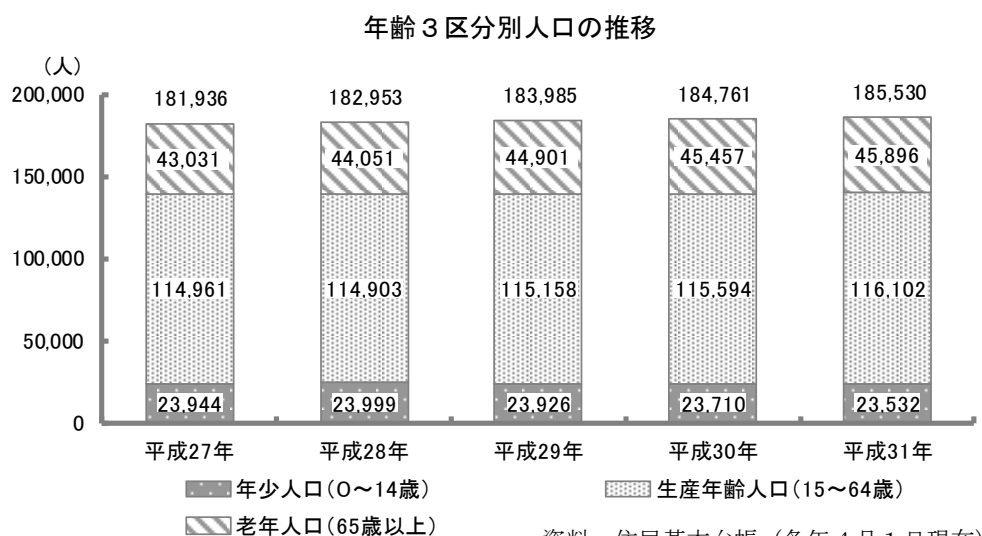
第 2 章 日野市の現状

1 日野市の状況

(1) 人口の状況

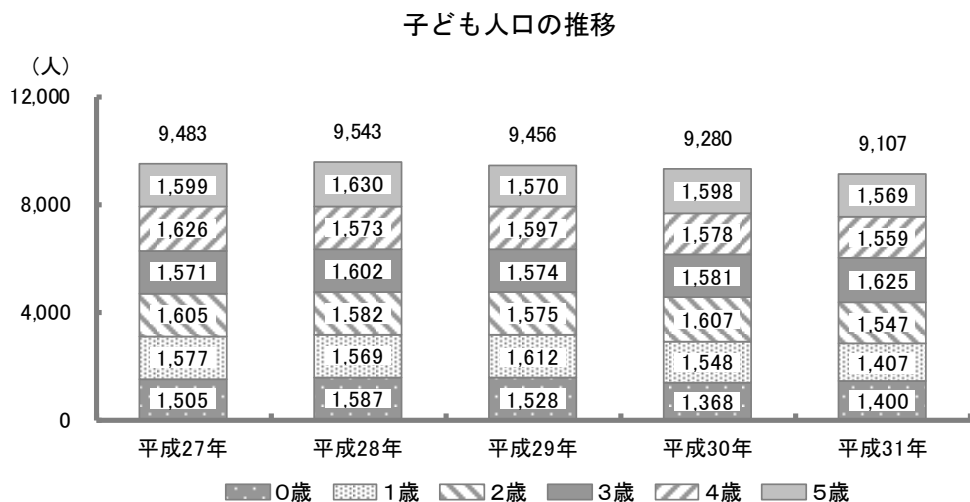
① 年齢3区分別人口の推移

本市の各年の3月末における人口推移をみると、総人口は年々増加し、平成31年で185,530人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



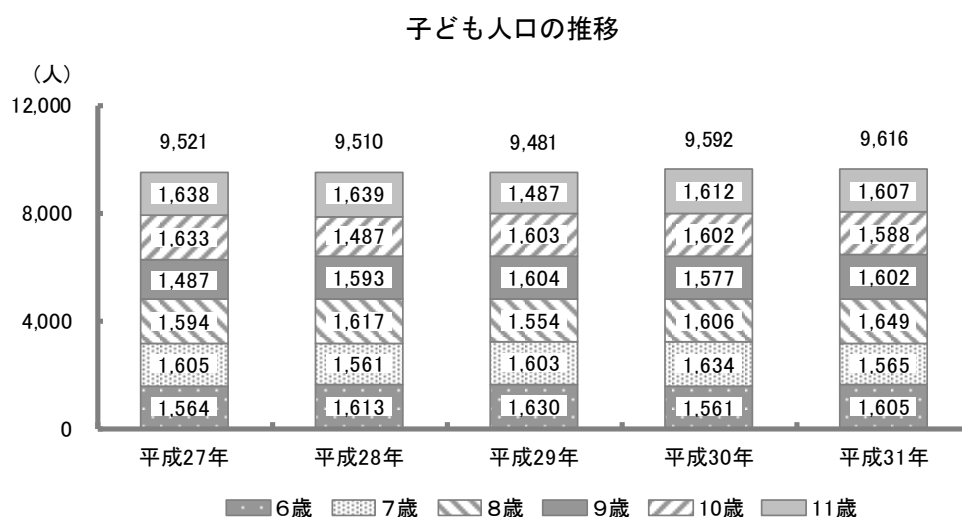
② 年齢別就学前児童数の推移

本市の0歳から5歳の子ども人口は平成28年以降減少傾向にあり、平成31年4月現在で9,107人となっています。特に他の年齢に比べ、1歳の減少率が高くなっています。



③ 年齢別就学児童数の推移

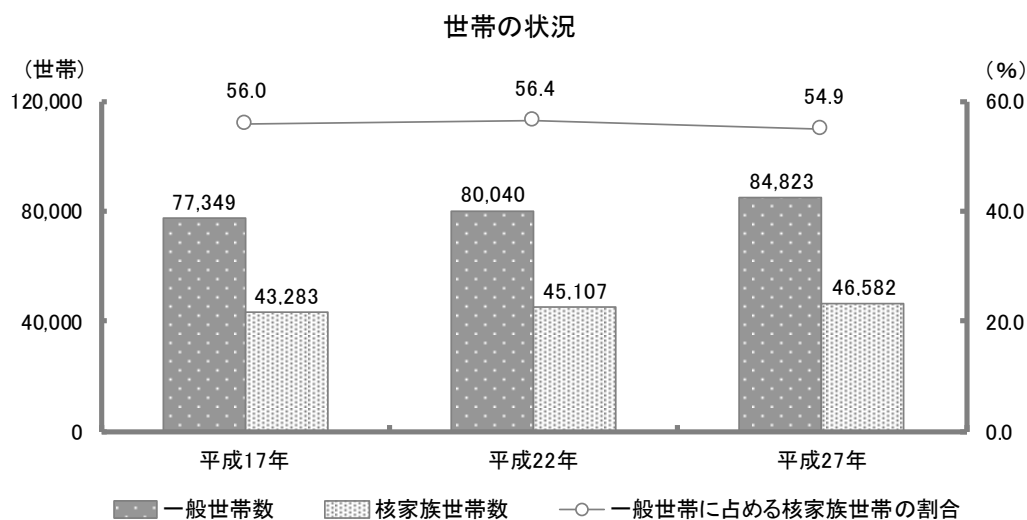
本市の6歳から11歳の子ども人口は平成27年以降横ばいで、平成31年4月現在で9,616人となっています。平成27年と平成31年を比較すると、特に他の年齢に比べ、9歳は増加率が高くなっており、10歳は減少率が高くなっています。



（2）世帯の状況

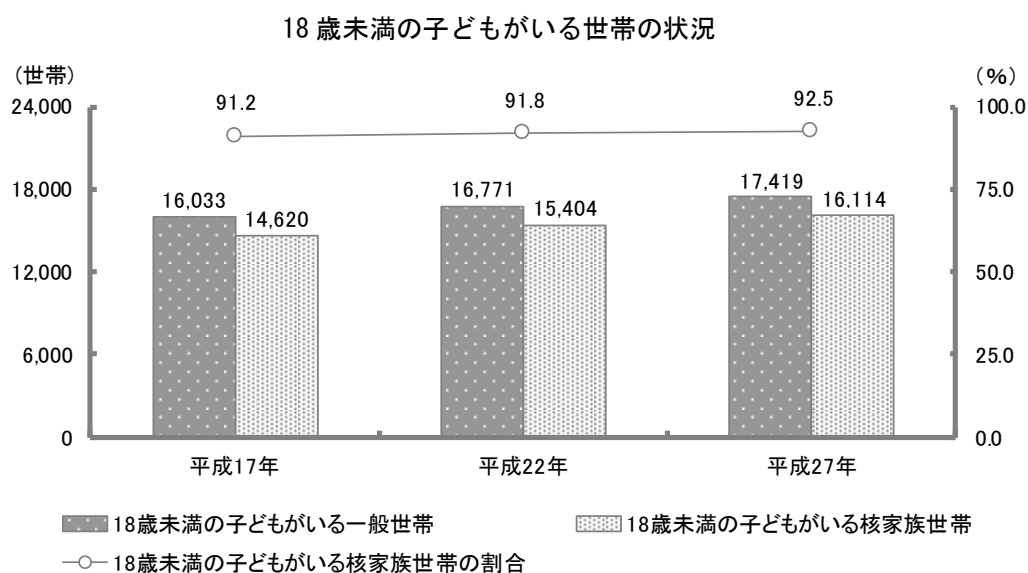
① 一般世帯・核家族世帯の状況

本市の核家族世帯数は年々増加しており、平成27年で46,582世帯となっています。また、一般世帯数も年々増加していますが、一般世帯に占める核家族世帯の割合は横ばいです。



② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

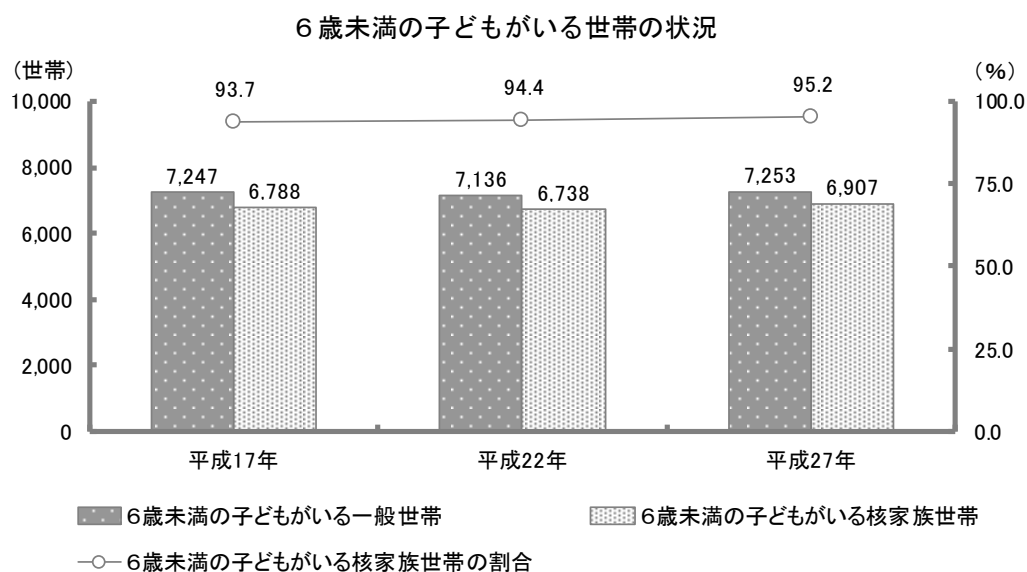
本市の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々増加しており、平成27年で17,419世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯数、核家族世帯の割合も年々増加しています。



資料：国勢調査

③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

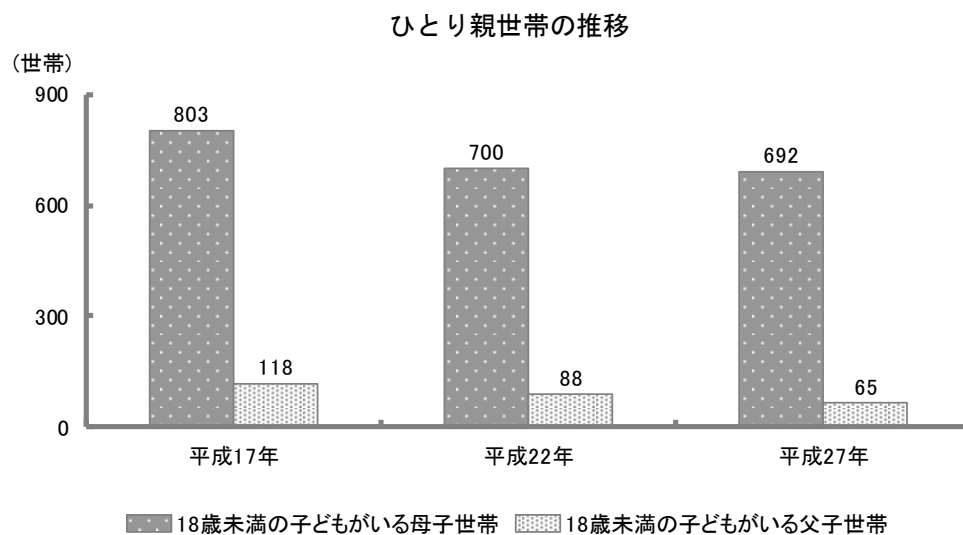
本市の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は横ばいで、平成27年で7,253世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯数も横ばいですが、核家族世帯の割合は年々増加しています。



資料：国勢調査

④ ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は年々減少しており、平成27年で692世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯も年々減少しています。

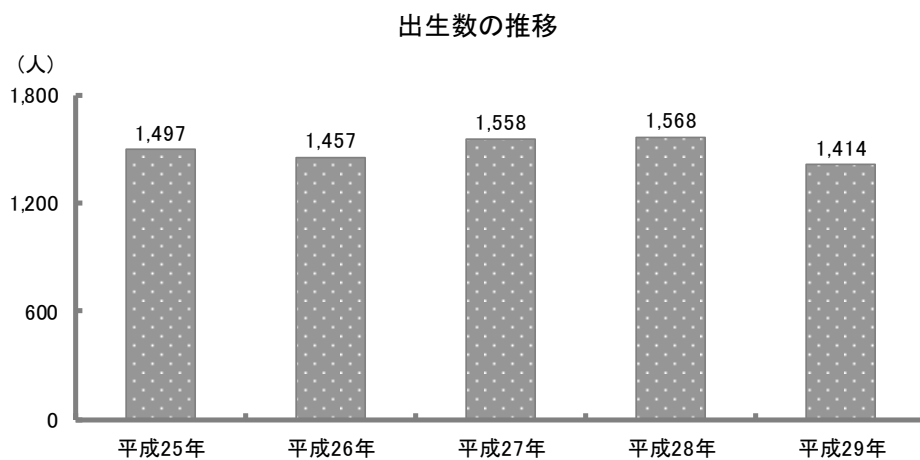


資料：国勢調査

(3) 出生の状況

① 出生数の推移

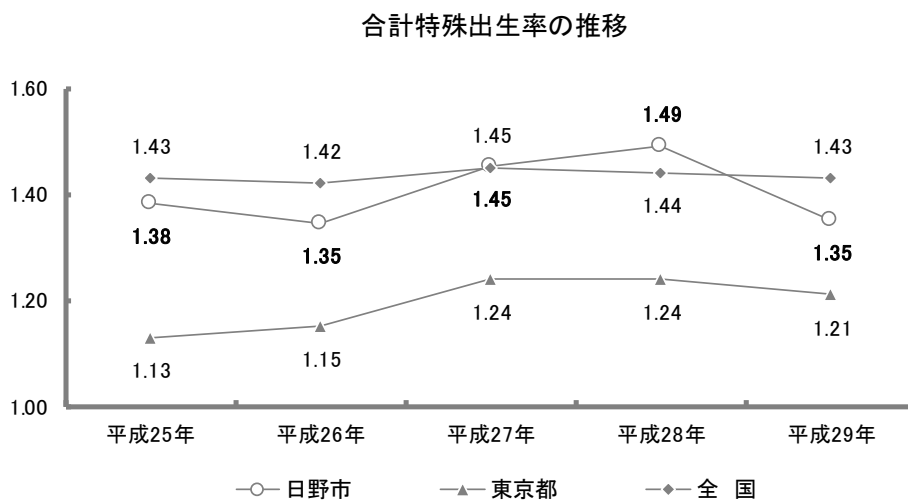
本市の出生数は平成28年までは増加傾向となっておりましたが、年々減少しており、平成29年は1,414人と過去5年間で最も少なくなっています。



資料：東京都保健福祉局 人口動態統計

② 合計特殊出生率の推移

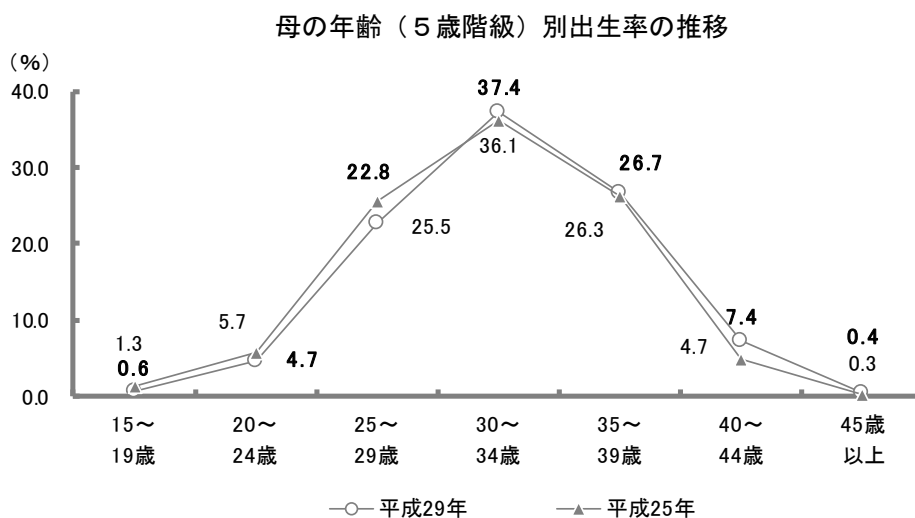
合計特殊出生率は1人の女性が一生の間に産むとしたときの平均の子どもの数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。本市の合計特殊出生率は増減を繰り返しながら推移しており、平成29年で1.35と最も低くなっています。また、全国・都と比較すると、都より高く、全国より低い値となっています。



資料：東京都保健福祉局 人口動態統計

③ 母親の年齢（5歳階級）別出生割合の推移

本市の母の年齢（5歳階級）別出生割合の推移をみると、平成25年に比べ平成29年で、20～29歳の割合が減少しているのに対し、30～44歳の割合が増加していることから晩産化が進行していることがうかがえます。

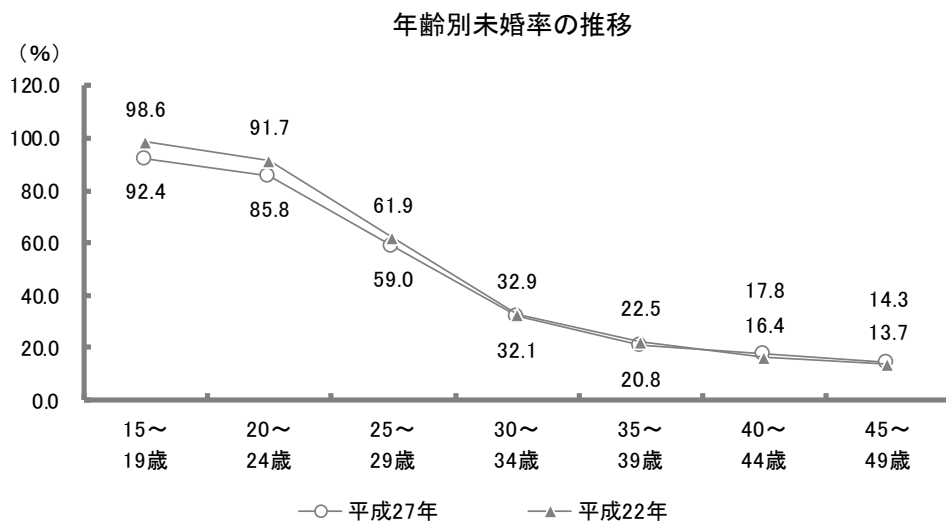


資料：東京都保健福祉局 人口動態統計

(4) 未婚・結婚の状況

① 年齢別未婚率の推移

本市の年齢別未婚率の推移をみると、平成22年に比べ平成27年で、特に29歳以下の未婚率が減少していることから、晩婚化が進行していることがうかがえます。

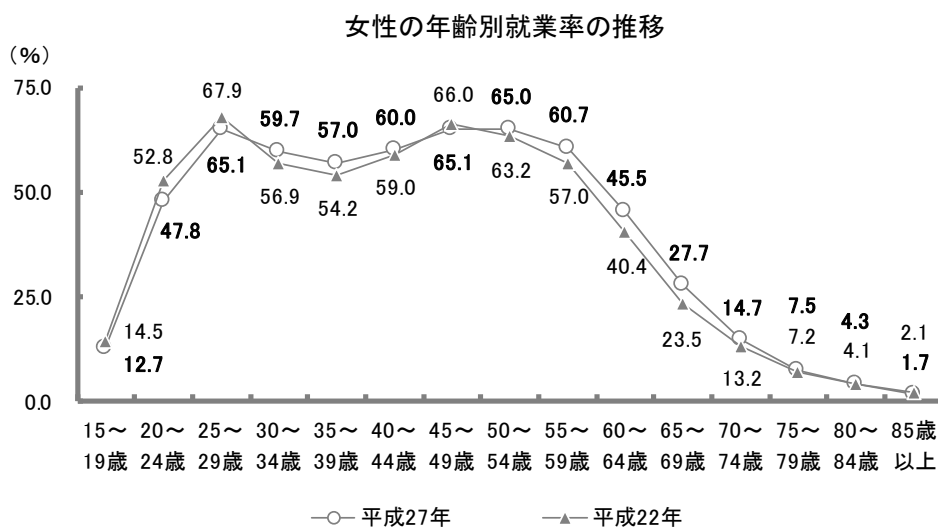


資料：国勢調査

(5) 就業の状況

① 女性の年齢別就業率の推移

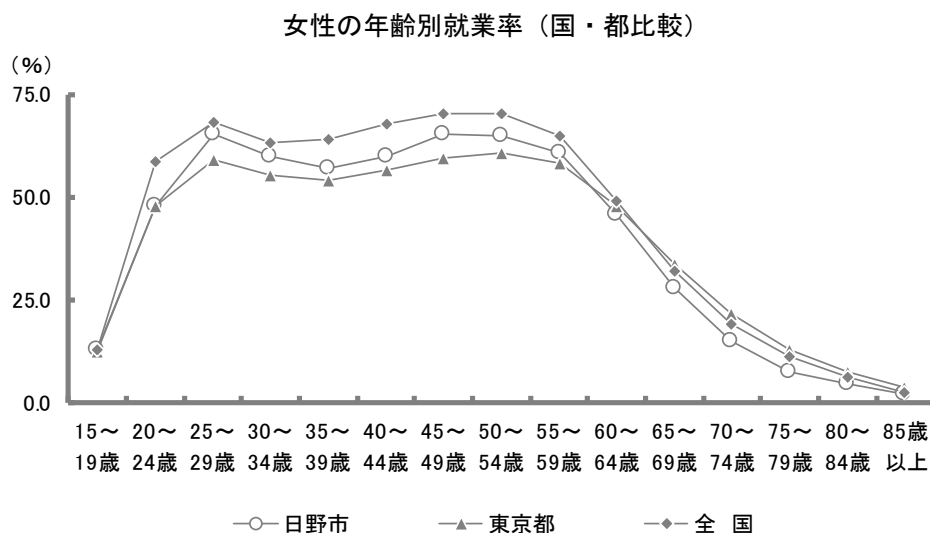
本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～39歳の就業率は平成22年に比べ平成27年で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。



資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率（国・都比較）

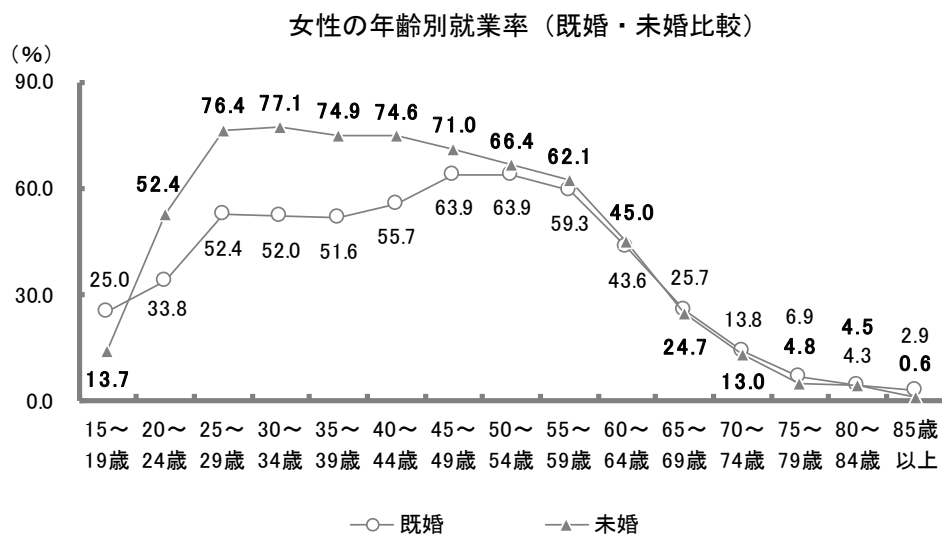
本市の平成27年の女性の年齢別就業率を全国、都と比較すると、各年代で全国より低いものの、59歳以下では東京都より高くなっています。



資料：国勢調査（平成27年）

③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

本市の平成27年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に20歳代から30歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。



資料：国勢調査（平成27年）

2 アンケート調査結果からみえる現状

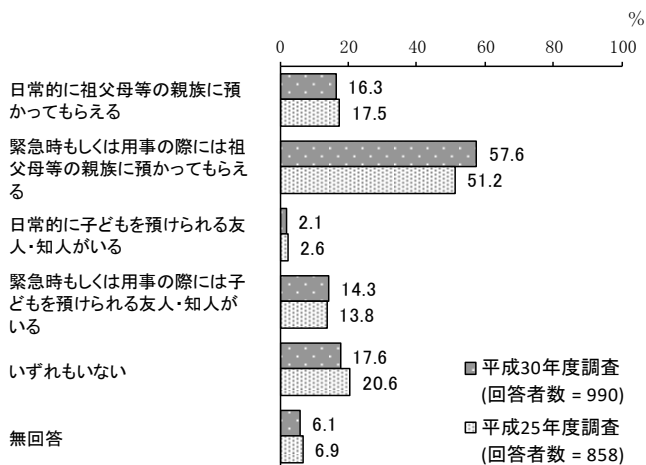
本項では、アンケート調査の主な結果のみ掲載しています。なお、5ページの「(1) 市民ニーズ調査の実施」において、調査対象など調査の概要を掲載しています。また、詳細な調査結果は、日野市ホームページ (<http://www.city.hino.lg.jp/shisei/keikaku/kodomo/hoiku/shien/1009118.html>) の「平成30年度第5回日野市子ども・子育て支援会議 資料1」に掲載しています。

(1) 子どもと家族の状況について

① 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる」の割合が57.6%と最も高く、次いで「いずれもない」の割合が17.6%、「日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる」の割合が16.3%となっています。

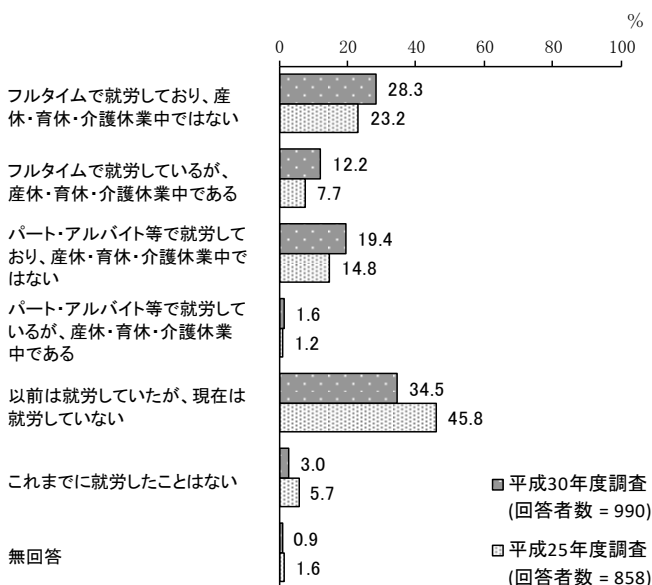
平成25年度調査と比較すると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる」の割合が増加しています。



② 母親の就労状況

「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が34.5%と最も高く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が28.3%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が19.4%となっています。

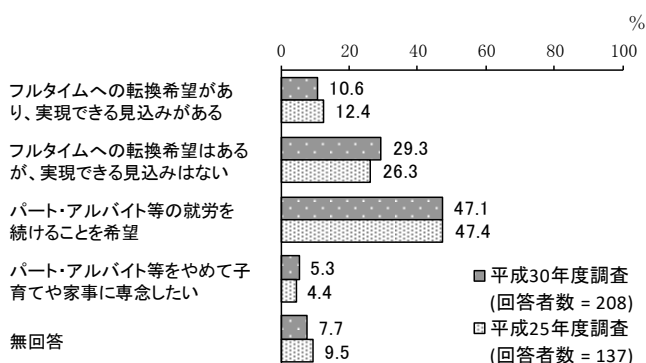
平成25年度調査と比較すると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加しています。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。



③ 母親の就労意向（就労者の就労意向）

「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」の割合が47.1%と最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が29.3%、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」の割合が10.6%となっています。

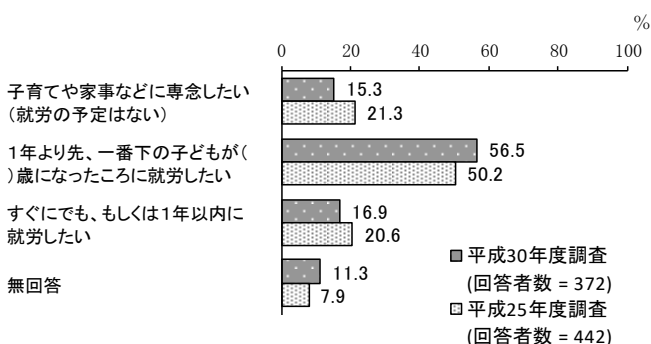
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



④ 母親の就労意向（未就労者の就労意向）

「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい」の割合が56.5%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が16.9%、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が15.3%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい」の割合が増加しています。一方、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が減少しています。



※（ ）には回答者が任意の数字を記入しています。

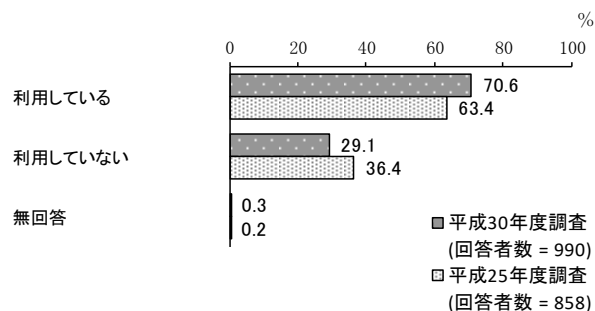


(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

① 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

「利用している」の割合が 70.6%、「利用していない」の割合が 29.1%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「利用している」の割合が増加しています。一方、「利用していない」の割合が減少しています。

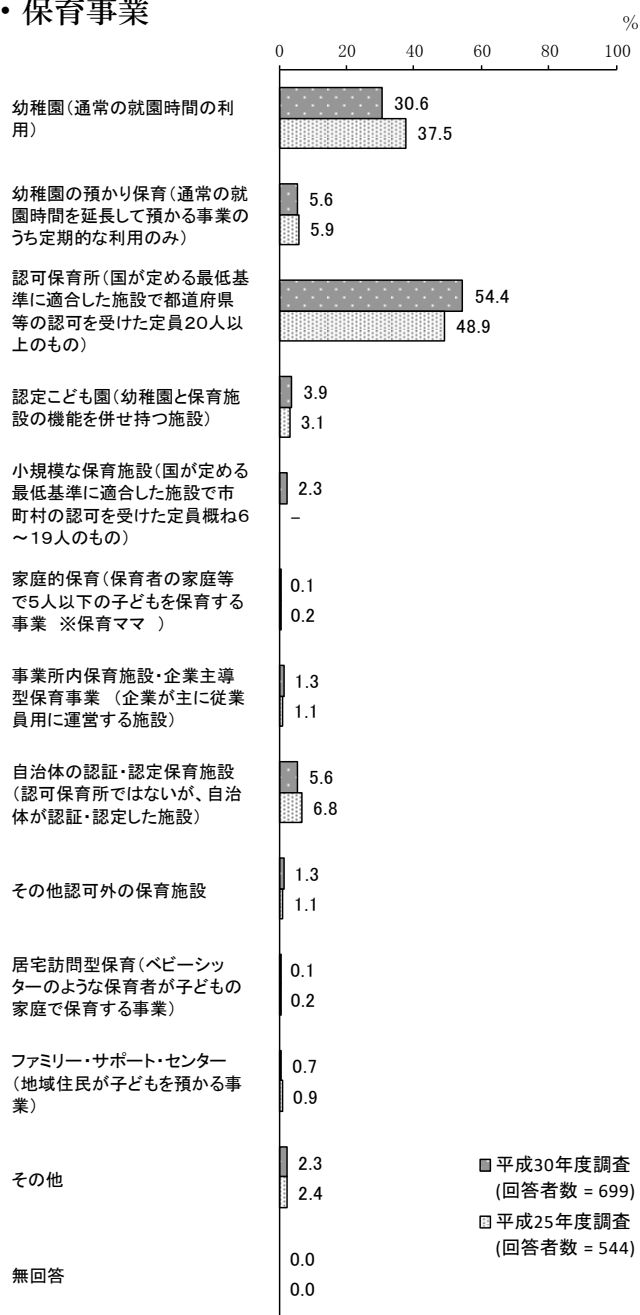


② 平日の定期的に利用している教育・保育事業

「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの）」の割合が 54.4%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が 30.6%、「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」の割合が 5.6%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの）」の割合が増加しています。一方、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が減少しています。

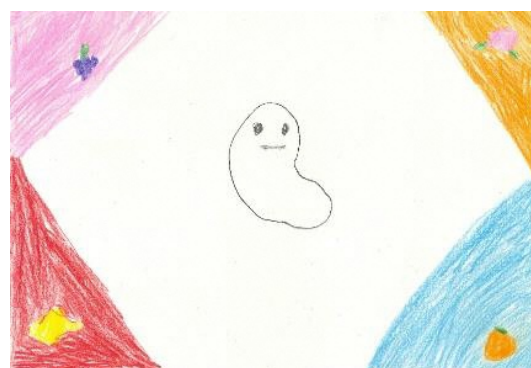
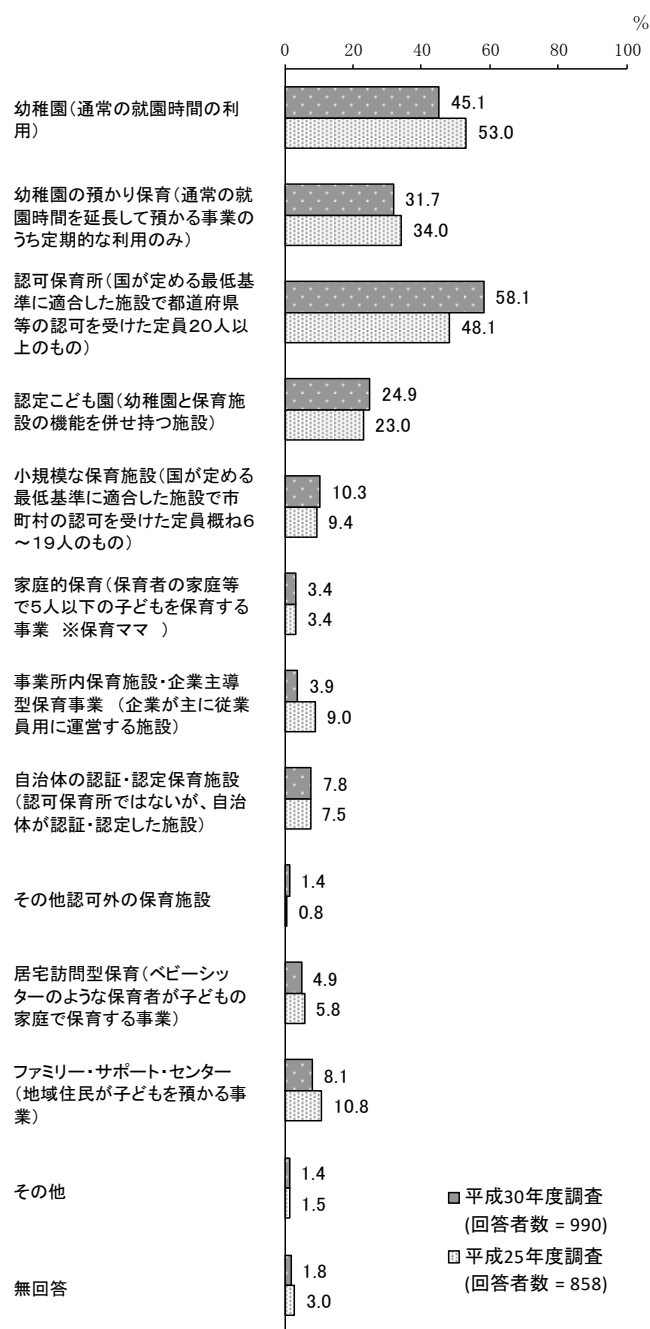
※「小規模な保育施設（国が定める最低基準に適合した施設で市町村の認可を受けた定員概ね6～19人のもの）」は今回からの選択肢です。



③ 平日、定期的に利用したい教育・保育事業

「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの）」の割合が58.1%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が45.1%、「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」の割合が31.7%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの）」の割合が増加しています。一方、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」「事業所内保育施設・企業主導型保育事業（企業が主に従業員用に運営する施設）」の割合が減少しています。

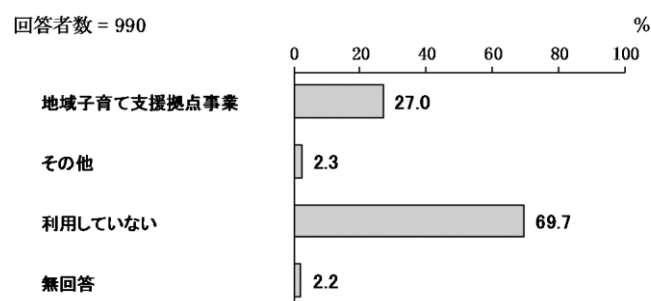


(3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

※ 地域の子育て支援事業とは、親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場で、地域子ども家庭支援センター、保育園、児童館などで開設され、「子育てひろば」と呼ばれるものを指します。

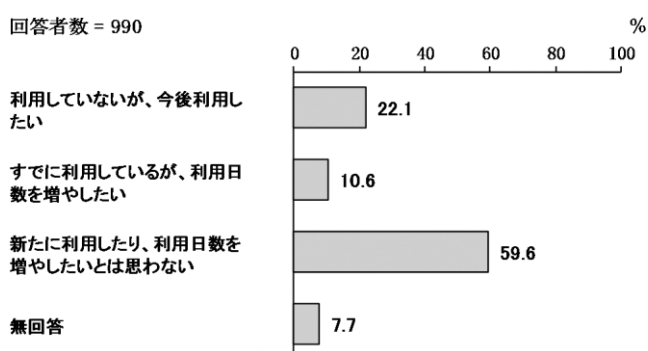
① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

「地域子育て支援拠点事業」の割合が 27.0%、「利用していない」の割合が 69.7%となっています。



② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

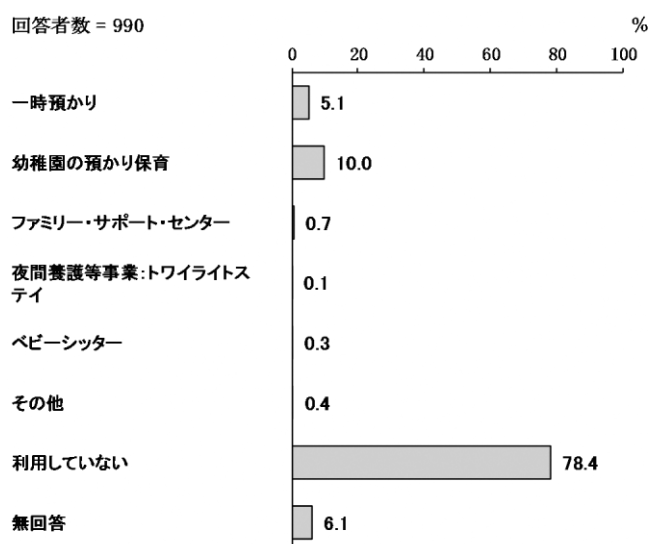
「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が 59.6%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が 22.1%、「すでに利用しているが、利用日数を増やしたい」の割合が 10.6%となっています。



(4) 一時預かり等の利用状況について

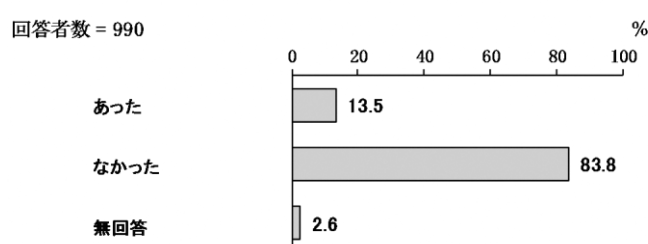
① 不定期の教育・保育の利用状況

「利用していない」の割合が 78.4%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」の割合が 10.0%、「一時預かり」の割合が 5.1%となっています。



② 宿泊を伴う一時預かり等の有無と対応

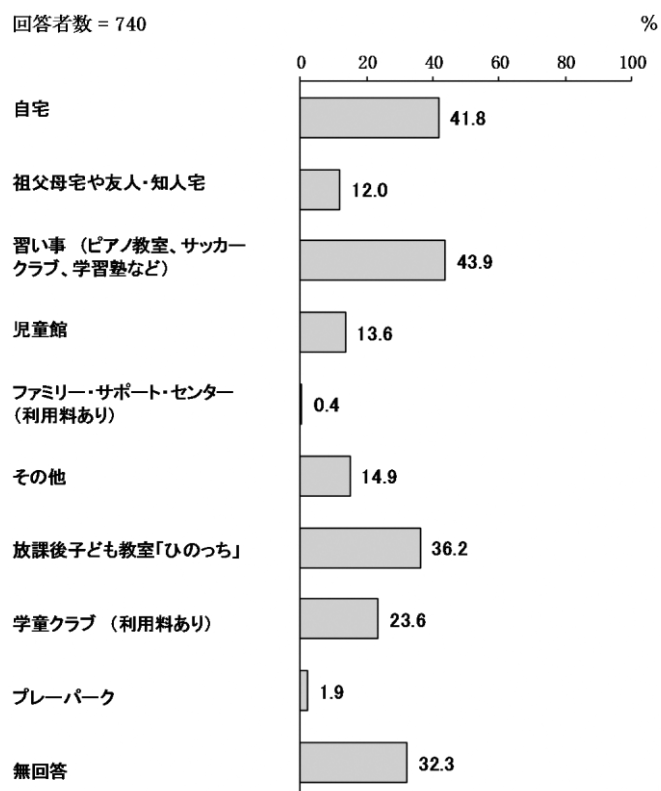
「あった」の割合が 13.5%、「なかった」の割合が 83.8%となっています。



(5) 小学校就学後の過ごし方について

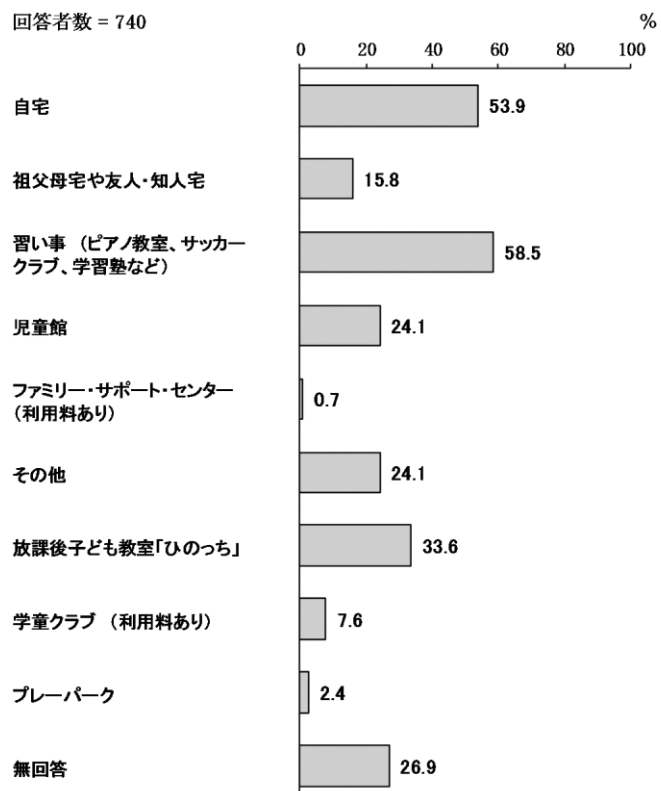
① 就学児童保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が 43.9%と最も高く、次いで「自宅」の割合が 41.8%、「放課後子ども教室「ひのっち」」の割合が 36.2%となっています。



② 就学児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が 58.5%と最も高く、次いで「自宅」の割合が 53.9%、「放課後子ども教室「ひのっち」」の割合が 33.6%となっています。

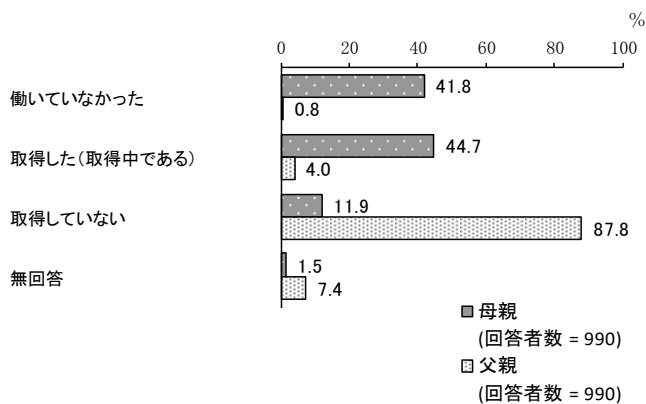


(6) 育児休業制度の利用状況について

① 育児休業の取得状況

母親では「取得した(取得中である)」の割合が 44.7%と最も高く、次いで「働いていなかった」の割合が 41.8%、「取得していない」の割合が 11.9%となっています。

父親では「取得していない」の割合が 87.8%と最も高く、次いで「取得した(取得中である)」の割合が 4.0%となっています。

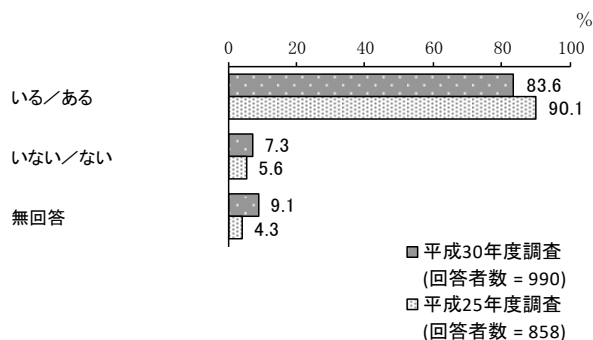


(7) 相談の状況について

① 就学前児童保護者の気軽に相談できる人の有無

「いる／ある」の割合が 83.6%、「いない／ない」の割合が 7.3%となっています。

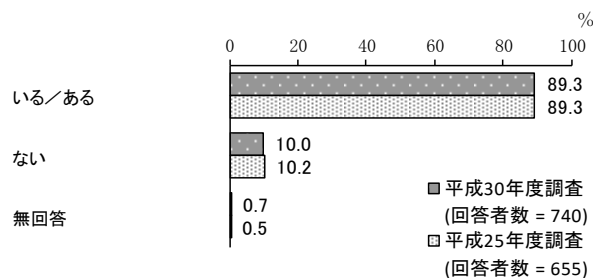
平成 25 年度調査と比較すると、「いる／ある」の割合が減少しています。



② 就学児童の保護者の気軽に相談できる人の有無

「いる／ある」の割合が 89.3%、「ない」の割合が 10.0%となっています。

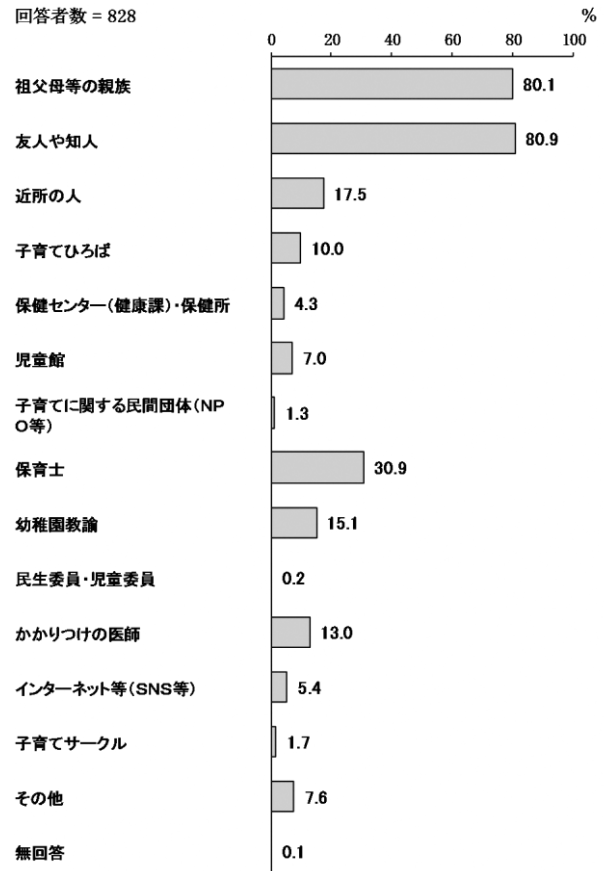
平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



③ 就学前児童の保護者の気軽に相談できる相談先

「友人や知人」の割合が80.9%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」の割合が80.1%、「保育士」の割合が30.9%となっています。

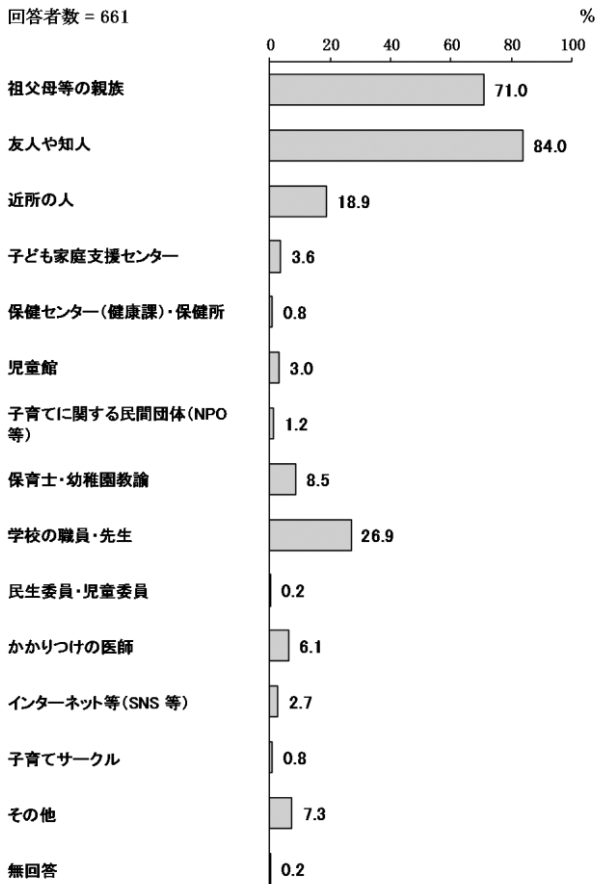
回答者数 = 828



④ 就学児童の保護者の気軽に相談できる相談先

「友人や知人」の割合が84.0%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」の割合が71.0%、「学校の職員・先生」の割合が26.9%となっています。

回答者数 = 661

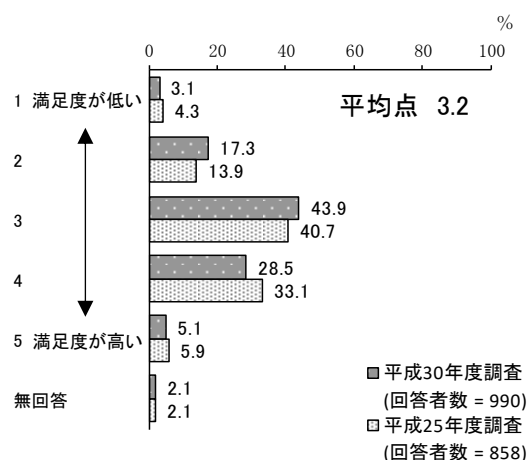


(8) 子育て全般について

① 就学前児童保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

「3」の割合が43.9%と最も高く、次いで「4」の割合が28.5%、「2」の割合が17.3%となっています。

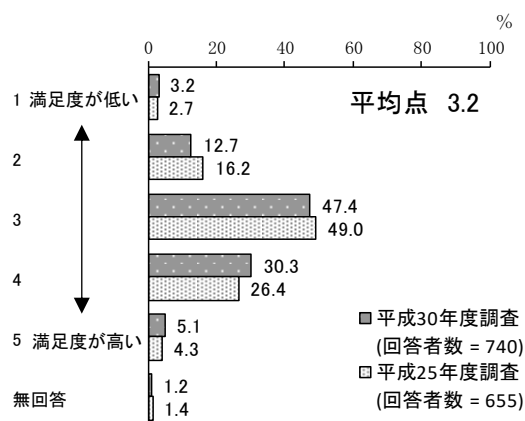
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 就学児童の保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

「3」の割合が47.4%と最も高く、次いで「4」の割合が30.3%、「2」の割合が12.7%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



3 第2期計画に向けた現状と課題

第2期計画に向け、「国の方針及び社会動向」「市の現状」「アンケート調査結果」などを踏まえ、課題を整理しました。

基本目標Ⅰ 子育ての豊かさと楽しさの発見

《保育所や学童クラブ等の整備等》

- 子どもの人口減少傾向が予測される中、母親の就業率の増加や保護者の就労形態の変化を踏まえて利用者のニーズに対応し、施設整備の必要性を見極めていくこと。
- 学童クラブについては、必要とする児童全員の受け入れと育成環境の充実ができるよう民間活力を積極的に取り入れて、計画的な整備を行うこと。
- 保育士及び支援員等の担い手の確保をしていくこと。
- 保育士及び支援員等の資質向上に努め、質の高い保育を進めること。
- 児童館機能の充実と職員の専門職化を目指すこと。

《相談等》

- 保護者の孤立を防ぎ、子育ての悩みや保護者自身の悩みを抱え込むことがないよう、身近で気軽に相談できる仕組みや体制を構築し、妊娠、出産、産後、子育て期における切れ目ない支援を行うこと。
- 相談相手がない方や子どもの預け先がない方への対策（周知やアウトリーチなど）を行い、既存事業へつなげること。
- 複雑化かつ深刻化した相談内容に対応するため、専門相談できる体制の整備や専門機関同士の連携を行うこと。

《生活に困難を抱える家庭への支援》

- 支援が必要な家庭に、適切なサービスや支援を結び付けるとともに、地域の支援者と連携しながら、生活に困難を抱える家庭への支援を行うこと。
- ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、日常生活を支援し、相談体制を充実すること。

《虐待防止対策》

- 児童虐待防止の広報・啓発の充実に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、子どもの虐待（疑いを含む）を発見した際に、速やかに通告し連携、支援できる体制を強化すること。
- 関係機関とともに、虐待防止対策に対する知識を深めること。

《ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくり》

- 母親の育児休業の取得は進んでいるものの、希望する保育所に入るために、仕事へ早期復帰している現状があるため、利用者のニーズに対応して多様な子育て支援サービスの展開や保育所や学童クラブなど整備の必要性を見極めていくこと。
- 女性の育児休業取得率は、制度の着実な定着が図られているものの、男性の取得率が依然低いことから、社会全体で育児休暇制度を利用しやすい気運の醸成を図ること。

基本目標Ⅱ 一人ひとりが輝く主体的でたくましいひのっ子育ち

《心を豊かにする学習・体験》

- 体験的な学習活動を通じて子どもの創造性と自主性を育む教育を充実させていくこと。

《特別な配慮を必要とする子どもへの支援》

- 障害児への対応をはじめ、児童虐待等配慮を必要とする子どもの個々の状況に応じたサポート体制を充実すること。

《子ども、家庭、学校への支援》

- 関連機関が連携し、一貫した支援体制を整備すること。
- 発達に支援が必要な子どもを早期発見・早期支援を行うために連携を強化し、相談体制の充実を図ること。
- 発達に支援が必要な子どもの地域の居場所において、地域支援体制の充実を図ること。
- いじめや不登校の未然防止、早期発見・早期対応できる対策を総合的に進めていくこと。
- 学校の集団生活や学習に困難を抱える子どもの増加に伴い、指導方法の助言など学校支援のニーズに対応していくこと。

基本目標Ⅲ 共に生き、互いに育てあうまち

《地域の担い手》

- 地域における支え合いの基盤が弱まる中、新たな担い手を発掘していくこと。

《環境整備》

- 乳幼児を連れて子育て中の方が気軽に外出できる環境を整備すること。

《安心・安全》

- 警察・生活安全関係機関との連携強化を図り、安全への注意喚起の継続をすること。
- 子どもが事件や事故に巻き込まれないよう、子どもが利用する空間を、地域ぐるみで見守る意識を高めること。

基本目標Ⅳ 命を慈しむ心を育て、次の世代の親を育てる

《家族や地域とのふれあい》

- 子どもの成長にとって家庭の役割がいかに重要であるかの再認識を促すこと。
- 学校、地域社会などそれぞれの場で多様な人々との交流を促すこと。

《子どもの人権意識》

- 子どもがひとりの人間として、人格や個性を最大限に尊重され、自分の意見を表明できるように支援すること。





第 3 章 計画の基本理念、基本目標

1 基本理念

本計画では、「子どもが育ち・子どもと育つ・寄り添う地域・あふれる笑顔」の理念や方向性などを引き継ぐとともに、計画の基本的な視点をさらに明確に反映し、これからの日野市を支える子どもたちの成長を地域とともに支え、未来に夢と希望のもてるまちをめざしていきます。



「日野市子ども条例」にうたわれているように、いつの時代にも子どもは社会の宝であり、日本の尊い「財産」であり、未来への希望です。すべての子どもはかけがえのない存在として、その尊厳は守らなければなりません。

また、「子どもの最善の利益」のために、子どもの育ちにとって何が望ましいのかを第一に考えることが重要です。

さらに、子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、子どもの過ごす場にいる大人がどういうまなざしをもって子どもと接するかが大切です。

加えて、本計画を策定していく議論の中で、子ども一人ひとりを大切にし、発達段階に応じた支援を受けられるように環境を整え、様々な施策の「量」よりも「質」を重視していくという考え方が示されました。これらを実現するため、育ててほしい子どもの姿を「一人ひとりが輝くたくましいひのっ子育ち」として基本理念に掲げることとしました。

その実現のために、行政をはじめ、家庭、地域、そして子どもたち自身もそれぞれの役割を果たしながら、連携・協力を図り、社会全体で子ども・子育てを支援する新しい支え合いの仕組みを築いていく計画とします。

基 本 理 念

子どもが育ち・子どもと育つ

・ 寄り添う地域・あふれる笑顔

～ 一人ひとりが輝くたくましいひのっ子育ち～



2 基本的な視点

(1) 子どもの育ちの視点

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家族の愛情や地域の見守りのもとに養育され、自らも家族や地域・社会の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。子どもの視点に立ち、幼児期的人格形成を培う教育・保育については、一人ひとりの子どもにとって良質かつ適切な内容のものとなるように配慮し、子どもの健やかな成長と発達が保障され、「児童の権利に関する条約」に定められている「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざす取り組みを進めます。

(2) すべての子どもと家庭への支援の視点

「すべての子どもと家庭」への支援を実現するため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることが必要です。

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、行政だけではなく地域全体で子育てを支援できるような仕組みづくりに取り組みます。

(3) 親としての育ちの視点

教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量・質両面にわたり充実させることが必要であり、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。そのためにも、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びへの支援を行うことが重要です。

(4) 地域での支え合いの視点

社会のあらゆる分野におけるすべての人々が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

子どもの見守りや子育てにおいて、人々が相互に関わり合うことができるような地域を目指します。

3 基本目標

「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすため、本計画では、以下の基本目標に基づき、日野市が主に行う取り組みを位置づけました。

I 子どもの育ちと子育ての楽しさの発見

核家族化や共働き家庭の増加などの社会状況の変化によって、保育ニーズが高まっています。安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりの観点から、多様な保育サービスや地域の子育て支援拠点の強化などの充実を図っていくとともに、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくり、また、男女共同参画による子育てを促進し、「子育てしやすい環境づくり」を推進します。

地域において子どもたちが健やかに成長していける質の高いサービスが提供され、すべての家庭がそれぞれの子育てに合ったサービスを利用できるよう、利用者に寄り添った子育て支援に取り組み、子育てに関する様々な不安や負担感の軽減のため、相談・情報提供の充実を図ります。

また、子どもが安心して外出し、のびのびと遊ぶことができるよう、安全・安心な環境の整備に努めていきます。身近な地域の大人たちが子どもを見守る取り組みを推進するため、子どもや保護者が参加して交流できる場づくり、新・放課後子ども総合プランを踏まえた放課後児童対策など、地域資源を活かした総合的な子育て支援体制づくりをさらに推進します。

II 切れ目なく一人ひとりを大切にする支援の充実

子育ての状況は、核家族化の進行、ライフスタイルや価値観の変化に伴い、多様化しており、各々の子どもや家庭のニーズに対応したサービスの質・量を充実させる必要があります。安心して子育てをするためには、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を対象として、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

増加の一途をたどる児童虐待への対応として、児童虐待防止の広報・啓発の充実に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、虐待（疑いを含む）を発見した際に、速やかに関係機関とともに連携、支援できる体制を強化します。

「子どもの貧困」についても、国が示す方向性等を踏まえながら、相談対応の充実や負担軽減などの支援施策の充実など、経済的困難を抱える家庭への対応を図ります。

また、障害者差別解消条例の趣旨を踏まえて、障害のある児童等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実させます。

Ⅲ 共に生き、互いに育てあうまち

次代を担う子どもたちが、社会の一員として自立するためには、心身ともに健やかに成長し、自ら学び考え行動する力や、社会の発展に主体的に貢献する力を身に付けていくことが必要です。地域や子育て支援を行う団体等と密接に連携、協力して、子どもの成長に応じた適切な支援が受けられる、子育てしやすい環境の整備を進めます。

また、安全な道路交通環境や防犯・防災といった観点からも、安心して子育てできる環境づくりに取り組みます。

Ⅳ 命を慈しむ心を育て、次の世代の親を育てる

子どもが権利をもつ主体であるといった認識のもと、子どもの育ちを第一に考え、今後も子どもが健やかに、安心して成長していける環境づくりに努めます。また、心豊かに育ち合ううえで、子どもと親の健康づくりは重要な課題であり、すべての子どもが心身ともに健康で過ごせる環境づくりに取り組みます。

いじめ防止対策を含めた子どもの人権を守る取り組みや、その権利擁護について広く市民に周知、啓発を行うとともに、就学前の教育や保育、学校教育の充実を図ります。



4 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[方針]

[施策の方向]

子どもが育ち・子どもと育つ・寄り添う地域・あふれる笑顔

一人ひとりが輝くたくましいひのっ子育て

※基本目標については30～31ページをご覧ください。

I 子どもの育ちと子育ての楽しさの発見

→ p. 34

1) 多様なニーズを受け止められる子育て支援

- (1) 多様な保育の場づくり
- (2) 保育の質の向上
- (3) 地域の子育て支援拠点の強化

2) 子育てを励ます人と場づくり

- (1) 市民による子育て支援の輪づくり
- (2) 子育て相談・支援の充実

3) ゆとりをもって子育てするための環境づくり

- (1) 子育て世帯への経済的支援
- (2) 男女が共同で安心して子育てできる就労環境づくり

4) 健やかな成長を支える遊び・学びの場づくり

- (1) 遊びの場の充実
- (2) 学びの場の充実
- (3) 農や自然を大切にする体験活動の充実
- (4) スポーツ活動の充実

II 切れ目なく一人ひとりを大切にする支援の充実

→ p. 63

1) 周産期における医療・保健・福祉の支援体制づくり

- (1) 安心して出産し、育児ができる支援
- (2) 出産前から育児を学ぶ機会の充実

2) 様々な背景や課題を抱えた家庭への支援

- (1) 児童虐待への取り組み
- (2) ひとり親家庭への相談機能・情報提供の充実
- (3) ひとり親家庭の自立に向けた支援
- (4) 不登校・ひきこもりの子への支援

3) 心と体の健やかな成長を支える環境づくり

- (1) 心の健康を守る支援の充実
- (2) 障害のある子どもとない子どもが共に育つ環境づくり
- (3) 食育事業などの充実
- (4) 母子保健と医療体制の充実

4) 「すべての子どもの健やかな成長を切れ目なく支援する子ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点」の設置

- (1) (仮称) 子ども包括支援センターの設置

III 共に生き、互いに育てあうまち

→ p. 85

1) 地域で子どもの成長を支える仕組みづくり

- (1) 子育て支援の強化に向けた市民活動(NPOなど)の支援
- (2) 地域で推進する子どもの健全育成
- (3) 地域と学校の連携

2) 安心して子育てができる安全なまちづくり

- (1) 安全、安心なまちづくりの推進
- (2) 子育てしやすいまちづくり

IV 命を慈しむ心を育て、次の世代の親を育てる

→ p. 97

1) 家族や地域の人とのふれあいの促進

- (1) 家族のふれあいの促進
- (2) 異年齢交流の促進
- (3) 子どもの人権を尊重する意識の向上



第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 子どもの育ちと子育ての楽しさの発見

方針１）多様なニーズを受け止められる子育て支援

方針１）多様なニーズを受け止められる子育て支援

（１）多様な保育の場づくり

保育園	}	p. 35
認定こども園		
小規模保育		
家庭的保育（保育ママ）	}	p. 36
事業所内保育		
幼児園		
学童クラブ（放課後児童健全育成事業）	}	p. 37
市立幼稚園		
私立幼稚園		
延長保育	}	p. 38
病児・病後児保育		
ファミリー・サポート・センター事業		
トワイライトステイ	}	p. 39
ショートステイ		
一時保育		
休日保育	}	p. 39
外国にルーツがある方への子育て支援の充実		
民間活力導入の推進（保育園・学童クラブ）		

（２）保育の質の向上

第三者評価の実施	}	p. 39
保育園の機能の充実		
保育士の研修・交流等	}	p. 40
児童館と学童クラブ職員の研修・交流等		
巡回指導		

（３）地域の子育て支援拠点の強化

地域子ども家庭支援センター	}	p. 41
子育てひろば		
児童館	}	p. 42
放課後子ども教室「ひのっち」		
駅前ミニ子育て応援施設「モグモグ」	}	p. 43
スーパーひのっち「なつひの」全校実施		
児童館の開所時間拡大	}	p. 44
運営協議会の実施（児童館）		
学童クラブの育成時間の延長・拡大		p. 45

(1) 多様な保育の場づくり

近年、女性の就労率の上昇や育児休業制度の普及などにより、子育て家庭においても共働きが増えています。また、変則的な勤務に応じた保育や、急な用事や育児疲れ解消などを目的とした保育など、ニーズも多様化しており、それらに柔軟に対応した保育サービスを提供していきます。

【 主な取り組み 】

事業名	内容	方向性	区分	主担当課
保育園	■各保育施設で、保護者の労働又は疾病その他の理由で、家庭において必要な保育を受けることが困難な未就学児の保育を実施。	■就学前児童人口の推移等を注視し、保育需要を把握するとともに、各保育施設が将来にわたり安定した事業運営が継続できるよう、需要と供給のバランスを見極めながら、必要な対応を検討していく。	継続	保育課
認定こども園	■保護者の就労状況等にかかわらず、幼児期の学校教育・保育を一体的に行う、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つ施設。 ■保護者の就労状況等に関わりなく、3～5歳の子どもが教育・保育と一緒に受けられるため保護者の多様なニーズに対応することができる。	■多様化する幼児期の教育・保育ニーズに対応できるよう、国・都の動向や私立幼稚園の意向等を踏まえ必要に応じて検討していく。	継続	保育課
小規模保育	■平成27年度から市町村の認可事業として開始された事業。 ■0～2歳児を対象とし、19人以下の少人数の単位で、家庭的な雰囲気の中できめ細かな保育を行う。 ■3歳以降も保育を希望する場合の円滑な利用を図るための連携施設を設定する。	■就学前児童人口の推移や保育需要を注視しながら、必要な対応を検討していく。開設が見込まれる場合には、卒園後の受け皿となる連携施設の確保ができるよう、必要に応じて支援していく。	継続	保育課



事業名	内容	方向性	区分	主担当課
家庭的保育 (保育ママ)	■家庭的な雰囲気のもと、0～2歳児の少人数（定員5人以下）を対象にきめ細やかな保育を行う。 ■日野市では、保育士、教諭、助産師、保健師又は看護師のいずれかの資格を有する者を要件とし、良質な保育を提供している。	■事業者の意向や保護者のニーズ等を踏まえながら、方向性を検討していく。	継続	保育課
事業所内保育	■事業所その他の様々なスペースで、主に企業の従業員の子どもを預かる施設だが、一定割合の地域の子どもを受入れることとし、一緒に保育を行う事業。	■市内事業所の意向や保護者のニーズ等を踏まえながら方向性を検討していく。	継続	保育課
幼稚園	■平成17年度から、市立あさひがおか保育園と市立第七幼稚園が共通のカリキュラムにより遊び・生活する活動を行っている。 ■同じ地域に住む子どもたちが保護者の就労に左右されず、共通の理念で共に育つことを目指して開設された。	■幼稚園事業を継続し、保護者との交流・行事等を通して地域とのつながりを深めながら充実を図っていく。	継続	保育課 学校課
学童クラブ（放課後児童健全育成事業）	■就労等の事由により、放課後等の時間、家庭に保護者（養育者）がいない児童を預かり、育成する事業。 ■対象:小学校1～3年生（ただし、障害児は4年生まで） ■事業概要 ①施設数（令和2年3月時点） 41か所（1施設内に2か所の学童クラブを設置している場合を含む） ②育成日 月曜日から土曜日まで（祝日・年末年始を除く） 通年利用コースと三季休業利用コースの選択制	■学童クラブの利用児童数は近年増加傾向にあり、平成31年4月1日現在の登録児童数は1,981人となり、対象児童人口の約43%が登録されている。 働く女性の増加等により、今後も学童クラブを必要とする児童は増えていく。引き続き、子どもの発達や成長、自立の状況に応じて、学童クラブを必要とするすべての児童が入会できるように、施設整備と拡充及び学童クラブの職員（放課後児童支援員）の人員の確保を実施していく。 ■子どもたちの放課後の居場所として、児童館、学童クラブ、ひのっちの3つでしっかりと支えることができるよう、各事業との連携を図っていく。	継続	子育て課



事業名	内容	方向性	区分	主担当課
市立幼稚園	■生きる力の基礎を培う 幼児教育、幼保小連携教育、特別支援教育を柱として就学前教育に取り組み、子どもの健やかな成長を育む事業。 ■対象：4歳児・5歳児 ■事業概要 ①施設数（令和2年3月時点）4園※令和3年4月より3園 ②保育時間 月～金9時～14時 （水曜日は11時半まで）	■幼稚園公開や職員の研修を通じて他の幼児機関と連携を図り、市全体の幼児教育・保育の充実・発展に向けて取り組んでいく。	継続	学校課
私立幼稚園	■市内に10園が設置されており、2千人以上の児童が在籍している。 ■保護者ニーズに対応し、夕刻までの預かり保育、送迎サービス、給食の提供などを実施する園が増えている。	■預かり保育などの保育を補完する事業について継続し、多様なニーズに応じていく。 ■新制度に移行しない幼稚園については幼稚園の意向を踏まえながら、必要な支援を行っていく。	継続	保育課
延長保育	■保育園の基本の開所時間は11時間だが、就労形態の多様化、長時間の通勤等に対応するため日野市内の保育園全園で1～2時間の延長保育を実施している。	■現在の事業を継続し、保護者のニーズに応じていく。	継続	保育課
病児・病後児保育	■保護者が仕事や冠婚葬祭などの理由により、病氣中や病気の回復期にある0歳から小学校3年生までの子どもで家庭での保育が困難な場合に、一時的に保育をする施設。	■病児・病後児保育室1か所、病児保育室1か所、病後児保育室1か所の合計3か所で実施していく。 ■ニーズ等踏まえ方向性を検討する。	継続	保育課
ファミリー・サポート・センター事業	■手助けが必要な方（依頼会員）と手助けができる方（提供会員）を登録（無料）して組織化し、様々な援助活動で助け合う有償ボランティア活動。 ■主な活動：「保育援助」「妊産婦援助」「家事援助」「高齢者援助」	■事業のさらなる周知により市民の相互援助活動に関わる会員を増やすとともに、ニーズの多様化等に対応するため、提供会員の資質の向上と対応力強化に努める。	継続	子ども家庭支援センター



事業名	内容	方向性	区分	主担当課
トワイライトステイ	■家族の入院、残業等で保護者の帰宅が夜間にわたり、一時的に子どもの保育ができない場合に夕方から夜まで預かる事業。 ■事業概要 場所：多摩平の森ふれあい館2階 時間等：18時～22時月～土 ※日曜・祝日・年末年始は未実施 対象：1歳～小学校3年生まで。	■この事業の利用の主な理由は保護者の就労や傷病等であり、共働き家庭の増加に伴い、夕方から夜にかけての一時預かりは今後も利用ニーズが見込まれる。現体制を維持、継続実施し、積極的に周知を行っていく。	継続	子ども家庭支援センター
ショーツステイ	■家庭における子どもの養育が様々な事情で困難となった場合に、宿泊を伴って一時的に子どもを預かる事業。 ■事業概要 対象：2歳～小学校6年生まで。 利用日数制限：1利用につき7日間まで。	■子どもの養育が一時的に困難となり、宿泊を伴う一時預かりが必要な世帯は多く存在する。必要とする方が利用しやすい事業となるよう、利用者からの意見、要望を聞き取ると共に、積極的に周知も行っていく。	継続	子ども家庭支援センター
一時保育	■育児疲れ、通院、出産等の理由により、乳幼児を一時的・緊急的に預かる事業。 ■事業概要 対象児童：生後3か月～就学前まで。 利用時間：8時30分～17時まで 月～土 ※0歳児の受入れは施設による ※利用時間は施設により異なる ※一部超過保育あり ※祝日・年末年始は未実施	■就労形態の多様化やリフレッシュ等により、一時保育の利用は、今後も多く見込まれる。0歳児専用の施設を含め、令和2年度からは市内9か所で実施する。今後も継続実施し、積極的に周知を行っていく。	継続	子ども家庭支援センター
休日保育	■認可保育園の休園日である、日曜日・祝日等に就労などで保育が必要な家庭のための事業。	■市内2か所で実施していく。	継続	保育課
外国にルーツがある方への子育て支援の充実	■業務で必要とする外国語版資料の翻訳の推進をする。 ■施設の表記を外国語で併記する。 ■相談窓口業務を強化する。	■外国人に必要とされる情報の検討を進める。施設内外の表記、児童館の利用案内、学童クラブの入会案内等の翻訳等検討と充実を図る。	新規	子育て課

事業名	内容	方向性	区分	主担当課
民間活力導入の推進 (保育園・学童クラブ)	■将来にわたり安定した保育サービスを提供し、多様化する保育ニーズに柔軟に対応するために市立保育園の民営化を推進する。(保育課) ■学童クラブへの民間活力の導入 平成31年4月現在 2施設(しんめい学童クラブ、七小学童クラブ)。 歳出増加の抑制と育成時間の拡大等を目的に令和元年度より導入開始(子育て課)	■民営化に伴う子どもや保護者への影響に配慮しながら進めていく。また、今後の就学前児童人口の推移等を踏まえ、保育需要に応じた定員枠の調整等を必要に応じて検討していく。(保育課) ■学童クラブ入会児童数の増加や施設の老朽化に伴う育成環境の整備に向けた歳出増加の抑制を図ることや育成時間の拡大等、学童クラブ事業の充実を図るため、引き続き民間活力の導入を実施していく。きめ細かい引継ぎを実施するとともに、民間への移行後も日野市が責任をもって指導や助言、研修の機会を提供していく。(子育て課)	拡充	保育課 子育て課

(2) 保育の質の向上

幼児教育・保育は、利用希望者の増加にともない、「量的拡充」と「質の向上」が求められています。提供するサービスの「質の向上」のために、保育士等に研修を行い、人材の資質向上を目指します。また、福祉サービス第三者評価制度など、チェック機能も充実していきます。

【 主な取り組み 】

事業名	内容	方向性	区分	主担当課
第三者評価の実施	■事業者のサービスの質の向上と、利用者のサービス選択の参考とするため、公正・中立的な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場からサービスの質を評価するもの。 ■原則として3年に1回以上評価を行うことが求められている。 ■継続して実施することで、事業所の最新の情報を利用者に提供することや、絶えずサービスの質の向上を図っていくことができる。	■民間保育園等においては、福祉サービス第三者評価の定期的な受審が定着の傾向にあるため、引き続き実施し、保育の質を向上させるよう求めていく。	継続	保育課

事業名	内容	方向性	区分	主担当課
保育園の機能の充実	■市全体の保育園の機能を地域で活用するために、園庭や行事を地域に開放、また、講座や体験保育、保育園児以外の育児相談等の地域における子育て支援も重視していく。	■各保育園が特色ある活動を通して保育の充実を図ると共に食育・自然観察、身体づくり、日本伝統・伝承遊びなどに取り組み、地域の子育て支援事業を行っていく。	継続	保育課
保育士の研修・交流等	■保育士の研修については、市主催の全体研修、東京都主催研修、保育園内研修及び外部研修受講などを行っている。 ■全体研修は公立保育園・民間保育園・認証保育所の職員を対象としており交流を図っている。	■民間保育園と公立保育園の交流事業を通じて「子育てしたいまち、しやすいまち日野」を目指す。 ■保育の向上を図るために、研修、子ども・職員の相互交流、地域のネットワークづくりの3本を柱に事業を進める。	継続	保育課
児童館と学童クラブ職員の研修・交流等	■児童館の職員（児童厚生員）、学童クラブの職員（放課後児童支援員）の研修は、市主催の独自研修、東京都主催等の外部研修、施設間研修などを体系的に行っている。 ■独自研修は公設公営・公設民営の児童館、学童クラブの職員を対象としており交流を図っている。	■東京都児童館等職員研修（基礎研修・中堅テーマ別研修・リーダー研修）に参加し、経験年数に応じた児童厚生員としてのスキルを取得する。 ■児童館の分室である学童クラブの質を維持・向上させるため、サポート体制を強化するとともに、学童クラブ事業を支援するためのスキルアップ研修を児童館職員に実施する。 ■学童クラブの業務遂行における基本的な考え方や心得、必要最低限の知識・技能を習得することを目的に、引き続き東京都放課後児童支援員認定資格研修を受講する。	新規	子育て課
巡回指導	■子ども・子育て支援法に基づき、市内の特定教育・保育施設等の運営状況等について、助言、指導することで日野市全体の保育の質の向上を図る。	■市内の特定・教育保育施設等に適正な運営を行ってもらうため、施設を巡回しながら助言、指導し、市全体の保育の質の向上を図る。	新規	保育課



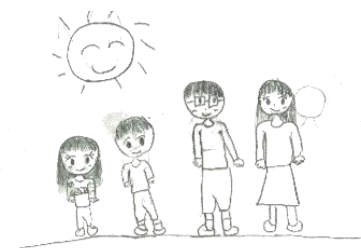
(3) 地域の子育て支援拠点の強化

在宅で子育てをする家庭に寄り添う子ども家庭支援センターや児童館などでは、地域の住民と連携して、子どもの居場所や子育て親子の拠点としての機能拡充を図るとともに、悩みなどが気軽に相談でき、ストレスや不安が解消できる場として充実を図ります。

利用者間において自然に結びつきが生まれ、子育て仲間の輪が広がっていくことで、笑顔があふれる地域の姿を目指します。

【 主な取り組み 】

事業名	内容	方向性	区分	主担当課
地域子ども家庭支援センター	■多摩平、万願寺の2カ所の地域子ども家庭支援センターとして、地域の子育て拠点及び子育てひろばの運営、相談事業、各種子育て啓発事業、地域の子育てサークルの支援を行う。	■市内21カ所の子育てひろばの基幹的役割を担っていく。それぞれの地域の子育てひろばの見本となるような子育てひろば事業、相談事業、子育て啓発事業を積極的に実施していく。 ■解決困難な相談、専門的な知識を必要とする相談は、子ども家庭支援センター（高幡本部）との連携を図り、個別対応につなげていく。 ■地域における保護者の自主的な子育てサークル等の組織づくりの支援を積極的に行っていく。	継続	子ども家庭支援センター
子育てひろば	■乳幼児と保護者が気軽に集い、語り合い、交流できる場を提供し、地域で子育てを支えあう関係づくりと相談体制を充実させ、親子が安全に安心して過ごせる場を提供する事業。 ■地域の子育て支援拠点施設として、市内に21カ所設置。（平成31年4月現在）	■地域の親子の居場所として、子育て相談や仲間づくりができる場として、運営の質的向上を図っていく。	継続	子ども家庭支援センター



事業名	内容	方向性	区分	主担当課
児童館	■地域の子どもたち（0歳から18歳未満）の遊びや活動の援助と、地域の子育て支援、子どもたちの健全な育成を図ることを目的とした施設。 ■子どもたちにとって身近で安心安全な居場所、遊び場であると共に、親など保護者の子育てに関する不安の解消や子育て力向上を目的とする事業を実施するなど、地域の子育て・子育て支援の活動拠点である。 ※平成31年4月現在 ①施設数 基幹型3館、地域型7館（内指定管理2館、運営業務委託1館）合計10館 ②開館日 月曜日から土曜日（日曜、祝日、年末年始は休館） ※たまだいら児童館ふれっしゅ、みなみだいら児童館ぶらねっとは火曜日から日曜日（月曜、祝日、年末年始は休館） ③開館時間 9時30分～18時 ※たまだいら児童館ふれっしゅ、みなみだいら児童館ぶらねっとは9時30分～19時 ④利用対象者 市内の18歳未満の児童、及びその保護者	■児童館ガイドライン（平成30年10月改訂）に基づき、新しい児童館構想を策定。拠点性、多機能性、地域性を3本柱として、各種運営、事業の展開等を図る。 ■学童クラブ、ひのっちとともに、小学生の放課後を支えていく。 ■子どもや子育て支援に関する幅広い情報を集約し、分かりやすい情報発信を行う。 ■関連諸機関との連携・役割分担し、子育て家庭に対する相談・援助等を行い子育て支援の充実を進める。 ■切れ目のない地域の子育て支援の拠点としてとらえ、妊婦の利用など幅広い保護者の子育て支援を進める。 ■基幹型児童館は、地域の子育て・子育て支援の中核を担う総合施設として位置づけ、公・民間問わず全体の児童館と学童クラブの質の向上を目指し調整・支援等を行う。 ■第5次行財政改革大綱や各種計画を踏まえて事業を進め、より身近な児童館として、子育て支援を充実させる。	継続	子育て課



事業名	内容	方向性	区分	主担当課
放課後子ども教室「ひのっち」	■地域の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを提供していくことを目的として、放課後の子どもたちの安全で安心な居場所を提供する事業。 ■放課後、学校内の教室・校庭・体育館などに安全管理員（ひのっちパートナー）を配置し、安全な遊び場環境を提供する。さらに、学習アドバイザーによる学習プログラムを行っている。 ■地域の人材であるひのっちパートナー、学習アドバイザーの協力を得ながら、子どもたちの「仲間づくり」の場として、また、地域の高齢者と子育て世代が関わり、「三世代で取り組む子育て」「人と人が支えあう輪づくり」の場となっている。	■受付教室と他の特別教室を借用し、放課後の子どもの居場所として、学校との連携を図る。 ■地域の方々の協力により成り立つ事業であることを保護者に理解してもらおう。 ■地域の方々の協力を得やすくするための短時間ボランティア制度であるアシストパートナー制度の検討をする。	継続	子育て課
駅前ミニ子育て応援施設「モグモグ」	■市民ワーキンググループによるカフェ方式の子育てひろばの提案を市が具体化した事業で、学童クラブ終了後の夜間の児童育成を加えて平成19年度から行っている。 ■子育て広場事業 ①内容：飲食物を有料で提供し各種イベントを実施する等、乳幼児とその保護者が気軽に集える子育てカフェの運営を行っている。 ②開設日 月～金、第3土曜日 ③開設時間 10時～16時 ランチタイム 11時30分～13時 ■夜間の児童育成事業 ①内容：通常の学童クラブ終了後、児童育成を行うことで、共働き家庭に安心・安全な子どもの居場所を提供する。夕食も提供し、食生活のリズムの確立、食育へのきっかけ作りとなっていく。 ②開設日 月～金（祝日を除く） ③開設時間 17時45分～21時	■昼間の子育てカフェは、手軽に軽食等を楽しみながら乳幼児親子がくつろげる子育てひろばであり、子育て中の母親を孤立させないよう乳幼児親子が集える場、子育ての悩みを相談できる場として、今後も運営を継続する。 ■夜間の児童育成は、利用状況により事業の見直しを検討する。	継続	子育て課

事業名	内容	方向性	区分	主担当課
スーパーひのっち「なつひの」全校実施	■小学生の放課後の居場所としての「ひのっち」を夏季休業中における一定期間スーパーひのっち「なつひの」として実施。 ■平成27年度より4校で試行、令和元年度現在12校で実施。	■毎年2～3校拡充し、令和3年度17校(全校)実施を目指す。 ■猛暑の期間に協力できるパートナーの獲得に努力する。 ■猛暑の期間であり、外遊びが難しいので、遊びや学びのプログラムを検討する。	拡充	子育て課
児童館の開所時間拡大	■開館日 月曜日から土曜日(日曜、祝日、年末年始は休館) ※たまだいら児童館ふれっしゅ、みなみだいら児童館ぶらねっとは、火曜日から日曜日(月曜、祝日、年末年始は休館) ■開館時間 9時30分～18時 ※たまだいら児童館ふれっしゅ、みなみだいら児童館ぶらねっとは、9時30分～19時 ※しんめい児童館は、学校の三季休業期間(春休み、夏休み、冬休み)、8時30分から開館	■共働き世帯や中高生世代等にも、これまで以上に利用しやすい児童館を目指し、開館日や開館時間について検討していく。	新規	子育て課
運営協議会の実施(児童館)	■児童館活動の充実を図るため、民生委員、主任児童委員等の地域組織の代表者他、学識経験者、学校教職員、子どもや保護者等を構成員とする協議会を設置し、積極的に情報提供を行い、その意見を聴き児童館運営に生かしていく。	■運営協議会の実施に向け、構成員や回数及び内容について、各児童館が検討を開始する。 ■実施が可能な児童館から運営協議会を開催し、方法や内容等について、他の児童館に情報提供し、すべての児童館での開催を目指す。	新規	子育て課



事業名	内容	方向性	区分	主担当課
学童クラブの育成時間の延長・拡大	■育成日 月曜日から土曜日（日曜・祝日・年末年始は閉所） 平成27年度より、通年コースと三季休業コースの選択制を実施。 ■通常育成時間（令和元年度現在） 公設公営・公設民営 【学校のある日】下校時から17時45分 【土曜日】8時30分から17時45分 【学校休業日】8時00分から17時45分 ■延長育成時間（令和元年度現在） 公設公営 【学校のある日】17時45分から18時30分 【土曜日】なし 【学校休業日】17時45分から18時30分 公設民営 【学校のある日】17時45分から19時 【土曜日】17時45分から19時 【学校休業日】17時45分から19時	■東京都内の他市の実施状況や保護者ニーズを踏まえ、引き続き午後7時までの延長育成を民間活力の導入（運営委託）に取り組む中で進めていく。 ■同じ学校の敷地内で複数の施設がある場合は、財政面や延長育成のニーズ量から、一方の施設に民間活力の導入を図り育成時間を拡大し、子育て支援の充実を図っていく。	拡充	子育て課



方針２）子育てを励ます人と場づくり

方針２）子育てを励ます人と場づくり

（１）市民による子育て支援の輪づくり

市民参加での居場所づくり	p. 46
子育てサークルへの支援	p. 47
地域における子育て人材育成	

（２）子育て相談・支援の充実

乳幼児健康相談事業	p. 47
乳幼児歯科相談事業など	
相談支援事業	p. 48
子どもと家庭の総合相談	
育児支援家庭訪問事業	p. 49
利用者支援事業	

（１）市民による子育て支援の輪づくり

親など保護者が安心して地域で子育てをするため、同じ趣味を持つ仲間が集うことや、子どもの年齢が近い人同士での話など、悩みや思い、時には感動を共有する場や機会を充実させます。

さらに、親など保護者の子育てをバックアップするためには、行政、NPO法人、子育て経験者や専門家、地域の高齢者など、様々な機関や人材と連携・協力していきます。（子ども食堂などを含む）

【 主な取り組み 】

事業名	内容	方向性	区分	主担当課
市民参加での居場所づくり	■市民の参加による「子育てパートナー事業」は、万願寺交流センターや南平駅西交流センター（出張ひろば）等様々なかたちでの居場所づくりを行っている。 ■NPO法人が「なかだの森であそぼう」を開催し、幼児の親子から中高生まで自然にふれあい、ストレス解消等の居場所づくりを行っている。 ■子どもの居場所づくり、遊びを通じた育ちと体験の場づくりとして「共に生き互いに育てあうまちの実現」に向け、様々な機関や人材と連携・協力をする。	■市民が、子育て支援に積極的に関われるよう人材の育成、確保を行い、居場所づくりを継続していく。 ■子どもを中心に捉え、市民・地域・まち全体が活性化するための拠点づくりの支援を行う。	継続	子ども 家庭支援 センター 子育て課

事業名	内容	方向性	区分	主担当課
子育てサークルへの支援	■子どもとその保護者が定期的に集まって、一緒に遊びながら友達づくりをしたり、情報交換をしたり、悩みを相談しながら「子育てを共にしていこう」とする地域の自主的な子育てサークル活動を支援していく事業。	■子育てサークルや子育て支援グループの活動を継続的に支援していく中で、情報交換の場や交流の場を設定していく。 ■子育てサークルが必要と思われる地域に子育てサークル立上げの支援を行っていく。	継続	子ども家庭支援センター
地域における子育て人材育成	■子育て支援者や協力者の人材育成と市内子育て関連施設でのボランティア活動等の人材育成のため、子育て支援者の養成講座を実施する。 ■子育てパートナー数42名 ※平成31年3月現在	■子育て支援者養成講座の継続と充実が、市内の子育て支援に係る人材の量と質の確保や子育てひろば等でのボランティア活動の登用につながるよう進めていく。	継続	子ども家庭支援センター

(2) 子育て相談・支援の充実

健診事業や育児相談などの各種の相談事業について、一人ひとりの状況を受け止め、家庭や地域の中で孤立しないように、必要な支援を行うとともに、地域での様々な人や場へつなげていけるような支援を行います。

専門の相談窓口では、教育・保育施設の円滑な利用に向けた情報提供や助言等を行い、利用者に寄り添った子育て支援を実施します。

【主な取り組み】

事業名	内容	方向性	区分	主担当課
乳幼児健康相談事業	■「育児全般に関する気がかり」や「子育てをめぐる母親自身の不安や悩み」を抱えながら育児をしている保護者に対して相談支援を行い、適切な方法で保護者自身や家族の健康の維持・増進につなげていく。	■育児中の保護者を対象としているが、妊婦が産院以外で気軽に相談できる場が少ないため、今後妊婦にも対象を広げるとともに、子育て中の者同士や子育て経験者との顔の見えるつながりの場ともなるため、今後も継続していく。	継続	健康課
乳幼児歯科相談事業など	■日野市歯科医会の協力のもと、乳幼児歯科相談、1歳6カ月児歯科健康診査、3歳児歯科健康診査等を実施。 ■私立の幼稚園・保育園の保護者や職員を対象に歯科医師によるむし歯予防講習会を実施。	■健診時の判断により、個別の対応が望ましい児童に対しては、個別相談等にて支援を行う。 ■乳幼児のむし歯予防のため、地域の幼稚園、保育園、子ども家庭支援センター等の関係機関との連携をより強化する。	継続	健康課

事業名	内容	方向性	区分	主担当課
相談支援事業	日野市発達・教育支援センター（エール）にて、0歳から18歳までの、発達面、行動面、学校生活面において支援を必要とする子ども、子どもの育ちについて不安のある保護者、関係機関からの相談を実施。一般相談、発達相談、教育相談、就学入級転学相談、医療相談等を実施。	■0歳から18歳まで、切れ目のない相談支援体制を確立していく。	継続	発達支援課
子どもと家庭の総合相談	■子ども家庭支援センターにて、子どもと家庭に関する相談を受ける事業で、児童虐待、障害、非行、育成等様々な相談を受けている。 ■個人だけでなく、学校、保育園、幼稚園等の子育て関連機関からの相談も受け、個別対応をする中で、必要に応じて要保護児童対策地域協議会のネットワークを生かした対応を行い、子ども家庭支援ワーカーが調整役として対応をしていく。	■子育て相談が増え続けている中、妊産婦、0歳から18歳までの子どもと家庭の問題に関する総合相談窓口としての機能を充実させていく。 ■個人だけでなく、他の子育て関連機関で解決困難な相談にも積極的に対応していく。困難なケースについては、要保護児童対策地域協議会の枠組みの中で、子ども家庭支援ワーカーが、各関連機関と連携し、関係機関間の調整役としての機能を強化していく。 ■児童虐待相談及び心理相談等専門的な相談の対応も強化していく。	継続	子ども家庭支援センター
育児支援家庭訪問事業	■養育に不安を抱え、特別な支援が必要な家庭に「育児技術訪問指導員」または「育児家事訪問支援員」を派遣し、子育ての孤立化を緩和し、子育てに自信を持ち、要支援家庭が安定した児童の養育を行えるよう支援していく。	■訪問支援について、さらなる充実を図っていく。また、潜在的に支援を必要としている家庭について把握し、支援の漏れがないようすくいあげる体制づくりを進めていく。	継続	子ども家庭支援センター



事業名	内容	方向性	区分	主担当課
利用者支援事業	■保健師等の専門職がすべての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力して支援プランを策定することにより、妊産婦等に対しきめ細かい支援を実施する。(母子保健型) ■子ども及びその保護者が様々な子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用等ができるよう、身近な場所で情報提供や相談、援助を行う事業。平成30年度から保育課窓口に保育コンシェルジュ3人を配置し、保育所入所相談等を行っている。(特定型)	■保健師等の専門職が、妊娠から出産、子育てにわたるまでの母子保健や育児に関する様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握することで、切れ目のない支援体制を構築する。(健康課) ■多様化する保育ニーズに応じて、相談者に分かりやすい情報提供等を行っていく。(保育課)	継続	健康課 保育課



方針3) ゆとりをもって子育てするための環境づくり

方針3) ゆとりをもって子育てするための環境づくり

(1) 子育て世帯への経済的支援

児童手当	}	p. 50
子ども医療費の助成		p. 51
就学援助		p. 52
奨学金		

(2) 男女が共同で安心して子育てできる就労環境づくり

日野市男女平等行動計画の推進	}	p. 53
幼児教育無償化		
認証保育所など入所児童の保護者への補助		
私立幼稚園園児の保護者への補助		

(1) 子育て世帯への経済的支援

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、子育て支援医療費支給、児童手当、就学援助など、現在行っている施策をより一層充実させるとともに、新たな支援の方策を検討します。

※児童育成手当、児童扶養手当、ひとり親家庭医療費助成制度については、基本目標Ⅱ方針2)

(3)「ひとり親家庭の自立に向けた支援」に記載しています。

【 主な取り組み 】

事業名	内容	方向性	区分	主担当課
児童手当	■中学校終了前(15歳到達後最初の年度末)までの児童を養育している父母等の主たる生計者に児童手当を支給。 ■児童1人につき、所得制限限度額未満の者の支給月額 は 3 歳 未 満 15,000円、3歳以上小学校修了前(第1子、第2子)10,000円、3歳以上小学校修了前(第3子以降)15,000円、小学校修了後中学校修了前10,000円、所得制限限度額以上の者の支給月額は特例給付として5,000円。 ■支給時期は6月、10月、2月にそれぞれ4か月分を支給。 ※令和2年3月現在	■児童手当法による国の制度であり、国の動向を注視しつつ、法令に則った、より一層適正な支給に努める。	継続	子育て課

事業名	内容	方向性	区分	主担当課
子ども医療費の助成	■医療保険の加入要件に該当し、所得制限の範囲内の者で、6歳に達する日以後の最初の年度末までの乳幼児を養育する者には乳幼児医療証、6歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の年度末までの義務教育就学期にある児童を養育する者に子ども医療証を発行し、該当乳幼児・児童の受診時に保険診療の一部負担金（の一部）を助成。 ■日野市では乳幼児医療証の所得制限はなし。 ※令和2年3月現在	■乳幼児医療費助成事業実施要綱、義務教育就学児医療費助成事業実施要綱等に基づく東京都の制度であり、市でも条例等を整え事業遂行している。現状、乳幼児医療助成は市単独で所得制限なしの取り扱いとしている。 ■所得制限、助成範囲等について、東京都の動向を踏まえ、充実に向けて調査研究に努める。 ■条例等に基づいたより一層適正な助成に努め、乳幼児・児童の保健・福祉の向上を図る。	継続	子育て課
就学援助	■経済的理由により小・中学校への支払いが困難な家庭に対し、学校で必要とする費用の一部を援助する。 ■学用品費、通学用品費、新入学学用品費、校外活動費、修学旅行費、移動教室費、卒業記念アルバム代については、市内に住所を有し、学校教育法第1条に規定する学校に就学している児童・生徒の保護者が支給対象。 ■医療費、給食費は、市立小・中学校に就学している児童・生徒の保護者が支給対象となる。 ■対象者は、次のいずれかにあてはまる家庭 ①生活保護受給中または昨年度以降生活保護の停止・廃止を受けた、 ②昨年度、市都民税が非課税、 ③児童扶養手当受給中、 ④経済的理由で子どもの教育費に困っている。 ■所得要件 生活保護基準の1.3倍	■保護者の負担軽減を図るために、今後も制度を継続していく。	継続	庶務課

事業名	内容	方向性	区分	主担当課
奨学金	■市内に住む経済的理由により修学が困難な高校生を援助し、教育上の機会均等を図るため奨学金を支給している。この奨学金は返済の必要はなし。 ■申請方法は、募集期間に申請書等必要書類を提出し、選考審査会に諮って決定する。選考にあたっては、所得制限があり。 ■前学年時における学習意欲・生活態度などにより選考している。 ■所得要件 生活保護基準の1.2倍	■高校の授業料無償化などの施策が展開されているが、まだ支援としては不十分である。経済的な理由で意欲のある学生の就学機会を奪うことのないように、また保護者への負担軽減を図るためにも、今後もこの制度を継続していく。ただし、国の施策の動向次第では、制度の継続・変更も視野に検討を重ねていく。	継続	庶務課

(2) 男女が共同で安心して子育てできる就労環境づくり

仕事と生活の調和の実現については、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使をはじめ国民が積極的に取り組むこと、国や地方公共団体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。

こうしたことを踏まえ、啓発のみではなく、働き方の見直しに向けた様々な取り組みを推進するとともに、子育て家庭への就労支援や、男女がともに協力して家庭内での役割を担っていくことができるよう、固定的な性別役割分担意識の解消に努めます。

また、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育・保育の重要性や、子育て家庭にとって、幼児教育・保育に係る経済的な負担の軽減は、少子化対策上の施策として強い要望であることから、幼児教育・保育の無償化をはじめとした支援策を推進します。



【 主な取り組み 】

事業名	内容	方向性	区分	主担当課
日野市男女平等行動計画の推進	■第4次男女平等行動計画（計画年度：令和3～7年度）を令和2年度末までに策定する。 ■策定にあたっては、男女平等の視点から子育てしやすい環境の整備やワーク・ライフ・バランスに関する事項等を盛り込み、実態に即した計画をつくる。 ■男女平等推進委員会及び男女平等行動計画評価委員会を開催し、計画の推進と検証を行う。 ■男女平等行動計画に基づく講演・講座、パネル展示による啓発事業、女性相談事業、DV被害者の支援事業、若年層へのDV被害防止啓発事業等を実施し、子育て支援につなげる。	■男女ともに家庭、地域、職場等の様々な分野で自己実現ができる男女共同参画社会を目指す。	継続	男女平等課
幼児教育無償化	子ども・子育て支援法等に基づき認可保育所等の3-5歳（非課税世帯は0-2歳）の利用者負担額を無償化する。また、認可外保育施設等も月額上限を定めて無償化する。	■制度に基づき、各家庭の経済的負担の軽減を図っていく。今後も国、都の動向を注視しながら追加政策や見直しがある場合は、必要に応じて検討を行っていく。	新規	保育課
認証保育所など入所児童の保護者への補助	■保護者の負担を軽減し、児童の健全な育成に寄与することを目的として認証保育所等に児童を入所させている保護者に対し、補助金を交付する。	■幼児教育無償化と合わせ、保護者の経済的負担の軽減を図るため補助を継続していく。補助制度は必要に応じて見直しを行う。	継続	保育課
私立幼稚園園児の保護者への補助	■保護者の負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図ることを目的として、私立幼稚園に在籍する幼児の保護者に対し補助金を交付する。	■幼児教育無償化と合わせ、保護者の経済的負担の軽減を図るため補助を継続していく。補助制度は必要に応じて見直しを行う。	継続	保育課



方針４）健やかな成長を支える遊び・学びの場づくり

方針４）健やかな成長を支える遊び・学びの場づくり

（１）遊びの場の充実

自然体験広場 プレーパーク	} p. 55
地域の遊び場（公園、児童遊園など） 中高生の居場所づくり（児童館）	} p. 56

（２）学びの場の充実

未来に向けた学びと育ちの基本構想（第３次日野市学校教育基本構想）の推進	} p. 57
保護者・地域・関係機関などとの連携	
がん教育の推進	} p. 58
ＩＣＴ活用教育の推進	
図書館における子どもの本への関心、興味を促す取り組み	} p. 59
青少年事業	
「土曜のひろば」遊学講座	
子どもの学習・生活支援	} p. 60

（３）農や自然を大切にする体験活動の充実

保育園における農業体験	} p. 60
自然環境を活かした体験学習	
幼稚園・小中学校での農業体験	} p. 61
ひのっ子エコアクション	

（４）スポーツ活動の充実

子どもの体力向上のための様々な環境づくり 校庭の芝生化	} p. 62
--------------------------------	---------

（１）遊びの場の充実

子どもがのびのびと遊べる場の確保とともに、バリアフリー化など、子どもが安全に遊ぶことができ、親も安心して子どもを遊ばせることができる場の充実を進めるため、地域の集会所や公園、自然体験広場、幼児期から自然に触れ合う体験などの積極的な活用を今後も進める一方、関係団体や関連する機関、地域の協力を得ながら、安全に外で遊べる環境づくりに努めます。

【 主な取り組み 】

事業名	内容	方向性	区分	主担当課
自然体験広場	■仲田の森蚕糸公園内に自然体験広場を夏休み期間に開設している。 ■自然体験広場は、体験学習の場として、自然の中での遊びやデイキャンプなどの野外活動の機会を提供することで、子どもたちの体験活動の充実・振興を図り、生きる力を育むことを目的とする。 ■ジュニアリーダー講習会、児童館デイキャンプ、育成会、子ども会、市内在住の家族などが利用している。また、自然体験広場スタッフにより自主企画を開催し、子どもたちが夏の楽しいひと時を過ごしている。 ■秋には1日限定の自然体験広場として「あきなかだ」を開催し、たき火など野外での遊び場を開設している。	■文部科学省中央教育審議会は、平成25年1月に答申した「今後の青少年の体験活動の推進について」の中で、体験活動の意義・効果として、「社会を生き抜く力」の養成、規範意識や道徳心の育成、学力への好影響などを挙げている。例えば、子どもの頃の体験が豊富な大人ほど、意欲・関心や規範意識が高い人が多い。 ■野外活動の体験ができる市内で貴重な場となっているので、継続して開催できるように努める。 ■自然体験広場の存在を周知し、利用者を増やしていく。	継続	子育て課
プレーパーク	■NPO法人が仲田の森蚕糸公園で「なかだの森であそぼう」（毎週金曜・第2・第3土曜・夏休みの3日間）を開催している。 ■開催実績（平成30年度） 開催：64回 参加人数：7,392人（延べ） ■幼児とその保護者が自由に集い、幼児期から自然と触れ合う体験ができるとともに、保護者の育児ストレスの解消等にも資している。 ■市は同法人に補助金を交付し活動を支援している。 ■「なかだの森であそぼう」以外にも市内に3つのプレーパークが活動している。	■子どもたちが、自然の素材や道具などを使いながら、子どもが思いのままに自分たちで遊びを生み出せる環境は、子どもの成長にとって重要である。 ■子どもが自己責任のもと、自然の中で思いっきり遊び、いきいきと“子どもの時間”を過ごせる場としてのプレーパークのような環境づくりを継続して支援していく。 ■市内で活動している各団体について、それぞれの活動に合った支援の方法や在り方を検討していく。	継続	子育て課

事業名	内容	方向性	区分	主担当課
地域の遊び場（公園、児童遊園など）	■現在、市内各所に都市公園・緑地が約200か所。そのほか、地区広場、遊び場、運動広場などが73か所。 ■子どもが安心して自由に遊ぶことができるよう地域特性を生かした公園等の整備を実施する。	■樹木の剪定・伐採などにより死角をできるだけ少なくし、見通しの良い、安全で安心して遊べる公園づくりを行う。 ■水路を活用した公園など自然体験ができる施設整備を行うことにより、豊かな体験を生み出す環境作りを行う。 ■ユニバーサルデザインのまちづくりに相応しい、誰にとっても使いやすく、居心地の良い公園づくりを目指す。	継続	緑と清流課
中高生の居場所づくり（児童館）	■中・高校生世代の居場所となるよう、中・高生世代が自己効力感や自己肯定感を醸成できるよう援助する。 ■児童館職員の専門性を生かした中・高生世代の居場所づくり。中・高生世代は、話し相手を求め、自分の居場所として児童館を利用することから、思春期の発達特性をよく理解し、自主性を尊重し、社会性を育むように援助する。	■すべての児童館において、中・高生専用の利用時間（中・高生タイム等）や事業を実施するなど、中・高生世代が利用しやすい環境を進めていく。 ■引き続き中・高生世代を児童館のボランティアとして育成していく。	新規	子育て課

（２）学びの場の充実

子どもが社会や地域に参加し、地域の中で様々な人や物事に触れ合い、自然体験、職場体験、社会体験など経験を重ねることによって、子どもの豊かな心を育てるよう、学習の場や機会を提供します。そのためには、地域の歴史や文化の継承と保存、ICTの活用や、公民館・図書館・郷土資料館等の身近な地域の学びの場の保全や整備をすることも重要です。市全体の取り組みとして教育振興計画、生涯学習計画等で推進しています。



【 主な取り組み 】

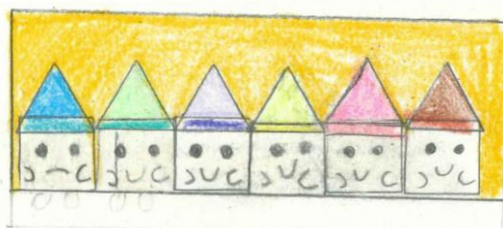
事業名	内容	方向性	区分	主担当課
未来に向けた学びと育ちの基本構想（第3次日野市学校教育基本構想）の推進	■未来に向けた学びと育ちの基本構想（第3次日野市学校教育基本構想）では、子どもたち自らが育んでいってほしい力として「すべての“いのち”がよろこびあふれる未来をつくっていく力」を、基本構想の理念とし、 ・一律一斉の学びから自分に合った多様な学びと学び方へ ・自分たちで考えを語り合いながら生み出す学び合いと活動へ ・わくわくがひろがっていく環境のデザインへ といったビジョンを持って教育活動を行う。	■「すべての“いのち”がよろこびあふれる未来をつくっていく力」を育んでいく環境を、学校、家庭、地域、子どもたちみんなですつていく。	拡充	学校課
保護者・地域・関係機関などとの連携	■学びの基盤となる、自分ができるという自尊感情、自分のよさを確認する自己肯定感、コツコツと努力を続ける意欲や学習習慣などを保護者や地域と連携して育む。 ■地域や関係機関などの協力を得て、自然体験、職場体験、社会体験などの機会を充実する。	■小学校における農業体験、地域の方を招いた学習、中学校における職場体験の受け入れ先など、地域・関係機関との連携による体験学習の充実を図る。	継続	学校課
がん教育の推進	■日野市がん対策推進基本条例を制定し、市立病院がある日野市ならではの環境を生かし「健康と命の大切さを育む」ことを大切にしたいがん教育の充実を図る。	■日野市がん対策推進基本条例に基づき、市立病院医師の出前授業などを継続して推進し、併せて、教職員のがん教育に対する意識の啓発を行い、がんに関する教育の一層の充実を図る。	継続	学校課



事業名	内容	方向性	区分	主担当課
ICT活用教育の推進	■ ICT活用教育を組織的に推進する。 ■ ICTを活用して、わかりやすく魅力ある授業を創造し、学力の向上を図る。 ■ 児童・生徒の情報活用能力の向上を図る。 ■ ICTを活用して、校務の情報化、効率化を徹底し、教員の働き方改革を進め、合せて児童・生徒としっかりと向き合う時間を増やす。 ■ ICTを活用して、見える学校づくりを進め、学校の信頼を高める。 ■ ICTを安全に活用し、児童・生徒に関する機微情報を保護するために、情報セキュリティを強化する。 ■ 情報安全教育を推進する。 ■ メディアコーディネーターが個々の状況に応じて、きめ細かく支援することにより、教員のICT活用指導力の向上を図る。	■ ICT活用などにより、自ら課題を発見し、協働しながら主体的な課題解決に取り組み、新たなアイデアを生み出す力を育てる。	拡充	ICT活用教育推進室



事業名	内容	方向性	区分	主担当課
図書館における子どもの本への関心、興味を促す取り組み	■図書館内では、乳幼児とその保護者が本を手にとったり、読んだりしやすいよう工夫するほか、対象年齢別のおはなし会の実施、児童の調べものに必要な資料の充実、学校への貸出、児童向け図書館ホームページの充実、「絵本のリスト」作成や、保護者向け「絵本の読み聞かせ講座」を開催する。また、青少年を対象とした本のコーナーについて、この年代が関心を持ち必要とする資料を充実させる。 ■図書館の職員が学童クラブや児童館、子育て関連部署や学校へ出向いて、おはなし会、児童向けの絵本読み聞かせや本の紹介をしたり、小学校3年生を対象とした図書館の利用案内を行うなど、図書館外においても年齢に応じた本への関心と興味を促す取り組みを実施する。 ■青少年の参加による読書活動の推進に努め、中学生と作家の交流事業、職場体験の受け入れなどを行い、また、同世代に本の世界の楽しさを伝えるヤングスタッフの活動を支援するなど、読書離れが進むとされる青少年にもPRする。	■「日野市子ども読書活動推進計画」により、読書活動の推進に努める。子どもたちにとって、図書館が身近な場所となり、一人一人の多様性を認め合いながら、共に未来を創り出す力を読書から得られるよう支援する。 ■図書館だけでなく、学校や子ども関連部署と連携して、様々な事業を行っていく。 ■図書館は、第3次日野市立図書館基本計画に基づき、「くらしの中に図書館を」を基本理念に、運営を進めている。全ての市民にサービスを提供することを方針に、特別な支援を必要とする子どもたちに対しても各部署と連携をとりながら事業を進めていく。 ■乳幼児から青少年まで、また、子どもの保護者にとっても図書館が開かれた場所となるような環境を整えていく。	継続	図書館
青少年事業	■青少年事業として子どもたちの興味・関心につながる体験学習の機会や遊びを通じた異学年の交流の場を提供する。また、イベント等の実施の際にも手づくり体験や遊び等の機会を提供する。	■青少年を対象とした事業として、日野市の様々な地域活動等を行う団体等と連携しながら、市内の社会的資源を活用し、子どもたちが様々な体験、経験、学習できる場を提供する。また、事業の実施の際に地域ボランティアの協力を得ることで、地域内の多世代交流も実現し、健全な子どもの育成と地域力の向上を図る。	継続	中央公民館



事業名	内容	方向性	区分	主担当課
「土曜のひろば」遊学講座	■地域住民の手により子どもたちに学びの場を提供する、なお「土曜のひろば」遊学会が主催する講座。 ■小学校3年生から中学3年生までの男女が参加し、異年齢、異なる学校の子どもたちが興味のあるものに対して一緒に学習し合い交流ができる。	■地域の教育力の育成を図っていく。 ■市民が主催する講座として、支援を継続していく。	継続	生涯学習課
子どもの学習・生活支援	■貧困の連鎖を断ち切るため、生活困窮世帯や生活保護世帯の子どもを対象に、居場所をつくり社会生活の訓練や学習支援等を実施。	■平成27年度から市内1か所で事業実施し、令和元年度は4か所で実施している。今後は課題を検証し、事業の担い手との調整、他の学習支援事業（放課後の学習支援事業等）との兼ね合いも考慮し、どのような形態で増設していくかを検討していく。	継続	セーフティネットコールセンター

（３）農や自然を大切にする体験活動の充実

日常的に農産物に触れる機会は、調理されてお皿の上に乗った状態がほとんどです。

自ら農作物を育てる体験を通して、食と農と地域と自然環境の関わりを重視し、農産物がいのちを育み、成長していく過程を大切にしながら、食への関心・興味を高揚し、食の大切さ、食を支える農の役割、自らのくらしと社会の営みとの関わり、地域の食文化、いのちと健康の尊さなどに対する理解を学びます。

【 主な取り組み 】

事業名	内容	方向性	区分	主担当課
保育園における農業体験	■「保育園食育年間計画表」に基づき、農作物を育てる体験をし「食を営む力」の育成と、自然の恵みへの感謝の心を育てる活動を行う。	■自ら育てた農作物を使って調理活動を行い、生活と遊びを通じて食への関心と大切さを知る活動を実施していく。 ■給食で日産農産物を使用したり、収穫体験や、食材に触れる体験活動を実施していく。	継続	保育課

事業名	内容	方向性	区分	主担当課
自然環境を活かした体験学習	■毎年夏休みに1回、子ども向けの自然観察会として、カブトムシ等の採取、観察会を実施。併せて昆虫の生態等をクイズ等により楽しく学ぶ教室を実施する。 ■水辺の楽校 ■八王子市との連携により「子ども交流事業」を実施。夏休みに浅川上流にて水中植物の採取、観察会、学習会を実施。	■自然観察会は通年で実施しているが、夏休み期間は子ども向けの昆虫採取、観察会を中心とした内容とし、子どもたちが自然や昆虫等に触れ合うことができる体験の場を確保する。 ■子ども達が川辺で楽しみながら、水中植物・生物について学べる機会を確保する。	拡充	緑と清流課
幼稚園・小中学校での農業体験	■全ての小学校及び半数以上の中学校で学童農園の取り組みがある。	■地域とのつながりを大切にし、地域の協力を得ながら、今後も充実を図っていく。	継続	学校課
ひのっ子エコアクション	■ひのっ子エコアクションは、環境にやさしい学校づくりを行うため、P（Plan=計画）、D（Do=実行）、C（Check=点検）、A（Action=見直し）のエコマネジメントサイクルを取り入れた、日野市独自の環境保全・改善に関する取り組み。	■児童生徒及び教職員等が学校生活（教育活動及び職務遂行）において、環境負荷・環境問題に触れ、考え、実践することにより、環境意識を高め、環境にやさしい学校づくりを行うような取り組みにしていく。	継続	庶務課

（４）スポーツ活動の充実

スポーツをする機会を通じて、交流、競技力及び体力の向上を図り、子どもが健やかに育ち、一人ひとりが生涯にわたってスポーツに親しむことのできる資質・能力の育成を目指します。

また、都市部におけるヒートアイランド対策として、校庭等の芝生維持管理、緑化活動についても引き続き推進していきます。



【 主な取り組み 】

事業名	内容	方向性	区分	主担当課
子どもの体力向上のための様々な環境づくり	■スポーツ推進計画を実施する。 ■「する」「観る」「支える」というそれぞれの視点でスポーツに取り組むことを目指し、それぞれの施策を展開する。	■第2次スポーツ推進計画（計画年度：令和3年～7年度）を令和2年度末までに策定する。 ■スポーツをする「場」の整備と充実を図る。 ■スポーツの実践に向けた支援と情報発信を実施する。 ■スポーツに関わる団体支援と人材の育成を目指す。	継続	文化スポーツ課
校庭の芝生化	■都市部におけるヒートアイランド・緑化対策に加え、体力向上と健康な体づくり、生命を尊び自然を大切にする心の養成、豊かな人間性の育成の3つの教育的観点から、児童生徒等の成長にとって望ましい教育環境を整備するとともに地域コミュニティの形成にも資するため、東京都の補助事業である「緑の学び舎づくり実証実験事業」に基づき、学校の校庭を芝生化するもの。 ■実施校：東光寺小学校、滝合小学校、三沢中学校（当該3校は東京都補助事業）豊田小学校ほか3校（敷地の一部を整備。）	■校庭等を芝生化することで、外で遊ぶ（スポーツ）児童・生徒が増加し、体力・運動能力の向上、けがの減少及び精神面の安定などにつながり、また、芝生の維持管理を地域と連携することで、地域コミュニティの形成にも資することが期待されるため、今後も推進していく。	継続	庶務課



基本目標Ⅱ

切れ目なく一人ひとりを大切にする支援の充実

方針１）周産期における医療・保健・福祉の支援体制づくり

方針１）周産期における医療・保健・福祉の支援体制づくり

（１）安心して出産し、育児ができる支援

妊婦訪問指導	}	p. 63
妊婦健康診査		
乳児家庭全戸訪問（赤ちゃん訪問）	}	p. 64
妊産婦サポート事業		
乳幼児健康診査	}	p. 65
経過観察健康診査		
保育園での妊婦受け入れ		
周産期ネットワーク体制の充実		
親の子育て力向上支援講座		

（２）出産前から育児を学ぶ機会の充実

ママパピクラス	}	p. 66
妊産婦とその家族への食育推進		
母子健康手帳の交付		
子育て情報発信の充実		

（１）安心して出産し、育児ができる支援

妊娠期の不安、親の孤立化や育て方への不安、子どもが他の子どもと触れ合う機会が少なくなってきたことなどが原因で、心に様々な問題が生じています。

母親が安心して妊娠・出産・育児に臨めるよう、訪問指導など、妊娠期から支援を行うとともに、子どもの発育・発達への支援に取り組み、妊娠期からの切れ目のない支援を行うことで、子どもの健やかな成長や発達を支援します。

【 主な取り組み 】

事業名	内容	方向性	区分	主担当課
妊婦訪問指導	■母子健康手帳申請時にアンケートを記入してもらい、支援を必要とする妊婦を抽出後、地区担当保健師により電話・面接・訪問等により支援を行う。	■妊婦早期支援介入として継続していく。	継続	健康課

事業名	内容	方向性	区分	主担当課
妊婦健康診査	■妊娠の届け出をされた方に、都内医療機関で利用できる妊婦健康診査受診票（14回分）及び子宮頸がん検診受診票、妊婦超音波検査受診票を交付する。妊婦健康診査の際に使用することで、項目に応じ上限額まで公費負担をする。 ■受診票を使用できない助産所・都外医療機関での受診については、申請に基づき助成金を交付している。	■母体や胎児の健康確保を図るため、妊婦健康診査を継続実施していく。	継続	健康課
乳児家庭全戸訪問（赤ちゃん訪問）	■出産した全ての子どもの家庭に、助産師・保健師が、生後28日以内に訪問等し、赤ちゃんの発育、育児全般のこと、お母さんの体のことなど保健相談を実施していく。	■健康状態の確認及び異常の早期発見とともに、産後のメンタルヘルスに重点を置き育児上の不安を軽減し、子どもが健やかに育つことを目的とし、早期支援を継続実施していく。	継続	健康課
妊産婦サポート事業	■親族等の支援が受けられない産前産後の妊産婦がいる家庭に対し、育児家事訪問支援員を派遣し、安心して母子関係を築けるように支援をする事業。	■産前産後の妊産婦は精神的にも身体的にも不安定になり、安心して母子関係を築くための支援が必要である。親族等の支援が受けられない家庭に対し、産前産後に特化したヘルパー派遣の支援を行っていく。	継続	子ども家庭支援センター
乳幼児健康診査	■3～4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診を集団健診で実施。 ■上記3つの健診対象者に対して、未受診の場合、受診勧奨ハガキ送付や地区担当保健師の個別訪問等で、家庭及び乳幼児の状況を把握し、子育て相談や育児支援を目的にきめ細やかに展開している。 ■上記の未受診フォローを実施しても未受診であった場合には全件数について子ども家庭支援センターへ報告し、居所不明児のシステムと連動させている。	■未受診把握率の更なる向上と受診率向上を目指す。 ■未受診者への受診勧奨のための個別支援を実施。また未把握児については子ども家庭支援センターへ報告し、居所不明児のシステムと連動させることにより更なる受診率の向上ときめ細やかな育児支援を目指す。	継続	健康課

事業名	内容	方向性	区分	主担当課
経過観察健康診査	■一般健診の結果、要経過観察とされた者について、次の2点を目的に実施している。 ①定期的な健診を通し、健全な育成を期するとともに、異常の早期発見に努める。 ②精密検査を要するほどではない問題点について、直ちに医療機関を受診させるのではなく、身近な市町村で経過観察を行うことで、保護者に心理的・物理的負担をかけずに適切なフォローを行う。	■市町村という身近で保護者に負担の少ない場で、乳幼児の成長を経過的に確認、相談できる場として継続する。	継続	健康課
保育園での妊婦受け入れ	■初妊婦に対し、保育園が子育て経験の機会を提供し、子育てへの期待・希望が持てるようにするため、0歳児を受け入れている保育園で、初妊婦の保育体験受け入れを行っている。 ■0歳児と遊んだりおむつ交換や食事の様子を見学する等に加え、子育て相談に応じている。	■保育園の特性を活かして、気軽に子育て相談ができる場となり、地域との結びつきが深まるよう積極的に取り組んでいく。	継続	保育課
周産期ネットワーク体制の充実	■地域で母親が安心して出産、育児が営めることを目的とし、市内産科医、助産院を対象とし、「育児サポート連絡票」の有効活用により、要支援家庭への、早期介入、切れ目のない支援を実施していく。	■周産期ネットワークとして、医療機関等との連携の更なる強化を図るため、毎年医療機関等への訪問を実施。今後も更なる連携を図っていく。	継続	健康課
親の子育て力向上支援講座	■参加型の講習会（ACT、ベビーマッサージ）等を実施し、子どもを持つ親自身の“子育て力”の向上を目的とする事業。 ■具体的には、養育に関すること、子どもとの関わり方、地域との関わり方や行政サービスの利用方法等、子育てに関わる総合的な力を養うための事業。	■子育て力を向上することにより、親としての自信や、子育てへの自信、子どもとの良好な関係の構築、また地域とのつながりによる社会からの孤立化の防止等を図っていく。	継続	子ども家庭支援センター

(2) 出産前から育児を学ぶ機会の充実

すべての妊婦の状況を把握し、必要な支援や情報提供を行うことで、安心して出産し、楽しく子育てができることを目指します。また、困った時の相談先等の周知を行っていきます。家族で協力して子育てができるよう、妊娠中の過ごし方や出産の仕組み、情報提供や実習、体験を取り入れた教室など支援を行っていきます。

【 主な取り組み 】

事業名	内容	方向性	区分	主担当課
ママパピクラス (両親学級)	■安心して妊娠、出産を迎えられるように、ママとパパを対象に妊娠・出産・育児についての教室を開催。地域での子育て仲間をつくることを重点に置いた内容。 ■保健コース、栄養コース、沐浴コース、医師講話コースを実施。 ■沐浴コースでは、赤ちゃんの泣きの理解と対処法のDVDを取り入れたり、パパ同士の交流時間を設ける等、父親教育にも重点を置いている。	■安心して妊娠・出産を迎え、日野市で楽しく育児ができるよう継続していく。	継続	健康課
妊産婦とその家族への食育推進	■ママパピクラスの参加者を対象とし、より良い食生活についての意識と理解を促し、実践ができるよう、「栄養コース」を実施。 ■妊産婦とその家族を対象に、わかりやすい栄養相談などを行う。	■食生活や健康に対する意識の高い妊産婦とその家族に向けて働きかけることで、生涯の健康づくりのきっかけとなるよう、継続していく。	継続	健康課
母子健康手帳の交付	■妊娠の届出をされた方に、母子健康手帳を交付する。同時に、妊婦面接を行い、妊娠期から切れ目のない支援を行う。	■全ての妊婦を対象として専門職が面接を行う。心身の状況や家庭の状況を把握し、各家庭のニーズに応じた支援を妊娠期から継続していく。	継続	健康課
子育て情報発信の充実	■子育てに関わる様々な情報を、ホームページ、子育て情報サイト、子育て情報冊子「知っ得ハンドブック」、地域子育てイベント情報紙「地域活動子どもカレンダー」等様々な方法で発信し、子育て家庭や子育てに携わる機関、支援者等の情報収集・サービス利用に役立ててもらふ。	■「地域活動子どもカレンダー」、「知っ得ハンドブック」等による紙媒体の情報提供に加え、従来の「子育て情報サイト」をリニューアルし、スマートフォン等の電子媒体から情報を収集する保護者ニーズに合わせ、アプリやプッシュ通知等を活用した情報発信を充実させていく。	拡充	子ども家庭支援センター

方針２）様々な背景や課題を抱えた家庭への支援

方針２）様々な背景や課題を抱えた家庭への支援

（１）児童虐待への取り組み

児童虐待への対応	}	p. 68
児童虐待防止の啓発		
日野市子ども家庭支援ネットワーク連絡協議会（要保護児童対策地域協議会）	}	p. 69
健康課との連携強化		
虐待防止マニュアルの活用		
養育家庭啓発活動		

（２）ひとり親家庭への相談機能・情報提供の充実

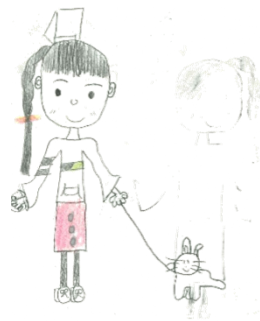
母子・父子自立支援員の相談体制の充実	}	p. 70
情報提供の充実		
ひとり親支援セミナー		
母子・父子自立支援プログラム策定事業		

（３）ひとり親家庭の自立に向けた支援

母子生活支援施設入所支援	}	p. 71
母子家庭等自立支援給付金（教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等）		
求職活動中の一時保育料の免除	}	p. 72
母子及び父子福祉資金・女性福祉資金の貸付		
離婚直後等のひとり親への住宅支援		
児童育成手当	}	p. 73
児童扶養手当		
ひとり親家庭医療費助成制度		
ひとり親家庭ホームヘルプサービス		

（４）不登校・ひきこもりの子への支援

不登校やひきこもりの子の居場所づくり	}	p. 74
長期間の欠席状況にある子どもたちの教室「わかば教室」		
学校登校支援	}	p. 75
スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）		



(1) 児童虐待への取り組み

児童虐待防止対策の充実として、虐待対応を含む支援が必要な家庭に対し、関係機関が情報を共有し、それぞれが持つ機能を発揮したネットワークによる支援を十分提供できるよう、要保護児童対策地域協議会において、各機関のさらなる連携と機能の強化を図ります。また、児童虐待の早期発見、早期対応のために、子どもに関わる様々な機関や地域に対し、児童虐待防止活動の啓発活動を行います。

【 主な取り組み 】

事業名	内容	方向性	区分	主担当課
児童虐待への対応	■先駆型子ども家庭支援センター（高幡本部）で、子どもと家庭に関する総合相談を行う中、児童虐待防止に向け、相談体制の強化や関係機関との連携の強化を図り、児童虐待の具体的事案に係る迅速かつ的確な対応に努める。 ■虐待の芽を早期に摘む取り組みや再発防止のための見守り等を行う。	■児童虐待に関する第一義的な通告窓口として子ども家庭支援センターが迅速に対応することをはじめ、児童虐待の予防・早期発見のため、様々な事業の実施や支援を行う。 ■虐待対策コーディネーターを配置することにより体制を強化し、児童相談所や警察、教育・子育て施設等との連携を強化する。また、市内各子育てひろばの相談体制や関係機関との連携を強化する。	拡充	子ども家庭支援センター
児童虐待防止の啓発	■毎年11月の児童虐待防止推進月間を中心に、市民への様々な啓発活動に取り組む。	■オレンジリボンキャンペーン、パネル展示、講演会等の様々な活動の実施により、広く児童虐待防止の啓発に努める。	継続	子ども家庭支援センター
日野市子ども家庭支援ネットワーク連絡協議会 （要保護児童対策地域協議会）	■児童福祉法第25条の2に法定された要保護児童対策地域協議会の位置づけで設置。 ■子どもとその家庭への支援を総合的に推進することを目的に、子どもに関わる関係機関の情報の交換や連携を図るための運営協議会。 ■代表者会議、地域別会議、個別ケース会議等構成メンバーや会議の目的にそって複数の会議を開催し連携を深めている。	■増加の一途である要保護・要支援児童及びその家庭の支援を進めるため、関係機関の連携の必要性はますます高まっている。 ■子ども家庭支援センターは、警察、児童相談所、教育委員会、健康福祉部等の行政関連部署、その他子育て関連機関間の調整役として引続き連絡協議会に入る機関の拡充と更なる連携強化を図っていく。	継続	子ども家庭支援センター

事業名	内容	方向性	区分	主担当課
健康課との連携強化	■四半期に一度、健康課との連携強化会議を実施。 ■連携に関する取り決めや、気になる乳幼児についての情報交換を行い、双方の支援サービスを適切に運用できるように努める。	■健康課と子ども家庭支援センターが組織的に連携し、児童虐待の早期発見・防止・迅速な対応を行う。 ■健康課の「乳児家庭全戸訪問事業」と子ども家庭支援センターの「育児支援家庭訪問事業」が連携して実施できるよう連携体制を整備する。	継続	子ども家庭支援センター
虐待防止マニュアルの活用	■平成19年度発行の虐待防止マニュアル及び、平成23年度発行のハンドブックの活用については、各種会議などの際に各関係機関に呼びかけている。	■今後も、各関係機関への周知及び呼びかけは継続し、各関係機関の対応力の向上を目指す。 ■子ども家庭支援センターと児童相談所との共有ガイドラインの改正に伴い、マニュアルの更新や活用について検討する。	継続	子ども家庭支援センター
養育家庭啓発活動	■養育家庭とは、様々な事情により家庭で養育を受けることができない児童を、養子縁組を目的とせず家庭的環境の中で養育をし、児童の健やかな成長を図る事業。 ■養育家庭制度の周知や理解を深め、登録家庭の増加を図ることを目的として、養育家庭普及活動月間の取り組みや養育家庭体験発表会の開催などを実施している。	■児童虐待や養育困難家庭の相談が増え、児童養護施設への入所児童数も増加している中、養育家庭のニーズはますます高まっている。 ■事業の主体である児童相談所と協力し、引き続き養育家庭普及活動月間の取り組み、養育家庭体験発表会の開催など啓発活動の充実を図り、市民の理解と協力を求めている。	継続	子ども家庭支援センター

(2) ひとり親家庭への相談機能・情報提供の充実

ひとり親家庭が置かれている状況は、就業の形態や子どもの年齢、疾病や障害、親など保護者の健康状態、児童虐待など様々な課題が生じやすいため、ひとり親家庭個々の状況に即した適切な支援を行うとともに、一般の子育てや要支援家庭への施策を組み合わせる支援します。



【 主な取り組み 】

事業名	内容	方向性	区分	主担当課
母子・父子自立支援員の相談体制の充実	■母子・父子自立支援員は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭及び父子家庭、寡婦を対象に相談に応じ、自立に必要な情報提供・助言など行ったり、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。 ■具体的にはひとり親家庭の生活上の問題、就業についての相談、養育費、母子及び父子福祉資金・女性福祉資金の貸付等、様々な相談を受けたり、必要な支援につなげていく。	■ひとり親家庭の実状に合った極め細やかな支援を行うため、母子・父子自立支援員は他課との密な連携を取ったり必要な研修を受けて相談体制を更に充実していく。	継続	セーフティネットコールセンター
情報提供の充実	■「ひとり親家庭のしおり」を作成し、市役所をはじめ各所にて配布し、国、都、市及び関係機関の実施する事業等、必要な情報を必要な世帯に提供する。	■改訂版を作成（不定期）し、情報の更新を図る。また広報やホームページを活用し、常に新しい情報の提供ができるよう、情報収集を行う。	継続	セーフティネットコールセンター
ひとり親支援セミナー	■ひとり親の方々の養育費やライフプラン等、生活に役立つ様々な情報提供の場として専門家によるセミナーを開催する。	■年2～3回、単発又は連続講座として開催する。また年間のセミナー予定を児童扶養手当の現況届のお知らせに同封するなどして、周知を図る。 ■専門家や事業担当者による個別相談会も検討する。	継続	セーフティネットコールセンター
母子・父子自立支援プログラム策定事業	■母子・父子自立支援プログラム策定員が児童扶養手当受給者等の自立を促進するために就労相談を受け、それぞれの状況やニーズ等に応じた自立目標や支援内容について個別の計画書を作成する。 ■ハローワークと連携しながら具体的な就労につなげ、就労開始後も継続的な自立の支援を行う。	■母子・父子自立支援員が受ける様々な相談の中で、対象となり得る人へ積極的にアプローチをしていく。さらに就労支援員やハローワークとも連携を密にし、継続的な支援を行う。	継続	セーフティネットコールセンター

(3) ひとり親家庭の自立に向けた支援

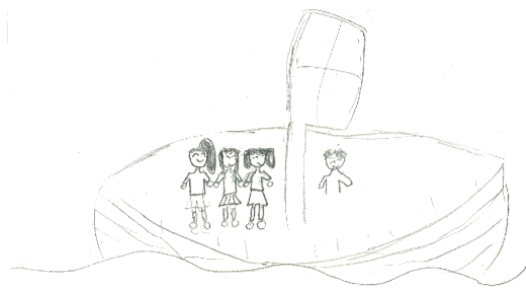
ひとり親家庭の自立した生活のためには、親など保護者が安定した仕事に就き、家庭の生計維持ができ、子どもが心身ともに健やかに成長することが望めます。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等となるよう支援します。

【 主な取り組み 】

事業名	内容	方向性	区分	主担当課
母子生活支援施設入所支援	■ 18歳未満の子どもを養育している母子家庭の母が、生活上の様々な問題のため十分な養育ができない場合に、母子で入所する児童福祉施設。 ■ 母子家庭の母からの申請により個々の世帯の実情を鑑み、入所を実施する。 ■ 入所期間を概ね2年とし自立支援計画を立てる。	■ 母子関係に問題を抱える深刻な例が増えていることから、施設への入所が必要であると思われる世帯を1日でも早く支援につなげるため、母子・父子自立支援員の相談だけでなく、庁内関係各課・各機関と連携を密にしながら支援を行う。 ■ 入所後は自立支援計画を立て、施設だけでなく庁内関係各課・各機関と連携をし、退所後の地域での生活を見据えた支援を行う。	継続	セーフティネットコールセンター
母子家庭等自立支援給付金 (教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等)	■ 【母子家庭等自立支援教育訓練給付金】 母子家庭の母及び父子家庭の父が就職につながる能力開発のために受講した教育訓練講座の受講料の一部を助成する。 ■ 【母子家庭等高等職業訓練促進給付金】 母子家庭の母及び父子家庭の父が、就職に有利な国家資格を取得するため、養成機関において修業している場合、一定期間経済的支援を行う。 ■ 【ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の案内】 上記高等職業訓練促進給付金を受給する方に対し、東京都社会福祉協議会が実施する「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」の案内をおこなう。	■ 就労相談時に制度の周知を図る。 ■ 広報・ホームページに掲載中の制度内容について、利用した場合の具体的な流れや、利用状況などの掲載を検討する。 ■ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業は、一定の条件をクリアすれば、貸付金の償還が免除されるため、相談時には必ず制度の説明を行う。	継続	セーフティネットコールセンター

事業名	内容	方向性	区分	主担当課
求職活動中の一時保育料の免除	■母子家庭・父子家庭の就労を支援するため、母子・父子自立支援員が証明書を発行し、求職活動中、一時保育を利用する場合の保育料を免除する。	■ひとり親支援を所管しているセーフティネットコールセンターと、一時保育を所管している子ども家庭支援センターとの連携を密にし、積極的に周知を行っていく。	継続	子ども家庭支援センター セーフティネットコールセンター
母子及び父子福祉資金・女性福祉資金の貸付	■ひとり親家庭の生活安定と児童の福祉の増進を図るため、母子及び父子福祉資金・女性福祉資金福祉資金として必要な各種資金の貸付を行う。	■広報・ホームページを活用し制度の周知を図る。 ■自立支援策として積極的な活用をすすめるために、臨時の相談窓口を開設（8月の土曜日）する。	継続	セーフティネットコールセンター
離婚直後等のひとり親への住宅支援	■離婚直後のひとり親の世帯、離婚調停中の別居世帯の自立を支援するため、市営住宅の一部を当面の住居として一時的に提供する。（2年以内）	■住居を提供するだけでなく、入居中の生活・子の養育・就労などの諸問題や退去に向けた支援を継続的に行い、ひとり親家庭としての自立を即していく。	継続	セーフティネットコールセンター
児童育成手当	■ひとり親家庭等で18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童、一定の障害等に該当する20歳未満の児童を扶養している人に児童育成手当を支給。※所得制限限度額あり。 ■児童1人につき、支給月額は育成手当13,500円、障害手当15,500円。 ■支給時期は6月、10月、2月にそれぞれ4か月分を支給。 ※令和2年3月現在	■東京都児童育成手当に関する条例に基づく東京都の制度であり、都の動向を注視しつつ、より一層適正な支給に努める。	継続	子育て課



事業名	内容	方向性	区分	主担当課
児童扶養手当	■ひとり親家庭、それに準ずる家庭で、18歳に達する日以後の最初の年度末までの児童（一定の障害児は20歳未満）を養育している父又は母又は養育者に児童扶養手当を支給。 ■所得に応じて支給額を決める。子ども1人の場合、42,910円～10,120円。子ども2人目10,140円～5,070円、3人目以降1人につき6,080円～3,040円の加算。 ■支給時期は1月、3月、5月、7月、9月、11月の奇数月に前2か月分を支給。 ※令和2年3月現在	■児童扶養手当法による国の制度であり、法改正等に伴う制度改定に速やかに対応する。 ■困難な状況にある場合が多いひとり親等への経済的支援であり、国の動向を注視しつつ、法令に則った、より一層適正な支給に努める。	継続	子育て課
ひとり親家庭医療費助成制度	■18歳に達した日の属する年度の末日（障害のある場合は20歳未満）の児童を監護等しているひとり親家庭等の母または父または養育者で、各種医療保険に加入し所得限度額の範囲内の者にマル親医療証を発行し、該当者、該当児童の受診時に保険診療の一部負担金（の一部）を助成。 ※令和2年3月現在	■ひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱等に基づく東京都の制度であり、市でも条例等を整え事業遂行している。 ■東京都の動向を注視し、条例等に基づいた、より一層適正な助成に努め、ひとり親家庭等の保健・福祉の向上を図り、その自立を支援する。	継続	子育て課
ひとり親家庭ホームヘルプサービス	■日常生活に著しく支障をきたしているひとり親家庭に、申請に基づき原則月12回以内、軽微な自己負担でホームヘルパーを派遣する。 ■生活、育児等の支援を行うことで親の就業機会の保持につなげる等、ひとり親家庭の福祉の向上、生活の安定と自立を図る。 ※令和2年3月現在	■東京都ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業実施要綱に基づく制度で補助あり。市も要綱を制定し事業を実施。 ■支援が必要なひとり親世帯にサービスを提供できるように事業内容の周知を図り、ヘルパーや事業者等人材確保に努め、支障ない事業遂行に努める。 ■国、東京都の事業目的や動向を注視し、事業の適正な運用を図る。	継続	子育て課

(4) 不登校・ひきこもりの子への支援

不登校・ひきこもり等で悩む本人や家族に対し、それぞれの状況に応じ専門相談、居場所の提供を実施し、自立に向けた支援を行います。学校教育においては、すべての児童・生徒に対して、授業等を通して必要な意欲・態度や能力を育み、一人ひとりのキャリア発達を支援します。

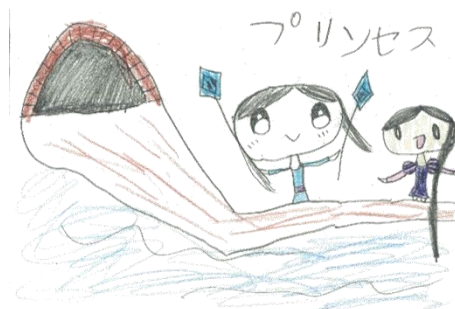
また、ひきこもりの支援に向け、スクールソーシャルワーカー等の専門機関によるネットワークを構築し、若者の成長を支える担い手を養成します。

【 主な取り組み 】

事業名	内容	方向性	区分	主担当課
不登校やひきこもりの子の居場所づくり	■不登校やひきこもりの子の居場所として市内に10か所の児童館がある。児童館には、児童厚生員が配置されていて、学校の先生や親など保護者とは違う立場で子どもと接し、見守りや相談相手としての役割を果たしている。 ■その他、市内の居場所となる施設を周知する。	■教育委員会や小中学校と連携し、また保護者に対しても、居場所としてのPRを図る。	継続	子育て課
長期間の欠席状況にある子どもたちの教室「わかば教室」	■長期間の欠席状況にある児童・生徒が通室している「わかば教室」では、社会的自立の醸成並びに学習及び学校復帰等の支援に重点を置いている。 ■児童・生徒の学校生活における精神的な悩み、人間関係での不安、長期間の欠席状況にある・登校しぶりなど環境や学習等の問題についての相談や支援、健全育成に関する調査並びに資料提供や助言を行っている。 ■eラーニングシステム「アクティブラーニング[日野版]」を導入し、通室生の個に応じた学習支援をICT活用教育推進室と協力して実施している。	■長期間の欠席状況にある子どもを対象に、学ぶ意欲と基礎・基本の定着を図り、社会的自立の醸成並びに学校復帰を目指す。各関係機関との連携を密にし、一人ひとりへの個に応じた対応の体制を作っていく。	継続	教育センター

事業名	内容	方向性	区分	主担当課
学校登校支援	■日野サンライズプロジェクト※の趣旨に則り長期欠席状況にある児童・生徒の学校復帰を目指す支援を行う。 ■各小中学校より教育センターに月毎に報告される「出席状況調査（児童・生徒の出・欠席の状況調査）」の集約・分析を通して対応策を検討する。 ■小・中学校訪問（対応策相談・助言・ケース会議への参加。） ■児童・生徒の育成に係る関係機関との連携を進める。（日野市「わかば教室」、日野市発達・教育支援センター「エール」、子ども家庭支援センター等） ■その他、必要に応じて長期欠席状況にある児童・生徒の支援につながること。	■各小中学校に日野サンライズプロジェクト※の周知を図り、長期間欠席状況にある児童・生徒の出現を未然に防ぐ取り組みを行う。 ■出席状況調査の分析を深め対応策の向上を図る。 ■長期間欠席状況にある児童・生徒の学校復帰を図るための支援策として各関係機関との連携を更に進めていくとともに、各学校に登校支援のためのケース会議開催を積極的に進めていく。	継続	教育支援課 教育センター 子ども家庭支援センター
スクールソーシャルワーカー（SSW）	■東京都のスクールソーシャルワーカー活用事業（補助率1/2）を活用し、不登校やいじめ、経済的困窮や養育困難など健全育成上課題を抱える児童生徒及びその家庭に対し、学校からの依頼により、スクールソーシャルワーカー（SSW）を派遣し必要な支援を行う。	■SSWは、社会福祉等の専門的知識等を有し、関係機関等と連携して児童・生徒が置かれた環境への働きかけを行い、児童・生徒の教育・生活環境の改善を図るもので、現在社会的ニーズが高まっている。 ■平成26年度からSSWの配置を開始したが、学校からの需要が高い。このため、必要とするSSWの配置を行い、適切な支援ができる体制を整えていく。	拡充	教育支援課

※ 日野サンライズプロジェクトとは、日野市の児童生徒が元気に過ごせることを願って、関係する大人がみんなで支援にあたるためのプロジェクト。このプロジェクトのキーワードは「連携」で、学校と保護者をはじめ、児童生徒の育成に関わる地域、教育、心理、福祉、医療など様々な専門家や専門機関との連携・協力によって、登校しぶりや欠席が長く続いている児童生徒一人ひとりの状況や課題に応じた支援に取り組んでいる。なお、プロジェクトの名称は、昇る朝日の元気な姿をイメージしてつけられたもの。



方針３）心と体の健やかな成長を支える環境づくり

方針３）心と体の健やかな成長を支える環境づくり

（１）心の健康を守る支援の充実

保育園巡回相談	}	p. 77
幼稚園巡回相談		
学童クラブ巡回相談	}	p. 78
エール学校派遣心理士		
スクールカウンセラー		
保育カウンセラー	}	

（２）障害のある子どもとない子どもが共に育つ環境づくり

専門指導事業	}	p. 78
幼児グループ事業		
児童発達支援事業	}	p. 79
発達支援関係機関連携協議会		
特別支援教育の推進	}	p. 80
個別支援シート「かしのきシート」		
少年学級		
みんなの遊・友ランド	}	

（３）食育事業などの充実

みんなですすめる食育条例・日野市食育推進計画	}	p. 81
乳幼児及びその家族への食育推進		
保育園における食育推進	}	p. 82
学校での食育推進事業		
学童クラブ・児童館での食育事業の展開		

（４）母子保健と医療体制の充実

救急医療体制の充実	}	p. 82
二次救急診療体制の充実（地域密着型の中核病院機能の発揮）	}	p. 83
新生児聴覚検査		



(1) 心の健康を守る支援の充実

問題行動の未然防止や早期発見・早期対応を図るため、相談しやすい環境づくりや、学校、地域、関係機関などが連携して適切に支援する体制の充実を図ります。

また、子どもたちとより接する機会の多い、保育士や幼稚園教諭など職員の専門性を高める必要もあります。専門職である臨床心理士などが、定期的に巡回することにより、子どもの発達状況に応じた支援や研修などを職員に行い支援体制を強化します。

【 主な取り組み 】

事業名	内容	方向性	区分	主担当課
保育園巡回相談	■臨床心理士、言語聴覚士等による定期的な巡回により発達に関する相談を保育者に対し行う。 ■発達に心配のある保護者への個別相談も実施。 ■各保育園の巡回回数：年3回。	■エール（日野市発達・教育支援センター）の巡回相談として、保育園、幼稚園、学童クラブ、小中学校としての一貫した体制を構築していく。	継続	発達支援課
幼稚園巡回相談	■臨床心理士等による定期的な巡回により発達に関する相談を教諭に対し行う。 ■各幼稚園の巡回回数：年3回。	■エール（日野市発達・教育支援センター）の巡回相談として、保育園、幼稚園、学童クラブ、小中学校としての一貫した体制を構築していく。	継続	発達支援課
学童クラブ巡回相談	■臨床心理士等による定期的な巡回により発達に関する相談を指導員に対し行う。 ■各学童クラブの巡回回数：年2回。	■エール（日野市発達・教育支援センター）の巡回相談として、保育園、幼稚園、学童クラブ、小中学校としての一貫した体制を構築していく。	継続	発達支援課
エール学校派遣心理士	■市スクールカウンセラー（小学校配置）を、エールの相談事業との一体化を図るためエール学校派遣心理士へ変更 ■エール相談者の学校での状況観察、発達面の評価等を行う。	■学校とエール（日野市発達・教育支援センター）が連携し、子どもを見守る体制をさらに強化する。	継続	発達支援課
スクールカウンセラー	■全小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、保護者・児童・生徒・職員からの相談業務の充実を図る。	■東京都配置によるスクールカウンセラーと、エール（日野市発達・教育支援センター）の配置するエール学校派遣心理士との連携を図り、多様な相談内容に対応できる相談体制を目指す。	継続	学校課

事業名	内容	方向性	区分	主担当課
保育カウンセラー	■保育カウンセラーを市立幼稚園及び希望する私立幼稚園に派遣をし、保育者・保護者に対し、支援を必要とする幼児に関するアドバイスをするとともに子育てに不安を抱える保護者へのカウンセリングを行なう。	■地域の保護者への子育て支援と同時に、保育者の研修にもなり、専門的な視点からのアドバイスが、子どもの良き成長へとつながっている。継続して保育カウンセラー事業に取り組んでいく。	継続	学校課

(2) 障害のある子どもとない子どもが共に育つ環境づくり

障害の状態に応じた指導や支援が必要な子どもが園や学校で増える中で、一人ひとりのニーズに合った特別支援教育の充実と、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限りともに育ち、学ぶ「インクルーシブ教育」の仕組みづくりが求められています。

本市においても、ユニバーサルデザインの視点に立ち、言語聴覚士、作業療法士等によるグループトレーニング、放課後デイサービスの障害児への生活能力向上の訓練を実施するなど、保護者と子どもへのライフステージに合わせた切れ目のない支援について関係者と連携協力を取り、推進していきます。

【 主な取り組み 】

事業名	内容	方向性	区分	主担当課
専門指導事業	■言語聴覚士、作業療法士等による個別指導、心理士等による社会性を身につけるためのグループトレーニングを実施。	■個別指導、グループ指導ともに質の統一、向上化を図る。 ■指導卒業後の保育園、幼稚園、教育機関との連携を図っていく。	継続	発達支援課
幼児グループ事業	■お子さんの発達の経過を確認する親子の遊びのグループ。 ■年齢別に2グループ実施。(1歳6か月以降のグループ・2歳以降のグループ)	■お子さんの発達の経過観察、親同士がつながりをもてる場を設定し、幼児期の支援の場とする。	継続	発達支援課

事業名	内容	方向性	区分	主担当課
児童発達支援事業	■保育所等訪問支援（通園事業で療育を実施している職員が保育園等を訪問し、障害児に対し、集団生活への適応のための専門的支援を行う）を開始 ■通園事業きぼう ・3歳児クラス ・4～5歳児クラス 週5日 ・午後クラス（保育園・幼稚園と併行通園） 月2回 ■児童福祉法に基づく児童発達支援センターに変更（令和2年10月より予定）	■児童発達支援センター開設に向けて、保育所等訪問支援を開始し、地域の障害児、その家族、関係機関に対する支援を行い、障害児の中核的支援機関としての機能を果たしていく。	継続	発達支援課
発達支援関係機関連携協議会	■子育て支援関係機関により協議会を構成し発達面や行動面、学校生活面において支援を必要とする子ども及び子どもの育ちについて不安のある家族を総合的に支援するもの。	■年1回協議会（全体会議）を開催し、左記協議会の設置要綱に定められた「テーマ別会議」「個別ケース会議」を必要に応じて開催し、子どもの発達に関する諸問題の解決に向け協議を実施していく。	継続	発達支援課
特別支援教育の推進	■特別な支援を必要とする児童・生徒にとって良い環境・良い指導は、全ての子どもたちにとっても良い環境・良い指導であるという「ユニバーサルデザイン」の視点に立った、ひのスタンダードの取り組みを更に推進し、小・中学校の特別支援学級だけでなく、通常の学級に在籍している児童・生徒への積極的な教育支援を行う。 ■第5次特別支援教育推進計画（計画期間：令和2～4年度）に基づき、特別支援教育の推進のため、具体的な施策を推進する。	■特別支援教育に関わる各種施策を推進する。特に、第5次特別支援教育推進計画に掲げている下記の具体的な施策を推進する。 ■「かしのきシート」による支援情報の共有と内容の充実 ■教員の理解並びに指導力向上に向けた取り組みの推進 ■ひのスタンダードの実践及び見直し ■特別支援教室（ステップ教室）における特別支援教育推進体制の推進	継続	教育支援課

事業名	内容	方向性	区分	主担当課
個別支援シート「かしのきシート」	■発達に支援を必要とする子どもが0歳から18歳までライフステージを通じて切れ目なく継続的な支援が受けられることを目的に『かしのきシート』を作成する。保護者と子どもの支援に関わる機関が連携協力することにより子どもの健やかな育ちの一助にしていける。	■シート運用の安定化を図る。また、システム導入により円滑な連携を目指す。 ■シートが効果的に活用されるように、シートの中身を充実させていく。	継続	発達支援課
少年学級	■障害のある子どもたちの様々な社会参加や市民との交流をさらに増やしていくため、本事業で子どもたちの生活に即したコミュニケーションを体験できる機会を提供していく。	■保護者・ボランティアが中心となっている事業成果等を幅広く広報していくことで、多くの市民に実行委員会が企画する事業に参加してもらい、市内の学び、学び合い、相互の理解を深める交流等を促進する。	継続	中央公民館
みんなの遊・友ランド	■障害のある子どもも一緒に遊び、笑顔で声かけできるようなふれあいの場をつくることを目的としたイベント。 ■子どもたちが一緒に遊び、楽しい時間を共有することでお互いを知り、助け合うきっかけづくりを行っている。 ■ボランティアスタッフ（地域の大人・学生）が障害のある子と接することを通して、障害への理解を深めるとともに、いろいろな人達と触れ合うことで、地域活動への関心を高める。 ■青少年委員が運営を行い、特別支援学校や日野市少年学級親の会、日野市社会福祉協議会、市内大学等に協力をいただいている。 ■事業開始：平成4年2月。	■障害の有無にかかわらず、様々な人が交流する貴重な場となっているので、今後も継続し、相互理解を深めるとともに、ノーマライゼーションを啓発する。	継続	子育て課



(3) 食育事業などの充実

食育をライフステージに応じて暮らしの様々な場面の中で、児童館、学童などの他機関と連携しながら、食に関する情報提供や学習機会の充実を図ります。

市民や有識者による食育推進会議、学校給食における食育など、幼少期からの食育の推進により、食に対する基礎的な知識を養い、将来、安全で望ましい食生活を送ることができるよう、子どもの健全な発育と成長を支援します。

【 主な取り組み 】

事業名	内容	方向性	区分	主担当課
みんなですすめる食育条例・日野市食育推進計画	■公募市民と有識者で構成される日野市食育推進会議を設置し、食育計画の進み具合を評価・検証する。 ■家庭における食育を推進し、朝ごはんの欠食率を減らす。	■日野市食育推進会議による食育計画の進み具合の評価・検証を継続していく。(第4期食育推進計画を令和4年度改定予定) ■家庭における食育を推進し、朝ごはんの欠食率を減らす。	継続	健康課
乳幼児及びその家族への食育推進	■離乳食の不安を低減させるため、子どもを持ったばかりの保護者に対する食育の場として「離乳食教室」を実施。参加者同士の交流の場として機能させる。	■食生活や健康に対する意識の高い乳幼児の保護者に向けて働きかけることで、生涯の健康づくりのきっかけとなるよう、継続していく。	継続	健康課
保育園における食育推進	■保育の一環として食育を位置づけ、各保育園の創意工夫のもと計画的に食育を推進する。 ■調理保育や収穫体験、給食で日野産農産物を利用することで、食への関心を持ち、食の大切さを知る活動を実施していく。	■日野市食育推進計画に基づき、朝食の大切さをはじめ、食に関する情報を懇談会やおたより、インターネット等を用いて発信し、保護者や地域家庭の食生活や食育の充実を支援していく。 ■「保育園食育年間計画」に基づき、保育園の給食を通して、園児や保護者へ食育を実施していく。	継続	保育課
学校での食育推進事業	■安全で楽しくおいしい給食をより一層推進するとともに、大地や自然の恵みを大切に、日野市食育推進計画の遂行を図る。 ■学校給食での地場産野菜の利用率の向上を図る。 ■農業体験や食材についての指導。 ■食事マナーに関する指導。 ■バランスのとれた食事の仕方などの指導。	■日野市みんなですすめる食育計画に基づき事業を実施していく。 ■給食に日野産野菜をより多く使用するなど食育に関係するいろいろな機会を通して生徒・保護者へ、食や健康情報を見える形、わかりやすい形で発信し、検証していく。 ■朝食の欠食割合を改善するための情報提供等も実施していく。	継続	学校課

事業名	内容	方向性	区分	主担当課
学童クラブ・児童館での食育事業の展開	■市内10児童館の事業として食育事業を展開しており、子どもが自分ひとりでもできる比較的簡単なランチづくりを行うほか、もちつきや焼き芋等の季節行事や日本の伝統的行事を通して食文化を学んでいる。 ■学童クラブでは、カレーづくり等の調理体験を行い、作る側を経験することで調理の仕方や楽しさを知る場を設けている。 ■地元農家の協力のもと、芋掘り等の収穫体験をすることで生産者の立場や食材の大切さを学ぶだけでなく、食に対する感謝の気持ちも学ぶ機会を設けている。	■児童館では、食事をつくる力を身につけ、食べることの大切さや共に食べる喜び、食に対する感謝の気持ちを育むことができるような食育事業を継続して行っていく。 ■「もちつき」や「やきいも」などの実施により伝統行事や季節行事の大切さを次世代へつなぐ体験の場とする。 ■学童クラブでは、調理体験により、つくる喜びや調理への興味を引き出していく。 ■調理体験行事を通じ子ども・保護者・学童クラブ職員の交流を図り、子どもの成長の一助としていく。 ■食材の大切さや食に対する感謝の気持ちを育む機会として、作物の収穫体験行事についても引き続き行う。	継続	子育て課

（４）母子保健と医療体制の充実

子どもの健康状態を定期的に把握し、病気や発育発達上の問題を早期に発見し、対応するとともに、病気や緊急時に夜間や休日を含めて適切に対応できる小児医療体制を充実していきます。同時に、子どもの死亡原因として高い率を占める不慮の事故など、家庭内などにおける子どもの事故を防止していく必要もあります。

【 主な取り組み 】

事業名	内容	方向性	区分	主担当課
救急医療体制の充実	■救急専従医師の確保、救急車不応需ゼロ、救急室の設備改修など、市民生活に直結した救急医療の維持・継続に努めるとともに、一層の充実を図る。	■全日小児科医当直体制及び24時間365日不応需のない救急車受け入れ体制の堅持。	継続	市立病院

事業名	内容	方向性	区分	主担当課
二次救急診療体制の充実（地域密着型の中核病院機能の発揮）	■南多摩医療圏において、一次医療を担う小児科クリニックが充実し、近隣に二次医療機関が多数存在する状況において、市立病院が果たすべき役割を十分認識し、日野市が子育てに安心を与える地域であり続けるために、更なる小児科の充実に努めていく。	■地域のクリニック及び東京都立小児総合医療センターとの連携強化。 ■分娩に伴う小児科医師や助産師とのチーム医療による新生児医療体制の堅持。	継続	市立病院
新生児聴覚検査	■妊娠の届け出をされた方に、出産後、都内医療機関で利用できる新生児聴覚検査受診票を交付する。新生児聴覚検査の際に使用することで、上限額まで公費負担をする。 ■受診票を使用できない都外医療機関等での受診については、申請に基づき助成金を交付している。	新生児聴覚検査の受診を促進するとともに検査結果が要精密検査であった場合の児及び家族に対する支援を実施する。	新規	健康課



方針４）「すべての子どもの健やかな成長を切れ目なく支援する子ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点」の設置

方針４）「すべての子どもの健やかな成長を切れ目なく支援する子ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点」の設置

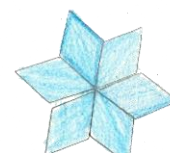
（１）（仮称）子ども包括支援センターの設置 } p. 84

子育ての悩みや保護者自身の悩みを抱え込むことがないように、複雑かつ深刻化した相談内容に対応するため、専門相談の体制を整備し、垣根の低い相談窓口の設置が求められています。また、関係機関の連携を強化し、子育て支援の継続性を長期にわたり確保する体制が求められます。すべての子どもの健やかな成長を切れ目なく支援する子ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点である（仮称）子ども包括支援センターの早期設置を目指し、以下に掲げる３つの方向性のもと、各事業や支援策の内容を検討するとともに、実現に必要な場所の確保と組織改編を実施します。

- ① すべての妊産婦、子どもとその家庭が気軽に相談できる環境づくり
- ② 関係機関の顔の見える関係づくりの支援
- ③ 妊娠期から１８歳までの継続的・包括的な支援

【 主な取り組み 】

事業名	内容	方向性	区分	主担当課
（仮称）子ども包括支援センターの設置	■子育てを支援する総合相談窓口機能の整備 ■児童虐待への対応と防止対策の強化 ■保健・福祉と教育の情報・意識共有と連携の強化 ■義務教育終了後（高等学校との連携等）の継続した支援 ■子育て支援資源の育成と協力体制の構築	■すべての子どもの健やかな成長を切れ目なく支援する子ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点である（仮称）子ども包括支援センターの早期設置を目指し、各事業や支援策の内容を検討するとともに、実現に必要な場所の確保と組織改編を実施する。	新規	子ども家庭支援センター 健康課 発達支援課 子育て課



基本目標Ⅲ 共に生き、互いに育てあうまち

方針１）地域で子どもの成長を支える仕組みづくり

方針１）地域で子どもの成長を支える仕組みづくり

（１）子育て支援の強化に向けた市民活動（ＮＰＯなど）の支援

市民活動（ＮＰＯなど）の支援 ひの市民活動支援センター設置・運営	}	p. 86
-------------------------------------	---	-------

（２）地域で推進する子どもの健全育成

民生委員・児童委員（主任児童委員）	}	p. 87
子ども会などへの支援		
地区青少年育成会の活動	}	p. 88
青少年委員の活動		
青少年問題協議会	}	p. 89
子ども・子育て支援会議		
手をつなごう・こどもまつり	}	p. 90

（３）地域と学校の連携

コミュニティ・スクール運営事業 ホームページでの学校情報提供 学校地域支援本部 地域の人材を活用した教育の充実（外部指導員など）	}	p. 91
---	---	-------

（１）子育て支援の強化に向けた市民活動（ＮＰＯなど）の支援

少子化や家族規模の縮小などの進行により、子ども同士の交流の機会も減少し、かつてのように他者との交流を通じて社会性を育む機会が少なくなっています。

そうした中、子どもの豊かな人間性を育むためには、学校で学ぶだけでなく、多世代で守備範囲が異なる市民（団体）、子育て支援活動団体などによる生涯学習により、様々な活動を行うことができる機会や場が必要となっています。

地域に住む子どもたちをはじめ、地域に住む大人たちも参加できる異年齢や世代間交流の機会などを充実し、子どもたちが他者の個性や考え方を理解する力を育むことができる環境づくりを進めます。



【 主な取り組み 】

事業名	内容	方向性	区分	主担当課
市民活動(NPOなど)の支援	■多世代、守備範囲の異なる市民(団体)が、交流することで生まれる地域内での自主的な連携の促進を目指し、地域懇談会を開催する。 ■市民活動の財源確保のための支援。(助成金の情報提供、時代にあった形での補助制度の実施) ■子育て支援活動団体などによる地区センターといったコミュニティ施設の活用促進。	■妊産婦から中高生まで、段階に応じた子育てサービスが、地域性を踏まえて地域内で円滑に展開されていく地域づくりを目指す。	継続	地域協働課
ひの市民活動支援センター設置・運営	■ひの市民活動支援センターの運営を通じて、子育て支援活動団体の立ち上げ支援、既存団体の活動の充実支援、市民活動団体間の連携促進などを行う。	■ひの市民活動ネットワークとの協働により、市民の力を引き出し、地域課題の解決に取り組む。	継続	地域協働課

(2) 地域で推進する子どもの健全育成

地域コミュニティが希薄になりつつある現代において、地域社会における子どもを育てる力が低下しており、その再生が求められています。そのためには、子どもや親にとって身近な生活圏である地域が、日常的に子どもや親と接し、親の相談や子どもの健全育成などにおいて重要な役割を担う必要があります。

こうした状況を踏まえ、今後も地域で子育て家庭を支援し、子どもの育ちを支えるという意識を高めるとともに、地域の市民団体や関係機関との連携強化に努め、子育て・子育ての応援ができるあたたかい地域社会を築くことができるよう、地域における子育て支援事業の充実を図ります。



【 主な取り組み 】

事業名	内容	方向性	区分	主担当課
民生委員・児童委員 (主任児童委員)	■児童福祉法に基づき、民生委員が児童委員を兼ねており、それぞれ担当地域をもって活動している。 ■更に、区域を担当する児童委員に加え、児童を専門に扱う主任児童委員を設置し、10名の主任児童委員が中学校区域ごとに活動している。	■児童委員は担当地域内の児童、妊産婦、ひとり親家庭等の福祉に関する相談に応じ、指導または適切な関係機関へつなぐ。また、児童の健全育成や母子の福祉推進のため、地域活動に協力する。 ■主任児童委員は、担当地域の児童委員と関係機関との連携・調整を行う。児童相談所、子ども家庭支援センター、学校等との連携を密接にし、児童や子育て世帯を取り巻く環境等について、児童委員と連携して状況把握を行う。	継続	福祉政策課
子ども会などへの支援	■市内子ども会に対して、子どもの人数に応じて補助金を交付している。(令和元年現在59団体) ■子ども会活動を支援するためにプレイワーカー派遣制度があり、子ども会からの要請に応じて、レクリエーション等の提供を行っている。	■支援(補助金・人材・活動場所)を継続し、子ども会活動の活性化を目指す。	継続	子育て課
地区青少年育成会の活動	■中学校地区(8地区)ごとに組織され、家庭、学校、地域の諸団体との連絡調整や地域の中で行事やイベントなどを開催することで子どもたちに様々な体験・経験の機会を提供している。 ■8地区で構成されている連合会においては、情報交換や研修会などを実施している。 ■【経過】 昭和39年7月日野市青少年問題協議会地区委員会として発足。 平成2年4月から日野市地区青少年育成会となる。 平成18年4月より日野市青少年育成会連合会を発足。	■より多くの地域の中の子どもたちが様々な体験・経験ができるよう、中学校地区(8地区)ごとのイベントや企画を市としても引き続きバックアップしていく。 ■各地区育成会及び連合会の活動が安定的かつ継続的に実施できるよう普及啓発に努めていく。	継続	子育て課

事業名	内容	方向性	区分	主担当課
青少年委員の活動	■青少年の健全育成及び青少年教育の振興を図るため、各中学校区2名、計16名の青少年委員を委嘱している。(任期2年) ■「みんなの遊・友ランド」の運営やジュニアリーダー講習会をはじめとした市事業への協力を行っている。 ■委員の個人活動として、それぞれの地域で、地区育成会活動、児童館ボランティア、小中学校・特別支援学校のサポート等を行っており、毎月の定例会において、委員間・地区間の情報を交換・共有している。 ■青少年委員制度として昭和35年発足。	■会の活動・個人活動を通して地域の青少年と関わり、各委員の得意分野・スキルを生かした様々な角度からの青少年育成に努める。 ■各委員の地域のネットワークを活用して、助け合うことの大切さ、いろいろな人たちと触れ合うことの楽しさを感じてもらい、青少年を地域でのボランティア活動に誘引する。 ■地域と行政のパイプ役として、青少年関係団体・大学等と連携を取りながら、子どもたち・地域のために何かしたい人と子どもたち・地域のために活動している人をつなぎ、活動を支援していく。	継続	子育て課
青少年問題協議会	■青少年の指導育成、保護及びきょう正に関する総合的施策の樹立に必要な事項を調査審議、関係団体相互の連絡・調整を行う機関。 ■平成28年度より条例の枠組みは残し、協議会の定期的な開催は一旦中止している。	■青少年を取り巻く現状と課題や各個別協議会の進捗状況等について引き続き注視し、時代に即した協議会のあり方を検討していく。	継続	子育て課



事業名	内容	方向性	区分	主担当課
子ども・子育て支援会議	■子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づく。平成25年10月に発足。 ■委員構成委員20人以内 ①子どもの保護者。 ②地域において子どもの育成及び子育ての支援活動に携わる者。 ③市内の民間企業の事業主を代表する者。 ④市内の民間企業の労働者を代表する者。 ⑤子ども・子育て支援に関する事業に従事する者。 ⑥子ども・子育て支援に関し学識経験のある者。 ⑦関係行政機関の職員。 ⑧その他市長が必要と認める者。 ■所掌事務 ①特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員の設定に関すること。 ②特定地域型保育事業（小規模保育等）の利用定員の設定に関すること。 ③市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関すること。（第2期日野市子ども・子育て支援事業計画） ④子ども・子育て支援に関する施策の推進について必要な事項及び施策の実施状況の調査審議に関すること。	■幅広い委員構成であるため、それぞれの委員の立場からの現場の声を傾聴し、次期計画の策定案を構築する。 ■「子育てしたいまち、しやすいまち日野」の実現に向けて、計画の検証、評価を行い市の施策に反映していく。	継続	子育て課



事業名	内容	方向性	区分	主担当課
手をつなごう・こどもまつり	■日頃から子どもに関わっている諸団体（青少年育成団体・市民団体・行政機関・児童館など）が実行委員会を組織し10月の日曜日に日野中央公園・市民プラザにて実施。親子で楽しめるイベントを多数用意し、子どもが日頃の成果を発表できるステージも設置。子どもに関わっている諸団体がこのイベントを通じ交流を深めている。 ■【経過】 平成3年度日野市青少年育成市民交流集会発足。 平成6年度「WA I WA I ワールド〜じどうかんまつり〜」を実施。 平成7年度「浅川で手をつなごう」実施。 平成15年度万願寺中央公園に場所を移し「手をつなごう」実施。 平成22年度「手をつなごう・こどもまつり」として開始。	■日頃から子どもたちの育成のために活動している市内の様々な団体や機関、市民が交流・連携・協働し、より大きな人の輪をつくり、子どもたちのより健やかな育ちを支えていくためのきっかけづくりの場とする。 ■子どもたちの主体的な活動を通じた自己実現の場として確保し、「ともに創りあげる喜び」を分かち合い「自分を大切にし、また他者を思いやり尊重する心」を涵養するための場とする。 ■このイベントを通して子どもに関わっている諸団体の交流を深め、日常の活動でも協力関係が築けるよう促していく。	継続	子育て課

（３）地域と学校の連携

昨今、地域の教育力の低下や家庭教育の充実の必要性が指摘されています。また、学校が抱える課題は複雑化・困難化しており、教職員のみならず社会総掛かりで対応することが求められています。このため、これからの厳しい時代を生き抜く力の育成、地域から信頼される学校づくり、社会的な教育基盤構築等の観点から、学校と地域がパートナーとして連携・協働するための組織的・継続的な仕組みが必要となってきました。

地域の声を活かし、地域に開かれた学校づくりを一層推進していくことが必要になっています。学校が地域に積極的に関わることで、保護者、地域住民との信頼関係が深まり、地域の教育資源や人材を教育活動に活かすことができるなどの効果が期待されます。

【 主な取り組み 】

事業名	内容	方向性	区分	主担当課
コミュニティ・スクール運営事業	■地域・保護者が学校運営の当事者となり、共通の目標をもって教育活動を展開できるよう、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を全小中学校に設置する。	■学校運営協議会の設置が任意設置から努力義務化されたことに伴い、全校設置に向け、学校や地域の意向を尊重しながら検討を進めていく。	拡充	学校課
ホームページでの学校情報提供	■ＩＣＴ活用教育の推進策のひとつとして、「学校Webサイトによる見える学校づくり」を掲げ、市内の全小中学校各校の特色ある取り組みをホームページで公開している。	■各学校が、それぞれのオリジナリティを出して、保護者や地域の方だけでなく、広くそれぞれの取り組みや活動を発信し、見える学校づくりを推進していく。	継続	学校課
学校地域支援本部	■地域の人々が学校運営を支援する「学校支援地域本部」の設置を支援し、地域全体で子どもたちを育む環境を整備する。 ■学校の依頼と地域のボランティアをつなぐ役割のコーディネーターを各校に配置している。 ■支援内容としては「学習支援」「環境整備」「登下校の見守り」「行事の支援」、「放課後の学習支援（一部の小・中学校）」などを実施。	■市内小学校ごとに地域支援本部を設置し、学校と地域の連携体制の構築や制度の周知を図る。 ■放課後の学習支援については、学校や地域の特性に応じ実施校の拡大を図る。	継続	生涯学習課
地域の人材を活用した教育の充実（外部指導員など）	■「ひの21世紀みらい塾」として、特技を活かして教えたいという市民講師や、市職員を派遣・紹介し、市民の学び合いを支援する。	■生涯学習推進基本構想・基本計画をもとに、より効果的な市民の学び合いができるよう検討していく。	継続	生涯学習課



方針２）安心して子育てができる 安全なまちづくり

方針２）安心して子育てができる 安全なまちづくり

（１）安全、安心なまちづくりの推進

通学路など登下校の安全確保	}	p. 92
学校防犯カメラ		p. 93
スクールガードボランティア	}	p. 94
セーフティ教室の実施		
災害発生などメール配信サービス	}	p. 95
あいさつ運動		
自主防犯組織育成支援事業		
市内安全パトロール	}	p. 95
「こどもを守るネットワーク」事業		

（２）子育てしやすいまちづくり

住宅マスタープランの推進	}	p. 95
通学路の整備		p. 96
まちづくりマスタープランの推進		

（１）安全、安心なまちづくりの推進

子どもの「安全」「安心」を守るため、地域の方々のご協力のもと、様々な活動を行います。登下校時における子どもたちの安全・安心を確保するための見守り、パトロールの実施、子どもたちへの事件や事故、不審者情報、安全確保に関する情報の発信など、学校、地域、家庭がひとつになって、子どもにとって安全で安心なまちづくりを目指していきます。

【 主な取り組み 】

事業名	内容	方向性	区分	主担当課
通学路など登下校の安全確保	■日野市通学路交通安全プログラムに基づき、警察、道路管理者、学校、PTA、教育委員会による通学路の合同点検をPDCAサイクルにより行っていく。 ■小学校の通学路に防犯カメラを設置し、防犯効果を高める。 ■児童またはPTAが地域を見回り、自ら危険箇所を見つけ、安全マップを作成し配布する。	■日野市通学路交通安全プログラムに基づく通学路の合同点検を実施していく。 ■全小学校の通学路に設置した防犯カメラの効果を検証するとともに、登下校の安全確保に必要な箇所への設置を検討する。 ■学校、家庭、地域が一体となり、安全マップを毎年更新し、充実を図る。	継続	学校課

事業名	内容	方向性	区分	主担当課
学校防犯カメラ	■学校等敷地内への不審者対策として、児童生徒等の安全を確保するため、門または昇降口の付近にカメラを設置し、施設内への立ち入りを撮影及び確認するもの。全小中学校設置。	■学校等の敷地内における児童生徒等の安全を確保するため、不審者等の敷地内への立ち入りを今後も防犯カメラにて常時確認していく。	継続	庶務課
スクールガードボランティア	■子どもの安全や地域の安心確保のためには、保護者や地域の人たちによる“見守り”が大変重要なことから、「ウォーキングやジョギングをしながら、通学路をパトロールする。」「買い物の時間を下校時間に合わせ、通学路を通してみる。」「散歩のコースを通学路にして、登下校時に子どもたちと歩く。」など、ひとりでも多くの大人が、自分のできる範囲で、無理なく長期的に子どもたちを見守っていただくボランティアのこと。 ■小学校ごとに登録していただき、登録後「スクールガードボランティア」の腕章・笛・ボランティア証・ベスト・帽子・横断旗を貸し出しする。	■市内の小学校全校でボランティアが活動している。登録者も年々増加しており子どもたちや地域の防犯、安全に寄与しているので、さらなる拡がりを見せるような事業展開を行っていく。	継続	庶務課
セーフティ教室の実施	■小学校、中学校全校でセーフティ教室を関係機関の方を講師に招いて開催している。 ■保護者や地域も参加した形式での充実を図っていく。	■非行防止・犯罪の未然防止を目的として、警察等関係機関と連携して、小・中学校で年1～2回実施。保護者、地域の方との意見交換会を実施している。 ■今後も、地域、関係機関と連携して小中学校全校でセーフティ教室を実施し、健全育成の充実を図る。	継続	学校課



事業名	内容	方向性	区分	主担当課
災害発生などメール配信サービス	■あらかじめ登録していただいた携帯電話やパソコンのメールアドレスに、災害発生等の情報を配信するサービス。学校や幼稚園、学童クラブからの情報も受け取れる。 ■提供する情報は、①学校・幼稚園生活情報及び学童クラブ情報②防災安全情報③障害者行方不明情報であり、受け取る情報の選択が可能。	■当初は緊急性の高い情報だけを取り扱っていたが、発信先の間口が広がることによりその他の防災情報・生活情報等の提供要望も多いので、担当窓口の一本化を図るよう調整を行い、より使いやすく有益な情報発信ができるようなシステムを構築する。	継続	庶務課
あいさつ運動	■第22期青少年問題協議会の提言を受けて、平成17年度より事業を開始。 ■地域で子どもと大人があいさつを交わすことにより、お互いに顔見知りになり、地域の結びつきを強めて、子どもの安全を守ることが趣旨。 ■具体的には、9月を除く奇数月、及び8月の最初の登校日に教職員、市職員、保護者、自主防犯組織、自治会、市民活動団体、シルバー人材センターなど地域の人々が校門前で生徒の登校をあいさつで迎える。 ■小中学校にあいさつ運動ののぼり旗を掲げている。	■地域の大人同士がつながり、大人と子どもが互いに顔の見える関係づくりが進んでいるが、依然として子どもが巻き込まれる痛ましい事件の報道が後を絶たない現状もある。 ■より多くの地域の皆様に関わっていただけるよう、参加しやすいきっかけづくり、関係機関と連携し防犯意識をさらに向上することなどが課題。 ■子どもたちが、地域の大人に見守られているという安心感の中で成長できるよう、子ども関連の関係団体等の協力を得てさらに地域のつながりを広げていきたい。	継続	子育て課
自主防犯組織育成支援事業	■地域との合同防犯パトロールの実施や自主防犯組織育成事業交付金の交付等、人的・物的支援を行うとともに、各種防犯研修会等を実施することにより、防犯活動の更なる強化、及び市民の防犯意識の向上を図る。	■自主防犯組織の新規結成を促進するとともに、既存組織の更なる活性化を図る。	継続	防災安全課
市内安全パトロール	■下校時の子どもの見守りを中心に、専門知識を持った警視庁OBが、犯罪特性に留意した青色防犯パトロール等を実施し、学校や学童クラブを定期的に巡回して犯罪の発生状況や不審者情報を職員と共有することにより、各種犯罪の抑止及び防犯体制の強化を図る。	■地域に密着した防犯パトロールを推進することにより、子どもが犯罪に巻き込まれない地域社会の実現を目指す。	継続	防災安全課

事業名	内容	方向性	区分	主担当課
「こどもを守るネットワーク」事業	■市庁用車に指定ステッカーを貼付するとともに、車両業務中に、子どもの身の危険を察知、あるいは、子どもから救助を求められた際に、子どもを一時的に保護し、警察に通報する事業。	■引き続き、継続実施する。	継続	防災安全課

(2) 子育てしやすいまちづくり

公共施設、道路、公園などの整備や改修時には、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れるとともに、既存施設については、ベビーカーでの親子連れや障害者が利用しにくい道路や交通機関、公共施設などのバリアフリー化を進めます。

さらに、子どもや乳幼児等の親子連れに対する交通面での安全性に留意し、交通安全設備の設置、道路の拡幅や歩道の設置、交差点の改良など安全な道路交通環境の整備を推進します。

道路、公園など計画的な整備を行う、まちづくりマスタープランでは、防災計画、消防等、より良い環境づくりに取り組むため、見直しと充実を図ります。

【 主な取り組み 】

事業名	内容	方向性	区分	主担当課
住宅マスタープランの推進	■高齢者向け住宅の確保、三世帯近居・隣居・同居の推進、住み替えやリバースモーゲージの推進、新たな公営住宅施策の展開、省エネルギー住宅の普及促進、住宅の耐震改修促進等、「日野いいプラン2020」「環境基本計画」「行財政改革大綱」等の見直された基本構想・基本計画と整合した住宅政策を推進する。	■平成27年3月に改訂した日野市住宅マスタープランに基づき、子育て支援にもつながる住宅施策を総合的かつ計画的に推進する。	継続	都市計画課



事業名	内容	方向性	区分	主担当課
通学路の整備	■第2次日野市バリアフリー特定事業計画の策定や、各小学校の通学路の点検など、市民参画による道路整備を図る。	■第2次日野市バリアフリー特定事業計画に基づき、歩道のバリアフリー化を図る。 ■通学路交通安全プログラムに基づき、教育委員会、学校関係者、PTA、各管理者による合同点検の継続、対策の改善、充実等をPDCAサイクルで実施し、通学路の安全性向上を図る。	継続	道路課
まちづくりマスタープランの推進	■安全安心で利便性が高く若年層や子育て層が定住する都市の実現を目指し、多様化する暮らし方を支えるまちとして、ライフステージに合わせて選択できる多様な住まいの提供や子育てしやすいまちづくりの推進を図る。	■平成31年4月に改訂した日野市まちづくりマスタープランに基づき、子育てしやすいまちづくりを進めるため、道路・公園などの施設整備や暮らしやすいまちとするための仕組み作りをするなど、まちづくりを総合的かつ計画的に推進する。	継続	都市計画課



パンプキン

基本目標Ⅳ 命を慈しむ心を育て、次の世代の親を育てる

方針１）家族や地域の人とのふれあいの促進

方針１）家族や地域の人とのふれあいの促進

（１）家族のふれあいの促進

家族ふれ愛の日の啓発	}	p. 97
親子ふれあい事業	}	p. 98
家庭教育学級	}	

（２）異年齢交流の促進

幼稚園・保育園での中高生の受け入れ	}	p. 98
ジュニアリーダー講習会	}	p. 99

（３）子どもの人権を尊重する意識の向上

道徳教育の充実	}	p. 99
人権教育の充実	}	
いじめ防止総合対策の推進	}	p. 100
人とかわる力の育成	}	
子ども条例の推進	}	
いのちの学校	}	p. 101

（１）家族のふれあいの促進

子どもたちは、家庭や学校、地域社会などそれぞれの場で多様な人々との交流を通して心身ともに健全に成長していきます。特に家庭は、基本的なしつけや社会規範を身につける、全ての教育の出発点であり、心豊かな人間育成の場であることから、今日、家庭の果たすべき役割はますます重要となっています。家族のふれあい、スキンシップを何度も繰り返すことで、子どものコミュニケーション能力も育てていきます。

【主な取り組み】

事業名	内容	方向性	区分	主担当課
家族ふれ愛の日の啓発	■第23期青少年問題協議会の提言を受けて、平成20年度より事業を開始。 ■毎月第3日曜日を「家族ふれ愛の日」と定め、親子の会話、心のかような家庭づくりが推進できるよう市ホームページやSNS等を活用して啓発していく。	■国、東京都が定めている「家族の日」・「家族ふれあいの日」とも併せ、家族のふれあいについて啓発活動を継続していく。	継続	子育て課

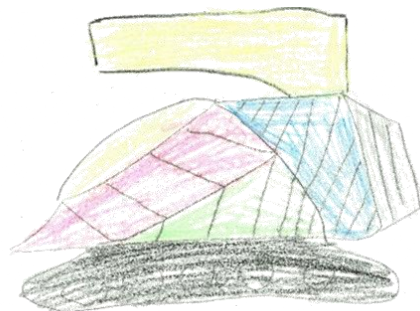
事業名	内容	方向性	区分	主担当課
親子ふれあい事業	■親子のふれあいを促進するため、3～4か月児健診後に親子の交流する機会を設定し、保育士による手遊びや絵本の読み聞かせを実施。	■親子のふれあい促進のきっかけの場となるよう、継続していく。	継続	健康課
家庭教育学級	■市内小中学校PTAへの委託による家庭教育学級や、生涯学習課による講演会などにより、家庭教育の充実や、主な担い手である保護者の教育力向上を図る。	■各小・中学校PTAによる学習活動の充実。 ■講演会開催や、市ホームページ等での情報発信による家庭教育の啓発及び保護者の意識向上。	継続	生涯学習課

(2) 異年齢交流の促進

異年齢の子どもや地域の大人との様々な触れ合いや交流を深めることは、幼児にとって貴重な体験となるばかりでなく、ボランティアの大学生、中高校生にとっても年下の子と接する楽しさを実感し、親の役割等について考える機会になります。また、体験を通じて異世代間相互の理解を深め、敬愛の心や支え合いが育まれるよう交流の促進に努めます。

【 主な取り組み 】

事業名	内容	方向性	区分	主担当課
幼稚園・保育園での中高生の受け入れ	■子どもへの理解を深め、命の尊さ、慈しむ心、家族の大切さや家族をもつ喜びが持てるよう、地域の高等学校・中学校と連携して中高生等の保育体験を受け入れる。 ■中高生を対象に、保育園の行事参加や保育園職場紹介などの交流を深める。	■今後も、地域の高等学校・中学校と連携して中高生等の保育体験を積極的に受け入れる。	継続	保育課



事業名	内容	方向性	区分	主担当課
ジュニアリーダー講習会	■昭和41年度に開始され、異年齢交流・地域交流を通して、思いやりの心や生きる力を養い、地域への愛着・関心を深める事業。 年10回実施（平成30年度） ■効果 企画・運営を高校生以上のボランティアリーダーが行うことで、将来地域で活動する人材の育成を目指している。「地域活動の担い手の育成」 ■ボランティアリーダーは地域貢献の一環として、子ども会や地域の行事・イベントに赴き、お手伝いやレクリエーション提供等の地域活動を行っている。	■小中学生を対象に、キャンプ等の野外活動や地域交流を行い、子どもたちの体験活動の充実を図る。 ■ボランティアリーダーの地域活動への参加を促し、ジュニアリーダー講習会の認知度を高めるとともに、講習会の成果を地域へ還元していく体系づくりに努める。より一層地域と密着した活動を進めていく。 ■青少年委員による育成環境の整備、地域に根ざした活動を進め、地域で活躍できる人材の育成を行っていく。	継続	子育て課

（３）子どもの人権を尊重する意識の向上

「児童の権利に関する条約」が定められた後も、体罰や子ども同士のいじめなど、子どもの人権を侵害する事件は社会的な問題となっています。

このような状況を踏まえて、子どもの人権侵害の防止や、侵害を受けた子どもへの相談・支援体制といった子どもの権利を擁護する体制を構築していきます。

また、子どもの人権を尊重する意識の向上を図るため、市民や関係機関職員等への啓発を進めます。

【 主な取り組み 】

事業名	内容	方向性	区分	主担当課
道徳教育の充実	■「特別の教科 道徳」が実施されたことに伴い、考える道徳、議論する道徳を推進する。 ■全ての小・中学校で学校、家庭、地域との連携により道徳授業地区公開講座を開催している。公開講座の開催を通して道徳授業の質の向上を図る。	■道徳教育推進教師を中心に、道徳教育や道徳授業地区公開講座の体制を整え、道徳の時間の活性化や内容の充実を図る。	継続	学校課

事業名	内容	方向性	区分	主担当課
人権教育の充実	■自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができる子どもを育成する。 ■各幼稚園、学校に人権教育理解推進委員を1名置き、様々な人権課題について研修を深めている。引き続き人権課題に応じた研修を企画していく。	■人権教育推進委員会を中心に人権課題を深める実践や指導計画作成についての理解を深めるよう研修内容の充実を図る。	継続	学校課
いじめ防止総合対策の推進	■自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができる子どもを育成する。 ■各幼稚園、学校に人権教育理解推進委員を1名置き、様々な人権課題について研修を深めている。引き続き人権課題に応じた研修を企画していく。	■いじめ防止基本方針に基づく体制整備等取組の充実を図る。 ■人権教育（互いに尊重し合う態度や他者と共に生きる力の育成）の推進を図る。	継続	学校課
人とのかかわる力の育成	■他者への思いやりや社会性を育てるために、グループや班活動の工夫、異年齢交流や職場体験、部活動や学校行事などの充実を図る。 ■多様な体験や学習を通して、人を思いやり自分を大切にする心、感動する心や努力する心を育む。	■特別養護老人ホームへの施設訪問、昔遊びなどの学習を通して、高齢者とのふれあい学習を継続し、計画的な交流をすすめる。	継続	学校課
子ども条例の推進	■児童憲章や児童の権利に関する条約に基づいて、子どもの生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利と子どもが健全に育つための責務に関する基本理念を定め、市と市民が一人ひとりの子どもの権利を尊重し、保障、擁護することで子どもの幸福の実現を目指し、子どもが健全に育つことができる環境をつくること。	■行政、子育て事業者、地域住民、保護者が子どもの目線に立つことが子どもの最善の利益の保護、実現につながるため、様々な機会を活用し、普及・啓発を図る。 ■日野市子ども条例の理念を「新！ひのっ子すくすくプラン」で具現化していく。 ■条例第19条推進体制、20条委員会の設置については、子ども・子育て支援会議との関係を整理する。	継続	子育て課

事業名	内容	方向性	区分	主担当課
いのちの学校	■市内中学校で、道徳などの時間を利用し、一人ひとりが、かけがえのない「命」の大切さを考えてもらうためのパネル展示や講演会を実施。 <パネル展示>いのちのメッセージ展 <講演会>遺族の講演	■中学生の間に一度は受講できるよう、1年に2～3校で事業実施を予定。パネル展示や講演会を行い、全校生徒と教職員、保護者や地域の方にも参加していただき「命」の大切さを考えてもらう。	継続	セーフティネットコールセンター



放課後子ども教室「ひのっち」(43 ページ) のオリジナルキャラクターで、「のっち」という名前です。





第5章 教育・保育の 量の見込みと確保方策

1 量の見込みと確保方策の考え方

(1) 量を見込む区分について

教育・保育の必要量は、提供区域別に認定区分ごとに見込むこととされているため、市内全域を1区域として必要量を見込みものとし、1号、2号、3号の認定区分ごとに分けて算出しています。

ただし、幼稚園については、保護者の就労の有無にかかわらず利用できることになっており、ニーズ調査結果をみても、共働きでも「幼稚園」を希望する保護者がいることから、幼稚園を希望する2号認定子どもについては、これを「学校教育の希望が強いもの」として、分けて量を見込むとともに、3号認定についても、0歳と1・2歳で職員の配置基準や児童1人当たりの施設の面積要件などが異なるため、これを分けて量を見込むこととします。

【 量を見込む区分 】

認定区分	対象者	利用先
1号認定	3歳以上で教育を希望している子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	3歳以上で、「保育の必要な事由」※に該当するが、幼稚園の利用を希望する子ども（2号（学校教育の希望強）と表記）	幼稚園 認定こども園
	3歳以上で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育所・認定こども園での保育を希望している子ども	保育所 認定こども園
3号認定	3歳未満で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育所・認定こども園等での保育を希望している子ども（以下、3号（0歳）・3号（1・2歳）と表記）	保育所 認定こども園 地域型保育事業

※「保育の必要な事由」とは、就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など）、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居又は長期入院をしている親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を必要としている子どもがいて継続利用が必要であること、その他市町村が認める場合をいいます。

なお、本市における「保育の必要な事由」のうち、「就労」については月48時間を下限時間とします。



(2) 量の見込みの算出方法

見込み量の推計方法は、全国共通の算出方法が国から示されており、下記のフローとなっています。なお、アンケートの回答により算出した量見込みが実態と大きく乖離する場合は、妥当性を検証した上で、実績をもとに量見込みを算出する場合もあります。

ステップ 1

～家庭類型の算出～

アンケート回答者を両親の就労状況でタイプ进行分类します。

タイプ A からタイプ F の 8 つの家庭類型があります。

ステップ 2

～潜在家庭類型の算出～

ステップ 1 の家庭類型からさらに、両親の今後 1 年以内の就労意向を反映させてタイプ进行分类します。

市民のニーズに対応できるよう、新制度では、潜在家庭類型でアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。

- 現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
- 現在就労していない母親の就労希望

ステップ 3

～潜在家庭類型別の将来児童数の算出～

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭類型を掛け合わせます。

ステップ 4

～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～

事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

例えば、放課後児童健全育成事業等は保育を必要とする家庭に限定されています。

ステップ 5

～利用意向率の算出～

事業やサービス別に、利用希望者数を回答者数で割ります。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

ステップ 6

～見込み量の算出～

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数を掛け合わせることで、令和 2 年度から令和 6 年度まで各年度の見込み量が算出されます。

(3) 量の見込みと確保方策の見直し

現状では見込量に対し提供体制が確保されていますが、今後の就学前児童人口の変化や就労意向の変化を踏まえ必要に応じて確保方策について再検討し、見直しを行います。

2 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

各認定区分に応じた年度別の量の見込みと確保方策は以下の通りです。

【 令和2年度 】

		令和2年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	0歳	1・2歳
児童数（推計）		4,727			1,396	2,831
量の見込み（A）		1,623	335	2,769	316	1,567
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	1,082		2,472	288	1,278
確認を受けない幼稚園		1,770	—	—	—	—
幼稚園（未移行園含む）＋預かり保育（長時間・通年）		0		240	—	—
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	—	—	—	3	79
企業主導型保育事業		—	—	0	0	25
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設	—	—	164	72	196
確保量合計（B）		2,852		2,876	363	1,578
過不足（C）＝（B）－（A）		894		107	47	11
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設（D）		—	—	—	—	—
確保後の過不足（C）＋（D）		—	—	—	—	—

【 令和 3 年度 】

		令和３年度				
		１号認定	２号認定		３号認定	
			教育を希望	左記以外	０歳	１・２歳
児童数（推計）		4,574			1,386	2,843
量の見込み（Ａ）		1,571	324	2,680	314	1,573
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	952		2,472	288	1,278
確認を受けない幼稚園		1,770	—	—	—	—
幼稚園（未移行園含む）＋預かり保育（長時間・通年）		0		240	—	—
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	—	—	—	3	79
企業主導型保育事業		—	—	0	0	25
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設	—	—	164	72	196
確保量合計（Ｂ）		2,722		2,876	363	1,578
過不足（Ｃ）＝（Ｂ）－（Ａ）		827		196	49	5
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設（Ｄ）		—	—	—	—	—
確保後の過不足（Ｃ）＋（Ｄ）		—	—	—	—	—

【 令和 4 年度 】

		令和4年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	0歳	1・2歳
児童数（推計）		4,376			1,375	2,828
量の見込み（A）		1,503	310	2,564	312	1,565
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	952		2,472	288	1,278
確認を受けない幼稚園		1,770	—	—	—	—
幼稚園（未移行園含む）＋預かり保育（長時間・通年）		0		240	—	—
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	—	—	—	3	79
企業主導型保育事業		—	—	0	0	25
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設	—	—	164	72	196
確保量合計（B）		2,722		2,876	363	1,578
過不足（C）＝（B）－（A）		909		312	51	13
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設（D）		—	—	—	—	—
確保後の過不足（C）＋（D）		—	—	—	—	—

【 令和 5 年度 】

		令和5年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	0歳	1・2歳
児童数（推計）		4,249			1,360	2,806
量の見込み（A）		1,459	301	2,489	308	1,553
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	952		2,472	288	1,278
確認を受けない幼稚園		1,770	—	—	—	—
幼稚園（未移行園含む）＋預かり保育（長時間・通年）		0		240	—	—
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	—	—	—	3	79
企業主導型保育事業		—	—	0	0	25
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設	—	—	164	72	196
確保量合計（B）		2,722		2,876	363	1,578
過不足（C）＝（B）－（A）		962		387	55	25
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設（D）		—	—	—	—	—
確保後の過不足（C）＋（D）		—	—	—	—	—

【 令和 6 年度 】

		令和 6 年度				
		1 号認定	2 号認定		3 号認定	
			教育を希望	左記以外	0 歳	1 ・ 2 歳
児童数（推計）		4, 250			1, 348	2, 780
量の見込み（A）		1, 459	301	2, 490	306	1, 539
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	952		2, 472	288	1, 278
確認を受けない幼稚園		1, 770	－	－	－	－
幼稚園（未移行園含む）＋預かり保育（長時間・通年）		0		240	－	－
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	－	－	－	3	79
企業主導型保育事業		－	－	0	0	25
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設	－	－	164	72	196
確保量合計（B）		2, 722		2, 876	363	1, 578
過不足（C）＝（B）－（A）		962		386	57	39
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設（D）		－	－	－	－	－
確保後の過不足（C）＋（D）		－	－	－	－	－

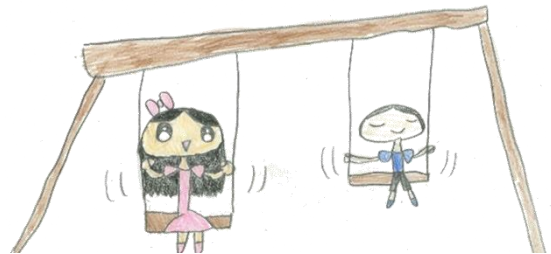
【 今後の方向性 】

ニーズ調査の結果を考慮するとともに、就学前児童人口や保育需要の推移等を注視し、各施設が将来にわたり安定した事業運営が継続できるよう、需要と供給のバランスを見極めながら、必要な対応を検討していきます。

また、保育士の人材確保対策の充実など、保育の質の維持・向上を図ります。

3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項

- ・保護者の就労状況に関わりなく、子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園の設置について、保育所や幼稚園のニーズ量や地域の実情に応じて、事業を行う者と相互に連携し、推進方法について協議、検討していきます。
また、幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取組推進、保幼小連携を実施します。
- ・小学校入学直後に学習に集中できない、望ましい人間関係を築くことができにくいなど、小学校生活にうまく適応できない（いわゆる小一プロブレム）子どもが増加する傾向にあるなか、幼児期の学校教育（幼稚園、保育所、認定こども園）と小学校教育が、それぞれの段階における役割と責任を果たすとともに、子どもの発達や学びの連続性を保障するため、両者の教育が円滑に接続し、教育の連続性・一貫性を確保した、子どもに対する体系的な教育を推進します。
- ・保護者が子育てのための施設等利用給付を円滑に利用できるよう、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、必要な対応について検討を行います。
- ・保育士の人材確保対策の充実など、保育の質の担保・向上を図るとともに、国等の動向を踏まえ、教育・保育に関する専門性を有するアドバイザー等を活用していきます。
- ・国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を推進していきます。





第6章

地域子ども・子育て 支援事業の 量の見込みと確保方策

1 量の見込みと確保方策の考え方

(1) 量の見込みの算出方法

量の見込みは、基本的には、就学前児童および就学児の保護者を対象者としたニーズ調査の結果をもとに、国の手引きの手順に沿って算出しますが、利用状況や事業特性に応じて、適切な推計方法を検討し、算出しました。

(2) 提供体制の確保方策の考え方

提供体制の確保方策については、現状の提供体制、事業者の意向調査等を踏まえ、「量の見込み」に対応するよう提供体制の内容及び実施時期を設定します。

(3) 量の見込みと確保方策の見直し

算出した量の見込みが実績に比べて過大と考えられる事業があることから、教育・保育事業と同様に、令和4年度の利用実績等から量の見込みについて中間見直しを行い、それに対応して確保方策についても再検討し、見直しを行います。



2 量の見込みと提供体制の確保方策

(1) 利用者支援事業

【 概要 】

子どもやその保護者の身近な場所で、地域の子ども・子育て支援について、子どもやその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

- ・基本型・・・主として、地域子育て支援拠点等身近な場所で、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設で実施する事業
- ・特定型・・・主として市区町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う事業
- ・母子保健型・・・主として、市町村保健センター等母子保健に関する相談機能を有する施設で実施する事業

【 現状 】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
設置箇所	0	0	1 (母子保健型)	1 (母子保健型)	2 (特定・母子保健型)

【 量の見込みと確保方策 】

	令和2年	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	2	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1
確保方策 (B)	2	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

市役所窓口で保育サービス利用に対する相談業務、保育所入所待機児童への支援、保育サービスの情報収集・提供業務に取り組みます。

保健師等の専門職が、妊娠から出産、子育てにわたるまでの母子保健や育児に関する様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握することで、切れ目のない支援体制を構築します。

(2) 時間外保育事業

【 概要 】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

市内認可保育所等で、概ね1歳児以上の在園児を対象に実施しており、月極利用やスポット利用などの種別があります。

【 現状 】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
月間人数	2,102	2,063	2,231	2,228	2,155

【 量の見込みと確保方策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	2,093	2,058	2,005	1,967	1,958
確保方策（B）	2,093	2,058	2,005	1,967	1,958
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

就労形態の多様化等に伴い、保育時間を延長して子どもを預けられる環境が必要とされています。こうした需要に対応するため、安心して子育てができる環境を提供していきます。



(3) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ事業）

【 概要 】

保護者の就労等により昼間適切な監護を受けることができない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【 現状 】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
登録児童数	1,687	1,688	1,775	1,843	1,931
定員	2,072	2,103	2,197	2,241	2,241

【 量の見込みと確保方策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	2,367	2,405	2,471	2,455	2,379
1年生	739	733	762	727	661
2年生	670	716	710	739	704
3年生	611	614	656	651	677
4年生	178	170	174	170	169
5年生	107	110	105	107	105
6年生	62	62	64	61	63
確保方策（B）	2,367	2,405	2,471	2,455	2,379
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

利用ニーズには、今後も現定員数で対応できるものと思われます。しかし、一部の地域では入会児童数の増加が見込まれることから、余裕教室等の更なる活用を図り対応していきます。

また、利用料についても「日野市手数料、使用料等の見直し基準」に基づき、定期的な見直しを検討してまいります。



(4) 放課後子ども教室

【 概要 】

市内全ての児童を対象に学校施設を利用し、放課後などの安全・安心な居場所づくりを地域の方々の参画を得て、遊び、勉強、スポーツ・文化活動、住民との交流活動を行う取り組みを実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する事業です。

【 現状 】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
開催日数	185.1	187.5	189.4	191.3	193.5
学校数	17	17	17	17	17

【 今後の方向性 】

新・放課後子ども総合プランに沿って引き続き学童クラブと放課後子ども教室を一体的な、または連携による実施を推進します。また、夏休み期間中の開催実施校の拡大を図ります。



(5) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）

【 概要 】

家庭における子どもの養育が様々な事情で困難となった場合に宿泊を伴って一時的に子どもを預かるショートステイ事業と、家族の残業等で保護者の帰宅が夜間にわたり、一時的に子どもの保育ができない場合に夕方から夜まで預かるトワイライトステイ事業です。

【 現状 】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ショートステイ 年間延べ利用日数	144	197	149	187	338
トワイライトステイ 年間延べ利用日数	446	385	125	63	216

【 量の見込みと確保方策 】

① ショートステイ

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	343	340	336	331	328
確保方策（B）	343	340	336	331	328
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

② トワイライトステイ

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	219	215	209	205	204
確保方策（B）	219	215	209	205	204
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

支援を必要としている家庭を利用につなげることで、育児が継続できるよう支援していきます。

(6) 乳児家庭全戸訪問事業

【 概要 】

保健師又は訪問指導員が、生後120日までの乳児のいる全ての家庭を訪問する事業です。訪問のうえ育児環境を確認し、産婦の育児不安の解消、産後のメンタルヘルス対策、子どもの発育確認、虐待の早期発見・防止を行い、必要に応じて継続支援につなげます。

【 現状 】

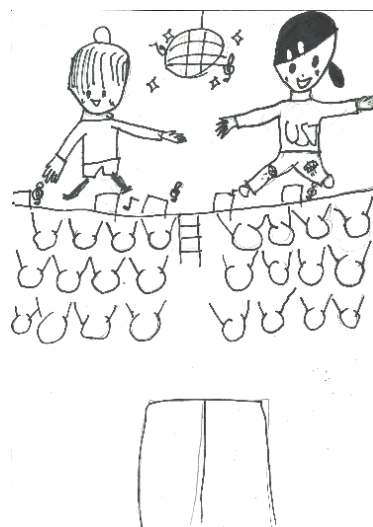
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ訪問件数	1,446	1,560	1,509	1,336	1,289

【 量の見込みと確保方策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	1,396	1,386	1,375	1,360	1,348
確保方策（B）	1,396	1,386	1,375	1,360	1,348
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

少子化や核家族化により孤立したり、祖父母や近隣住民からの援助もない中で子育てをしていく保護者が、不安に陥らないよう安心して子育てができるよう必要な支援や助言を行うために全戸訪問につとめていきます。また、相談支援については、職員の相談技術のさらなるスキルアップを図り、事業内容を充実させていきます。



(7) 養育支援訪問事業

【 概要 】

養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、保護者の育児、家事などの支援を行い、養育能力を向上させるための事業です。保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを目的とします。

【 現状 】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ派遣人数	296	230	424	473	450

【 量の見込みと確保方策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	450	450	450	450	450
確保方策 (B)	450	450	450	450	450
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

乳児家庭全戸訪問事業等で養育に関する支援が必要と判断される家庭に継続的に訪問し、指導・助言を行うことにより、適切な養育の実施が確保されるよう支援していきます。また、相談支援や育児・家事援助を行うことで、家庭の抱える養育上の課題の解決、軽減を図ります。



(8) 地域子育て支援拠点事業

【概要】

妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談を受けたり、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

本市では、市と市民活動団体との協働事業・共同事業・委託事業・指定管理者によるものなど、様々な運営形態の子育てひろば事業等を実施しています。

【現状】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用件数	125,563	121,916	118,461	113,404	106,432

【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	122,791	122,849	122,094	121,019	119,915
確保方策(B)	122,791 (21か所)	122,849 (21か所)	122,094 (21か所)	121,019 (21か所)	119,915 (21か所)
差引(B)-(A)	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

利用者のニーズに沿った地域子育て支援拠点を確保し、妊娠期の方、乳幼児とその保護者が孤立することなく子育てをできる環境を整備していきます。

今後も引き続き、地域の身近なところで子育て相談や仲間づくりができる場として周知を図りつつ、運営の質的向上を図っていきます。



(9) 一時預かり事業

【 概要 】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

【 現状 】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かり	—	2,714	8,986	8,053	7,849
その他定期的な利用	5,785	5,916	4,965	5,072	5,147

【 量の見込みと確保方策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	14,196	13,818	13,311	12,975	12,955
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かり	8,974	8,684	8,308	8,067	8,069
その他定期的な利用	5,222	5,134	5,003	4,908	4,886
確保方策（B）	14,196	13,818	13,311	12,975	12,955
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かり	8,974	8,684	8,308	8,067	8,069
その他 定期的な利用	5,222	5,134	5,003	4,908	4,886
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かり	0	0	0	0	0
その他定期的な利用	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

幼稚園・認定こども園における一時預かり事業は、1号認定による利用者に対する大きな子育て支援の柱となるため、提供体制を充実していきます。

また、その他保育ニーズの志向が高い利用者についても、多様な保育ニーズの受け皿として提供体制の確保に努めます。

(10) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

【 概要 】

病児及び病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

【 現状 】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用日数	671	1,045	1,201	1,161	1,150

【 量の見込みと確保方策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	1,149	1,138	1,126	1,110	1,098
確保方策（B）	1,149	1,138	1,126	1,110	1,098
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

ニーズに適切に対応しつつ、引き続き事業関係者との連絡調整及び共通理解を図り、事業を実施します。



(11) ファミリー・サポート・センター事業

【 概要 】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【 現状 】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
育児支援件数（総数）	4,027	3,971	3,601	4,385	4,643
育児支援件数（小学生）	1,190	1,060	763	1,026	948

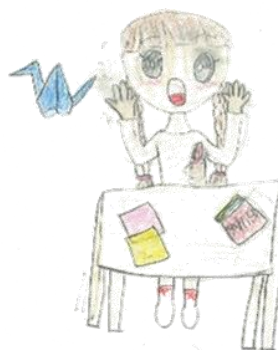
【 量の見込みと確保方策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	9,597	9,580	9,606	9,508	9,349
確保方策（B）	9,597	9,580	9,606	9,508	9,349
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

多様化するニーズに適切に対応するため、講習会の実施等により提供会員の資質向上を図ります。

今後も、活動件数の増加に向けて、活動内容の充実を図りながら提供会員の確保に努めます。



(12) 妊婦健康診査事業

【 概要 】

医療機関において妊婦の健康診査を行うことで、健康管理を促し、妊婦及び乳児の死亡率の低下、流産・死産の防止を図る事業です。

妊娠の届け出の際に母子健康手帳交付と併せて14回分の妊婦健康診査受診票を交付します。また、出産予定日現在35歳以上となる妊婦を対象に、超音波検査1回分の受診票を交付します。

【 現状 】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受診対象者数	1,533	1,613	1,491	1,406	1,402
受診券交付数(延べ)	21,462	22,582	20,874	19,684	19,628

【 量の見込みと確保方策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,396	1,386	1,375	1,360	1,348
検診回数(延べ)	15,356	15,246	15,125	14,960	14,828
確保体制	実施医療機関4か所 日野市立病院他3病院 0歳児の人口推計から算出 母体や胎児の健康確保を図るため、妊婦健康診査を継続実施していく。				

【 今後の方向性 】

妊娠期の経済的負担を軽減し、適正な時期に定期的な受診がされるよう促すことにより、異常の早期発見・早期治療及び精神的不安の解消を目指していきます。

また、受診対象者全員が受診できるように、見込まれる量に対して体制を確保します。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、私立幼稚園(新制度園を除く)に在籍する子どもの保護者に対して施設に支払った給食費のうち、副食材料費に相当する額を助成する事業です。



第 7 章 計画の推進に向けて

1 施策の実施状況の点検

本計画に基づく取り組みの実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取り組みの充実・見直しを検討する等、PDCAサイクルを確保し本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「日野市子ども・子育て支援会議」において、施策の実



施状況について点検、評価し、これに基づいて対応を実施するものとします。

施策の実施状況を確認するためには、より多くの市民の方々からご意見をいただくことが必要です。そのため、従来のアンケートだけでなく、市から積極的に若者が活動する場所に出向いて意見を聴取していく等、様々な手法を検討します。

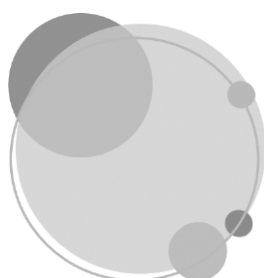
2 計画の進捗状況の公表

計画の進捗状況は、次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法で定められている事業について、年に1回ホームページで公表します。

また、計画の見直しや国の動向等で、市民生活に影響を及ぼすと判断される事由が発生した時は、パブリックコメント（意見公募）を実施するとともに、広報やホームページで周知します。

3 市民・企業・関係機関との連携

計画を推進していくためには、児童相談所等の行政組織、民生委員・児童委員協議会や子育てに関係する市民活動団体等との連携、そして、地域の方たちの協力と参加が必要です。そのため、市民に対して積極的に情報提供をしていくとともに、市と各種団体、地域住民との連携を図ります。市町村は子育てに対して多様化するニーズに対応していくため、保育士、教員、保健師などの子育てに関わる専門職員だけでなく、ボランティアなど、子育て支援を担う幅広い人材の確保・育成に努め、幅広い連携を図りながら、地域資源を活かした子育て支援の充実を図ります。



資料編

1 子ども・子育て支援会議議事一覧

開催日	議題
令和元年6月20日	第1回 子ども・子育て支援会議 〔審議事項〕 ①日野市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ②次期計画策定について 〔報告事項〕 ①幼児教育無償化について ②令和元年度スーパーひのっち「なつひの」の実施について ③子ども家庭相談受理件数について
令和元年8月1日	第2回 子ども・子育て支援会議 〔審議事項〕 ①新!ひのっ子すくすくプラン(第5章 163 事業)の進捗状況について ②次期計画策定について ③幼児教育無償化について 〔報告事項〕 ①令和3年度学童クラブ民間活力導入(運営委託)について
令和元年9月26日	第3回 子ども・子育て支援会議 〔審議事項〕 ①量の見込みについて ②次期計画の体系に基づく施策・事業について 〔報告事項〕 ①(仮)子ども包括支援センター基本方針について ②公立保育園の民営化について ③実費徴収に係る補足給付を行う事業について
令和元年10月31日	第4回 子ども・子育て支援会議 〔審議事項〕 ①次期計画の体系に基づく施策・事業について(一部変更) ②量の見込み及び確保方策について(第5章・第6章) ③計画書(素案)について 〔報告事項〕 ①学童クラブの民間活力の導入(運営委託)について
令和元年11月28日	第5回 子ども・子育て支援会議 〔審議事項〕 ①計画書(素案)について ②パブリックコメントについて
令和2年2月20日	第6回 子ども・子育て支援会議 〔審議事項〕 ①次期計画パブリックコメントの報告について ②次期計画書素案について 〔報告事項〕 ①学童クラブ民間活力の導入等に関する検討会について ②とよだ保育園民営化に関する報告書について

2 子ども・子育て支援会議委員名簿

※計画の策定を行った平成31年4月から令和2年3月に委嘱をした委員を記載しています。

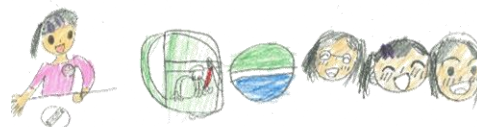
(◎会長 ○副会長)

区 分	団体名等	氏 名	備 考
子どもの保護者	日野市公立保育園父母会連合会 会長	門田 剛和	
	日野市私立幼稚園父母連合会 副会長	浅原 早苗	
	日野市学童保育連絡協議会 会長	朝倉 梢恵	
	日野市立小中学校PTA協議会 顧問	東 桜子	
地域において 子どもの育成及び 子育ての支援活動 に携わる者	日野市青少年育成会連合会 大坂上中地区青少年育成会	横川 恭子	
	日野市青少年委員の会	寺田 達也	
	日野市民生委員・児童委員協議会 東部地区副会長	久富 明美	
事業主を 代表する者	コニカミノルタ株式会社 人事部 タレントマネジメントグループ	北村 昭子	
労働者を 代表する者	連合南多摩地区協議会 副議長	佐々木 慎也	
子ども・子育て支援 に関する事業に 従事する者	日野市私立幼稚園協会 会長	稲田 勝之	
	日野市社会福祉法人立保育園連合会	原嶋 正子	
	一般社団法人 東京都認証保育所事業者の会 代表理事	青嶋 暁子	
	特定非営利活動法人 子どもへのまなざし 理事	小俣 彰男	
	特定非営利活動法人 市民サポートセンター日野 理事・事務局長	土屋 和子	○
学識経験者	実践女子大学 教授	田中 正浩	◎
公募市民	公募市民	柊澤 利也	
関係行政機関の職 員	日野市公立小学校長会 日野第七小学校 校長	小林 光市	
	日野市教育委員会教育部 部長	山下 義之	
	日野市健康福祉部 部長	赤久保 洋司	
	日野市子ども部 部長	篠崎 忠士	

3 子ども・子育て支援会議事務局名簿

※計画の策定を行った平成31年4月から令和2年3月に携わった職員を記載しています。

部 署	役 職	氏 名	備 考
子育て課	課長	仁賀田 宏	
	課長補佐	熊谷 真知子	
		木暮 博	
	副主幹	佐々木 哲	
	係長	大沢 百代	
		横堀 加奈代	
	主査	中村 由加里	
保育課	主任	奥 絵里奈	
	課長	中田 秀幸	
	課長補佐	綿貫 真二	
	係長	前島 洋一	
		石原 収	
子ども家庭支援センター	主査	奥村 周	
	センター長	正井 暢子	
	係長	小出 剛	
		藤井 美奈子	
		吉沢 隆助	
	主査	三輪 昇史	



かくどう大スキ♡

4 日野市子ども・子育て支援会議条例

平成 25 年 9 月 30 日

条例第 24 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、日野市子ども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）を置く。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第 3 条 支援会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 支援会議は、前項に規定する事務に関し、必要に応じ市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 4 条 支援会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者（市内に住所を有する者に限る。）
- (2) 地域において子どもの育成及び子育ての支援活動に携わる者
- (3) 市内の民間企業の事業主を代表する者
- (4) 市内の民間企業の労働者を代表する者
- (5) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (6) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第 6 条 支援会議に、会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、支援会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 支援会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 支援会議は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。

3 支援会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、支援会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第9条 支援会議は、専門的な事項を調査審議するため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第10条 委員の報酬は、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和38年条例第13号)の定めるところによる。

(庶務)

第11条 支援会議の庶務は、子ども部において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

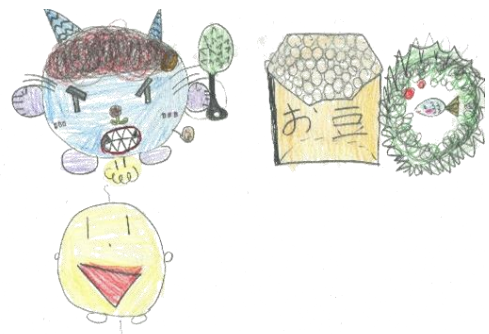
付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和38年条例第13号)の一部を次のように改正する。



5 日野市子ども・子育て支援会議条例施行規則

平成 25 年 11 月 27 日

規則第 53 号

(趣旨)

第1条 この規則は、日野市子ども・子育て支援会議条例（平成 25 年条例第 60 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長は、条例第 1 条に規定する日野市子ども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題その他必要な事項を支援会議の委員（以下「委員」という。）に通知するものとする。

(欠席の申出)

第3条 委員は、支援会議に出席することができないときは、あらかじめ、その旨を会長に申し出なければならない。

(会議の公開等)

第4条 支援会議は、公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 会長は、あらかじめ設けた傍聴席が満員になったときは、傍聴を制限することができる。

4 傍聴人は、会長が会議を非公開とすると判断した場合は、速やかに退場しなければならない。

5 会長は、傍聴人が指示に従わないときは、退場させることができる。

(協力の依頼)

第5条 条例第 8 条の規定に基づく関係者に対する必要な協力等の依頼は、会長が行う。

(議事録)

第6条 議事録における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

- (1) 支援会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 議事となった事項

2 議事録及び配布資料は、公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

- 3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(専門部会)

第7条 条例第9条に規定する専門部会（以下「部会」という。）は、支援会議から付託された専門的な事項について調査審議するものとする。

- 2 部会は、会長が指名する委員及び条例第8条の規定により会長が認めた関係者（以下「部会員」という。）をもって組織する。

(部会長等)

第8条 部会に部会長を置き、会長が指名する部会員がこれに当たる。

- 2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 3 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。
- 4 部会は、部会員の過半数の出席をもって成立するものとする。
- 5 部会の議事は、出席部会員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第9条 部会長は、部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(準用)

第10条 第2条から第6条までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「支援会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(支援会議への報告)

第11条 部会長は、支援会議から付託された事項について調査審議をしたときは、その結果を支援会議に報告しなければならない。

(委員の辞職)

第12条 委員を辞職しようとするときは、事由を付して市長に届け出なければならない。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、支援会議の議事その他の運営に関し必要な事項は、会長が支援会議に諮って定めるものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。



新！ひのっ子すくすくプラン
～第2期日野市子ども・子育て支援事業計画～

令和2年3月
発行 日野市 編集 子ども部子育て課
〒191-8686 東京都日野市神明一丁目12番地の1
TEL 042-514-8579（直通） FAX 042-583-4198
E-MAIL jidouf@city.hino.lg.jp

表表紙・挿絵は、学童クラブに在籍する子どもたちの作品です。
写真は、令和元年度家族ふれ愛写真展における受賞作品です。